

埼玉県鳩山町

史跡南比企窯跡保存活用計画(案)

鳩山町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	2
1 委員会の設置	2
2 委員会の開催状況	3
第4節 行政施策との関係	7
1 行政計画・施策との関係	7
2 主な関連法令等	11
第5節 計画の実施	18
1 保存活用計画の対象範囲	18
2 計画期間	18

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第1節 鳩山町の町勢	20
1 沿革	20
2 人口	20
3 土地利用	21
4 産業	21
5 觀光	22
第2節 自然的環境	23
1 地形	23
2 地質	24
3 気象	25
4 植生	26
5 動物相	29
6 防災	31
第3節 歴史的環境	33
1 古墳時代以前の様相	33
2 古墳時代	33
3 飛鳥時代	34
4 奈良・平安時代	34
5 鎌倉時代から南北朝時代	36
6 戦国時代	37
7 江戸時代	37
8 近代	38
第4節 社会的環境	40
1 交通アクセス	40

2 指定文化財等	41
第5節 南比企窯跡群の概要	46
1 位置と周辺地形	46
2 周辺の地質	47
3 窯跡分布と変遷	48

第3章 史跡南比企窯跡の概要

第1節 指定の経緯	54
1 指定に至る経緯	54
2 指定内容	55
3 指定地の範囲と地番	58
第2節 発掘調査の成果	63
1 石田遺跡	63
2 新沼窯跡	69
3 天沼遺跡	76
第3節 史跡指定地の現況	80
1 石田遺跡	80
2 新沼窯跡	81
3 天沼遺跡	81

第4章 史跡の本質的な価値

第1節 南比企窯跡の本質的な価値	83
第2節 構成要素の区分と設定	84
1 構成要素	84
2 指定地と関連する遺跡の歴史的要素	86

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題	88
第2節 活用の現状と課題	90
第3節 調査の現状と課題	92
第4節 整備の現状と課題	92
第5節 運営・体制の整備の現状と課題	93

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱	95
第2節 基本方針	95
1 保存・管理の基本方針	95
2 活用の基本方針	95
3 調査の基本方針	96
4 整備の基本方針	96
5 運営・体制の整備の基本方針	96

第7章 保存・管理

第1節 保存・管理の方向性	97
---------------	----

1 全体の方向性	97
2 地区別の方向性	97
第2節 保存・管理の方法	100
1 全体の方法	100
2 地区別の構成要素毎の保存管理の方法	101
第3節 現状変更等の取扱い基準	103
1 史跡の現状変更等の取扱いに関する法令・基準	103
2 史跡の南北企窓跡における現状変更等の取扱いの基本方針	104
3 追加指定と公有地化について	106
第8章 活用	
第1節 活用の方向性	107
第2節 活用の方法	107
第9章 調査	
第1節 調査の方向性	110
第2節 調査の方法	110
第10章 整備	
第1節 整備の方向性	112
第2節 整備の方法	112
第11章 運営・体制の整備	
第1節 運営・体制の整備の方向性	115
第2節 運営・体制の方法	115
第12章 施策の実施計画の策定・実施	
第1節 実施計画の方向性	117
第2節 実施計画の概要	117
第13章 経過観察	
第1節 経過観察の方向性	121
第2節 経過観察の方法	123
巻末資料	125

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

昭和 59 年から 60 年のゴルフ場開発や平成 5 年の赤沼地区の土地改良事業に伴う発掘調査等の成果により、南比企窯跡群の歴史的価値が町民をはじめ、全国的に知られるようになった。これらの調査内容を検討した結果、町では貴重な歴史遺産である南比企窯跡群を後世に継承するため国指定史跡化をめざすこととした。

平成 24 年から平成 27 年にかけて、石田遺跡第 2 次～第 4 次調査を実施し、また平成 22 年から平成 24 年にかけて、新沼窯跡第 1 次～第 4 次調査を実施し、令和 4 年には南比企窯跡群のこれまでの調査結果を総括した『南比企窯跡群総括報告書 I』を刊行し、その後に意見具申書を提出し、国の文化審議会の答申を得て、令和 5 年 3 月 20 日に、南比企窯跡として文化財保護法に基づき国の史跡に指定された。

史跡などの文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであると同時に、将来の文化向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産である。町としても地域活性化・観光面を含めた積極的な利活用が必要と考えている。

そこで、南比企窯跡を適切な環境で保存するための措置を講じるとともに、多くの町民、来訪者に親しまれるような整備活用を推進するため保存活用計画を策定し、史跡の適切な保存と活用を図ることとした。

第2節 計画の目的

広義の南比企窯跡群は、6 世紀前半から 10 世紀中頃にかけて、須恵器や瓦を生産した東日本最大級の窯跡で、本町を中心に嵐山町・ときがわ町・東松山市の一帯にかけて分布する。これまでの分布調査や発掘調査で 500 基以上の窯跡が確認され、工房を含む集落や粘土採掘坑などの関連遺跡を含めると東西約 4.5 km・南北約 5 km に及ぶことが判明している。今回の国史跡指定は、このうち赤沼地区窯跡群中の石田遺跡、泉井地区窯跡群中の新沼窯跡と天沼遺跡を中心としたものである。

一方暫定的な見学のための園路や解説案内類は少なく、史跡指定されてからの認知度が高まりつつある中で、より多くの来訪者を受け入れる状況には至っていない。

以上のことを踏まえ、窯跡としての価値を後世に継承し、これを多面的に活かした活用を図るための課題を整理し、保存・活用・調査・整備・運営体制の取組が進められるよう保存活用計画を策定する。また、計画の直接的な対象は、上記指定の範囲であるが、町内に数多く残る窯跡等との関係を考慮し、広域的視野に立った計画策定が必要である。

第3節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

計画の策定にあたっては、学識・経験を有する専門家の指導と助言を反映させるために、「史跡南比企窯跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

設置要綱と構成員及び委員会の開催状況は、以下の通りである。

史跡南比企窯跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第1項の規定に基づき、史跡南比企窯跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という）を策定するため、史跡南比企窯跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 南比企窯跡の保存・活用・整備等に関する事項
- (2) 保存活用計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した年度の末日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

構成員一覧

委員

須田 勉（委員長）	元国士館大学教授（学識経験者/考古学）
酒井清治（副委員長）	元駒澤大学教授（学識経験者/考古学）
中澤利雄	東松山市文化財専門調査員（学識経験者/植生）
山名美和子	鳩山町文化財保護委員長（地元代表）
日坂和久	鳩山町商工会副会長（地元代表/地域振興）
石井君一	地権者〈石田遺跡〉（地元代表/赤沼地区）
千賀良治	地権者〈天沼遺跡・新沼窯跡〉（地元代表/泉井地区）
千賀将志	鳩山町立亀井小学校校長（教育関係者）

オブザーバー

浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門主任文化財調査官
倉澤麻由子	埼玉県教育局文化財・博物館課

事務局

島野紀美夫	鳩山町教育委員会事務局長
関口健二	鳩山町教育委員会事務局 文化財保護・町史担当主幹
飯塚光生	鳩山町教育委員会事務局 文化財保護・町史担当副主幹
新田未希子	鳩山町教育委員会事務局 文化財保護・町史担当主事

2 委員会の開催状況

令和6年度

第1回委員会 令和6年9月30日（月）於 多世代活動交流センター3階 集会室M3

議 事

- （1）委員長・副委員長の選任について
- （2）保存活用計画策定の事業工程案について
- （3）保存活用計画の目次について
- （4）指定範囲と保存活用計画の対象範囲の設定について

令和6年度

第2回委員会 令和7年1月31日（金）於 多世代活動交流センター3階 集会室L1

議 事

- （1）保存活用計画（案）の内容検討について

第1章 計画策定の経緯・目的

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第3章 史跡南比企窓跡の概要

第4章 史跡の本質的価値

第5章 史跡の現状と課題



第2回 委員会会議

令和6年度

第3回委員会 令和7年2月26日（水）於 多世代活動交流センター3階 集会室M3

議 事

（1）第1章から第3章までの内容の修正案について

第1章 計画策定の経緯・目的

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第3章 史跡南比企窓跡の概要

（2）第4章及び第5章の内容検討について

第4章 史跡の本質的な価値

第5章 史跡の現状と課題



第3回 委員会会議

令和7年度

第1回委員会 令和7年6月26日（木）於 多世代活動交流センター3階 集会室M3

議 事

（1）前回指摘事項における計画内容案の修正案について

- (2) 令和7年度の保存活用計画策定工程の目次構成について
- (3) 第6章以降の計画内容案の検討について



第1回 委員会会議

令和7年度

第2回委員会 令和7年9月26日（金）於 多世代活動交流センター3階 集会室M3
議 事

- (1) 第1章から第5章までの内容の修正案について
- (2) 前回指摘事項における計画内容案の修正について
- (3) 第9章から第13章までの内容検討について



第2回 委員会会議

令和7年度

第3回委員会 令和7年11月17日（月）於 多世代活動交流センター3階 集会室M3
議 事

- (1) 序内検討委員会の意見について
- (2) 史跡南比企窯跡保存活用計画の素案について
- (3) 今後の計画スケジュールについて

第4節 行政施策との関係

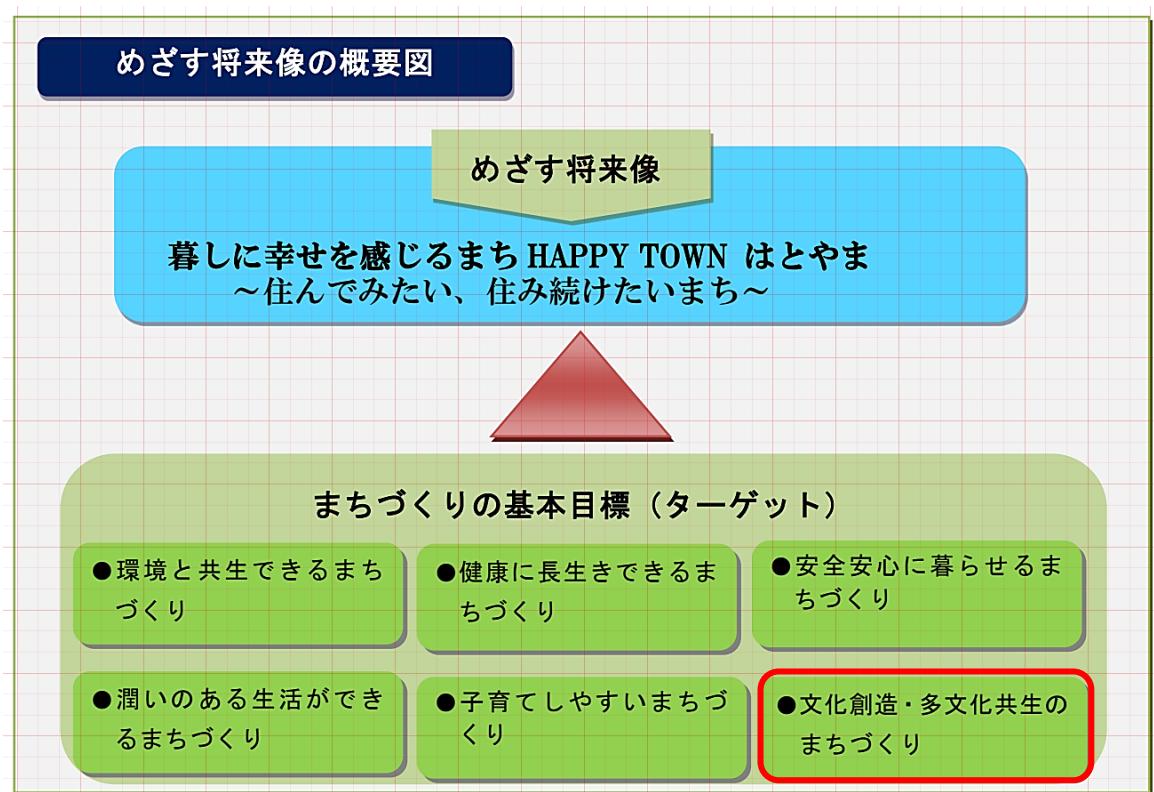
1 行政計画・施策との関係

(1) 第6次鳩山町総合計画（2022年度～2029年度）

本町では令和4年度から令和11年までを計画期間とする「第6次鳩山町総合計画」に基づくまちづくりを進めている。

総合計画では、本町が目指す将来像 **暮らしに幸せを感じるまち HAPPYTOWN はとやま**～住んでみたい・すみつけたいまち～を実現するため、6つの基本目標を掲げている。南比企窯跡に関わる項では、町の潜在的な魅力として、歴史文化のなかで古代的景観として貴重なものであると表現され、国の史跡指定化に向けて取り組むことがあげられている。

基本目標では、**文化創造・多文化共生のまちづくり**に位置づけられている。



めざす将来像と6つの基本目標

（2）鳩山町教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）

鳩山町教育委員会では、令和4年度からの5年間（令8年）を計画期間とする「第2期鳩山町教育振興基本計画」を策定した。ここでは5年間を通じて目標とすべき教育の姿として、2つの基本方針をあげている。

本計画は、基本方針2とこれを目指す基本目標9にあたる。

方針1

自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもを育成します

方針2

生涯にわたり支え合い・学び合う地域づくりを推進します

基本目標8 生涯にわたる学びの推進

基本目標9 文化・芸術の振興

1 文化芸術活動の充実

2 伝統文化の保存と持続的な活用

3 南比企窯跡群の国史跡指定への登録推進と指定後の啓発・活用検討

南比企窯跡群の国指定史跡化を目指し、学術評価委員会の開催・運営や史跡指定範囲の確認、発掘調査等を実施し、発掘調査内容の整理・調査を進め、総括報告書を刊行した。学術評価書など国文化審議会への意見具申を行い、令和4年度の指定を目指します。

国史跡指定後は展示会の開催やマスコミへの情報提供など、史跡や調査結果の積極的な公開を行っていきます。

4 各種文化財の調査研究

5 伝統文化の保存・活用・価値の再評価

6 伝統文化の魅力発信と学ぶ機会の充実

7 学校教育・生涯学習との連携

基本目標10 スポーツの推進

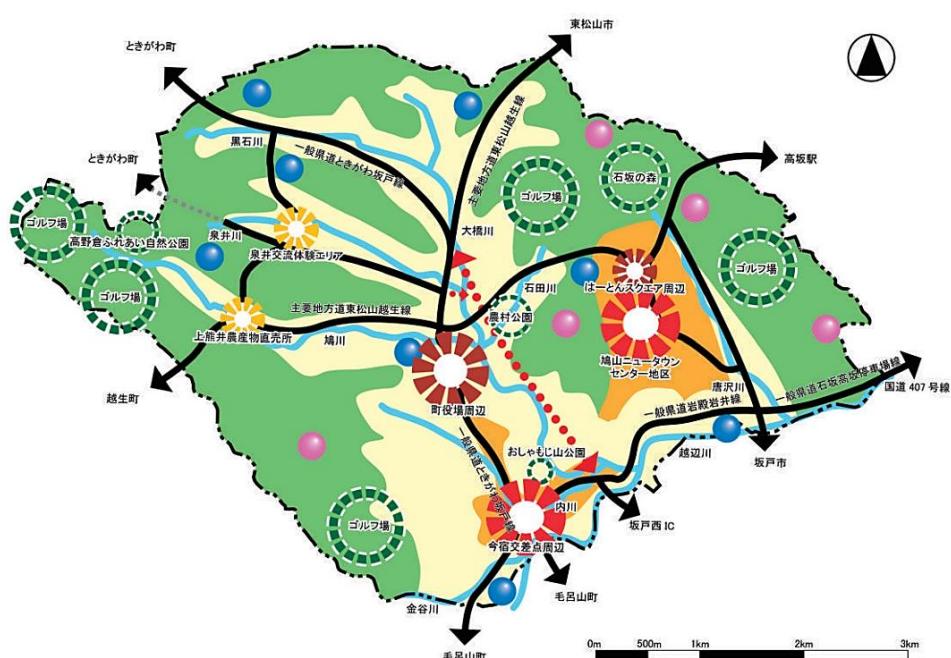
（3）都市計画マスタープラン

本町では、令和4年度「鳩山町都市計画マスタープラン」を策定した、これは概ね20年の中長期を見据えた計画である。

この計画では、本町が目指す都市計画マスタープランのまちづくりの目標を「**健康で安全安心な、潤いのある生活ができるまち**」を実現するため、3つの方向性を示し、さらに地域別構想では、町域を北部地域、南部地域、東部地域に区分して、各地域の特性を踏まえた目標を示している。

国指定史跡南比企窯跡のうち石田遺跡が所在する南部地域は、まちづくりの目標を、「新たな生活や産業が生まれ、町の伝統と共に存し相乗効果を生み出すまち」、天沼遺跡と新沼窯跡が所在する北部地域は、「生きがいのある暮らしを営まれ、町内外の人々が笑顔で交流しているまち」と定めている。この中で3つの史跡（南比企窯跡）について直接的な言及はされ

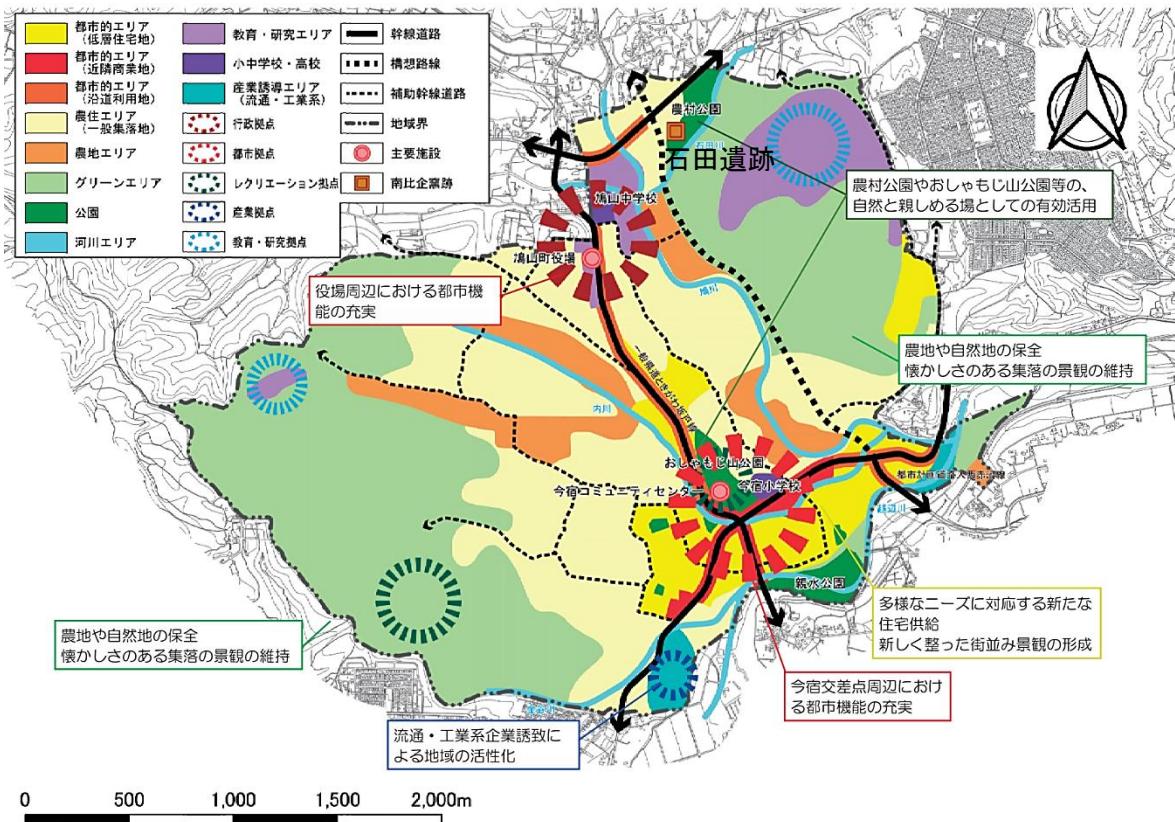
ていないが、地域毎の整備方針図には記載があり、また、地域が担う役割のなかには、南比企窯跡の保存活用が係わる点も多く、今後は新たな歴史や文化拠点としてのまちづくりを目指すことが重要である



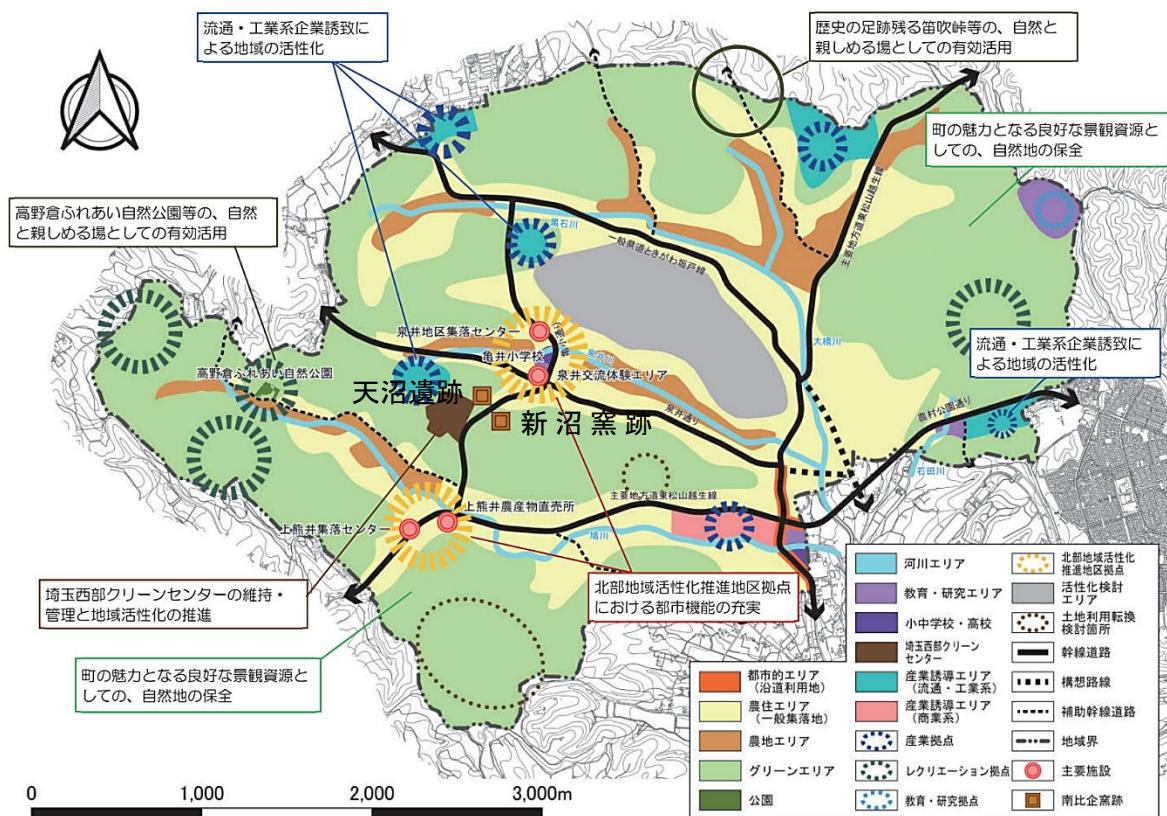
	幹線道路軸
	幹線道路（構想）
	河川環境軸
	行政拠点
	都市拠点
	北部地域活性化 推進地区拠点

	教育・研究拠点
	レクリエーション拠点
	産業拠点
	市街地環境ゾーン
	集落環境ゾーン
	自然環境ゾーン

将来都市構造図（一部加筆）



地域整備方針図（南部地域）



地域整備方針図（北部地域）

2 主な関連法令等

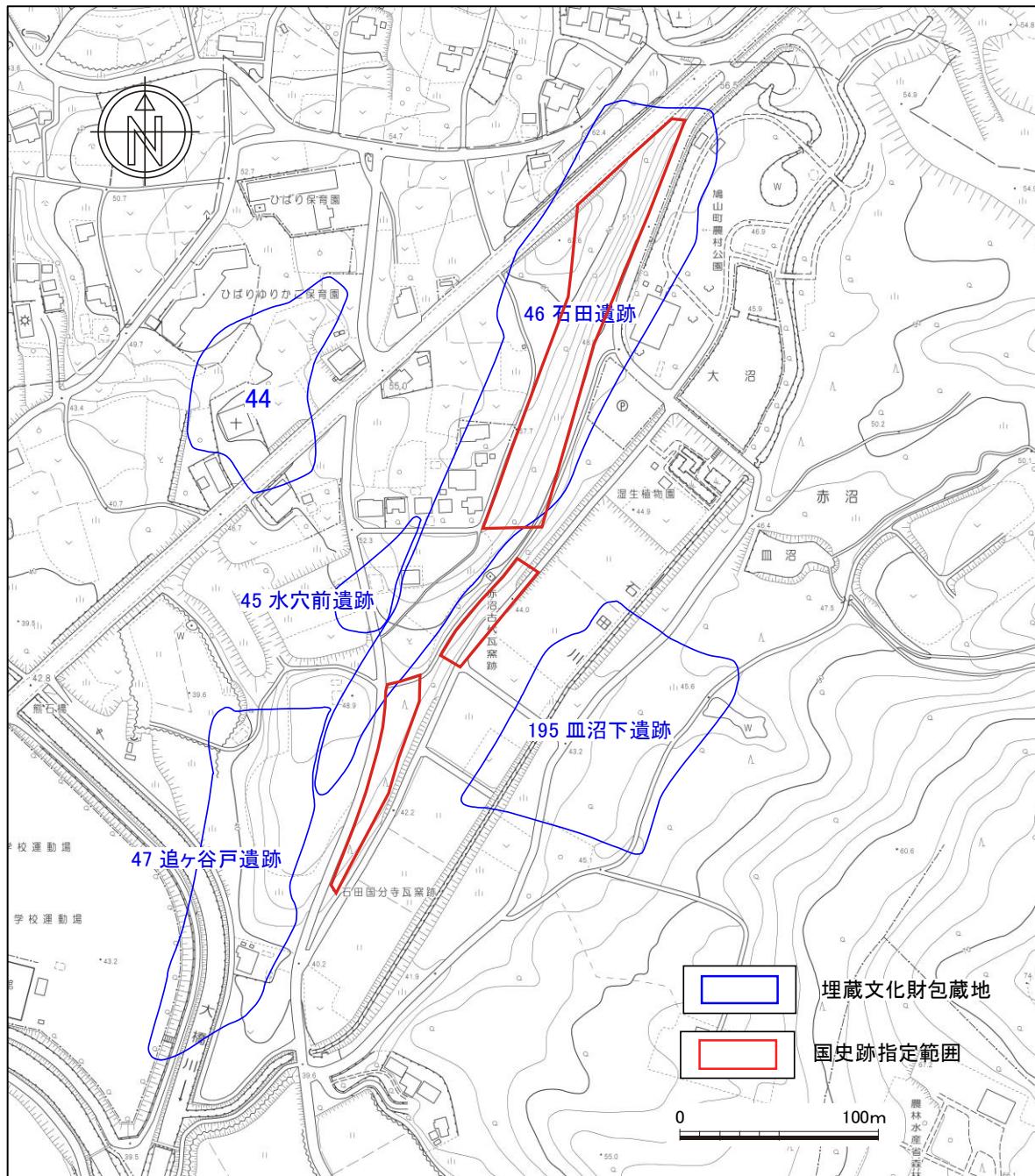
町全域は都市計画区域で、史跡南比企窓跡は市街化調整区域にしている。史跡指定地は埋蔵文化財包蔵地との重なりがある。その他森林や農業関係の規制があり、一部は埼玉県比企丘陵自然公園の一部となっている。

また、同規制のほか、町全域の対象として景観法があげられる。

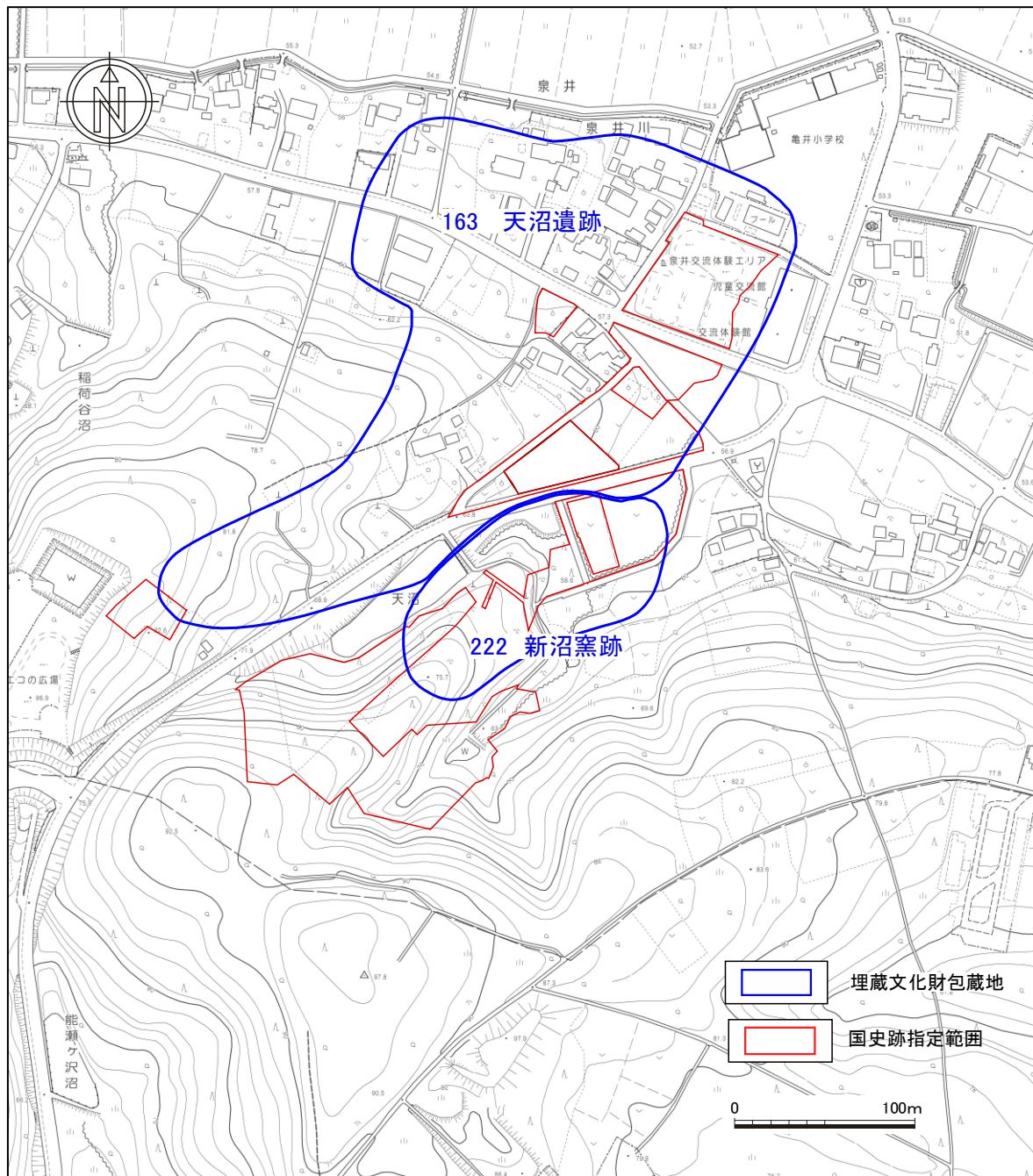
ここでは関連する主な法規制等を整理する。

該当する主な法規制一覧

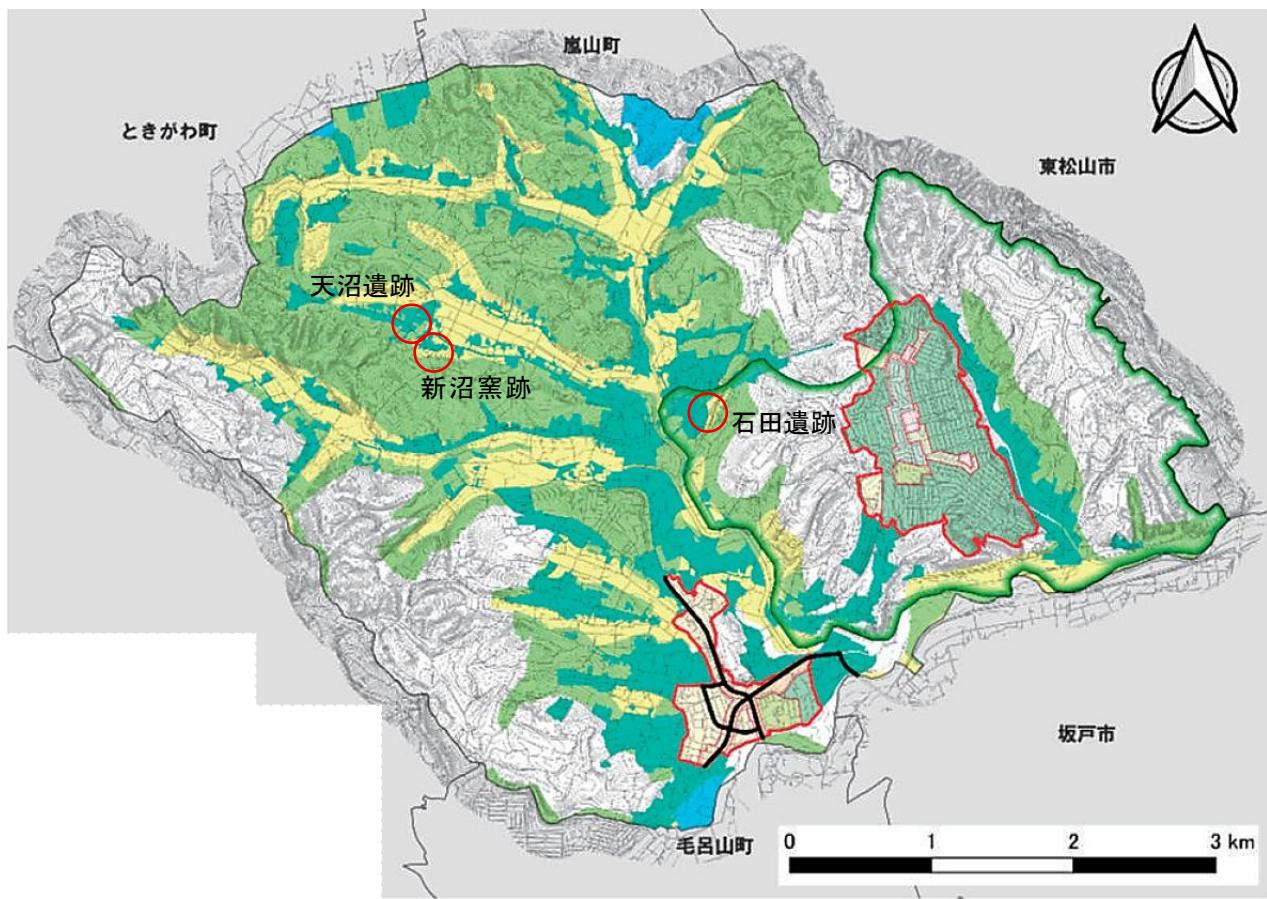
法令名	条項	規制の対象となる主な行為
文化財保護法	第 92 条	調査のための発掘に関する届出、指示及び復命
	第 93 条	土木工事のための発掘に関する届出及び指示
	第 125 条	現状変更の制限及び現状回復の命令
	※P12、P13 参照 史跡指定範囲に重複して、蔵文化財包蔵地範囲(鳩山町遺跡地図)が指定されている。	
都市計画法	第 7 条第 3 項	市街化を抑制すべき区域
	※町全体が都市計画区域で、市街化区域、市街化調整区域が設定され、市街化区域内には用途地域が指定されている。	
森林法	第 10 条の 2	開発行為の許可
	※P14 参照 新沼窓跡の一部が該当する。対象となる開発行為については許可が必要である。	
農地法	第 4 条	農地の転用に制限
	第 5 条	地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限
	※農地転用の許可等が必要である。	
農業振興地域の整備に関する法律	※P15 参照 ・天沼遺跡(泉井字天沼 566-1, 569-1, 570-1) ・新沼窓跡(泉井字天沼 572, 574-2)	
景観法	埼玉県景観条例	全域が景観規制の対象地である。そのため各種行為の規制が生じる。
	* 全県域	
埼玉県立自然公園条例	第 4 条	普通地域
	* 石田遺跡が含まれる。条例に定める行為を行う際に知事に届け出が必要。	
墓地、埋葬に関する法律	第 11 条	都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止について
	※P59 参照 ・新沼窓跡(泉井字天沼 557-1, 577-3, 577-4)	
道路法	第 91 条	道路の占用の許可
	第 95 条の2	道路予定区域内の工事の許可
	※P16,17 参照 史跡指定地内に町道が敷設されている。	



国史跡指定範囲と周辺の埋蔵文化財包蔵地（石田遺跡）



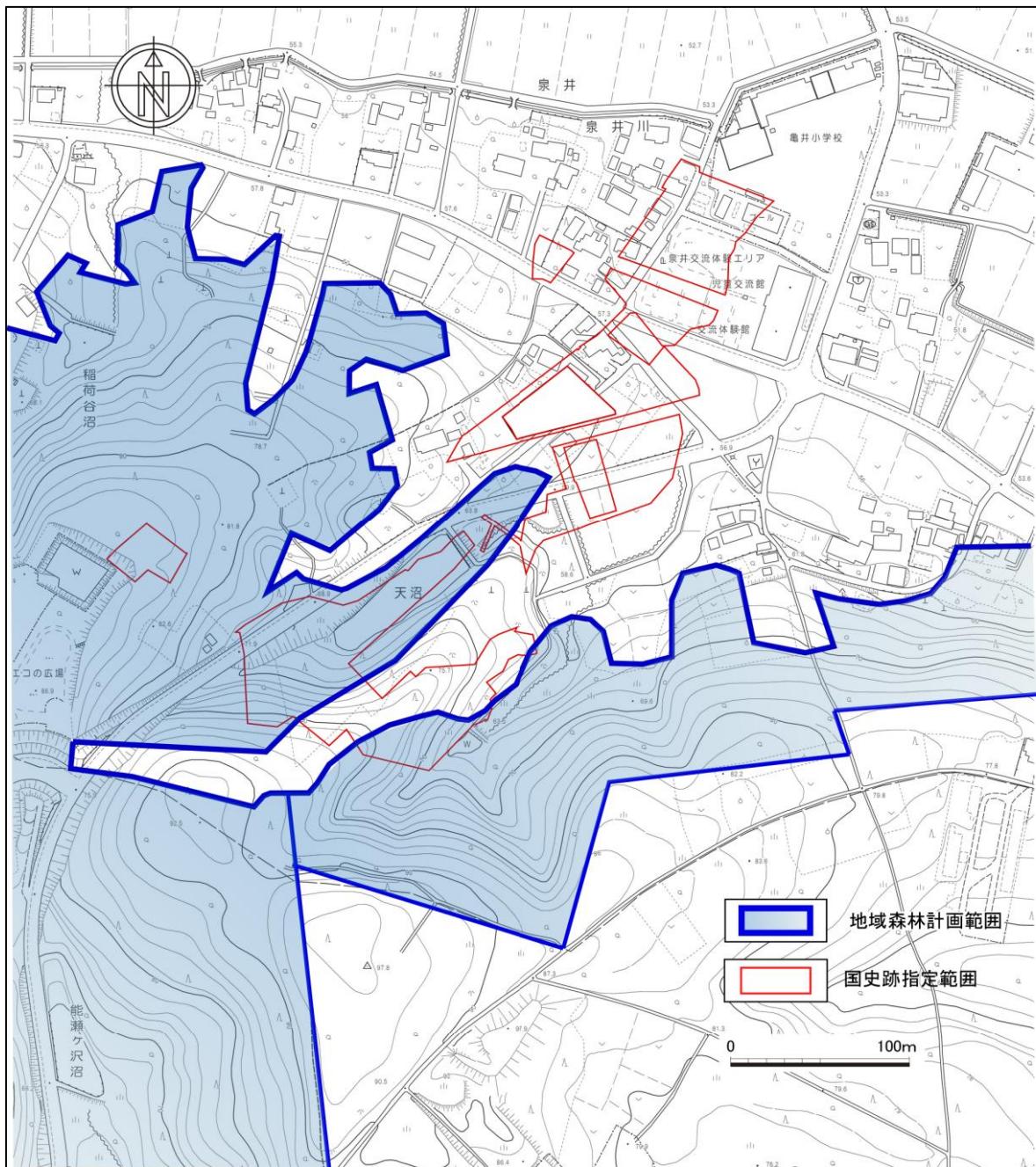
国史跡指定範囲と周辺の埋蔵文化財包蔵地（天沼遺跡、新沼窯跡）



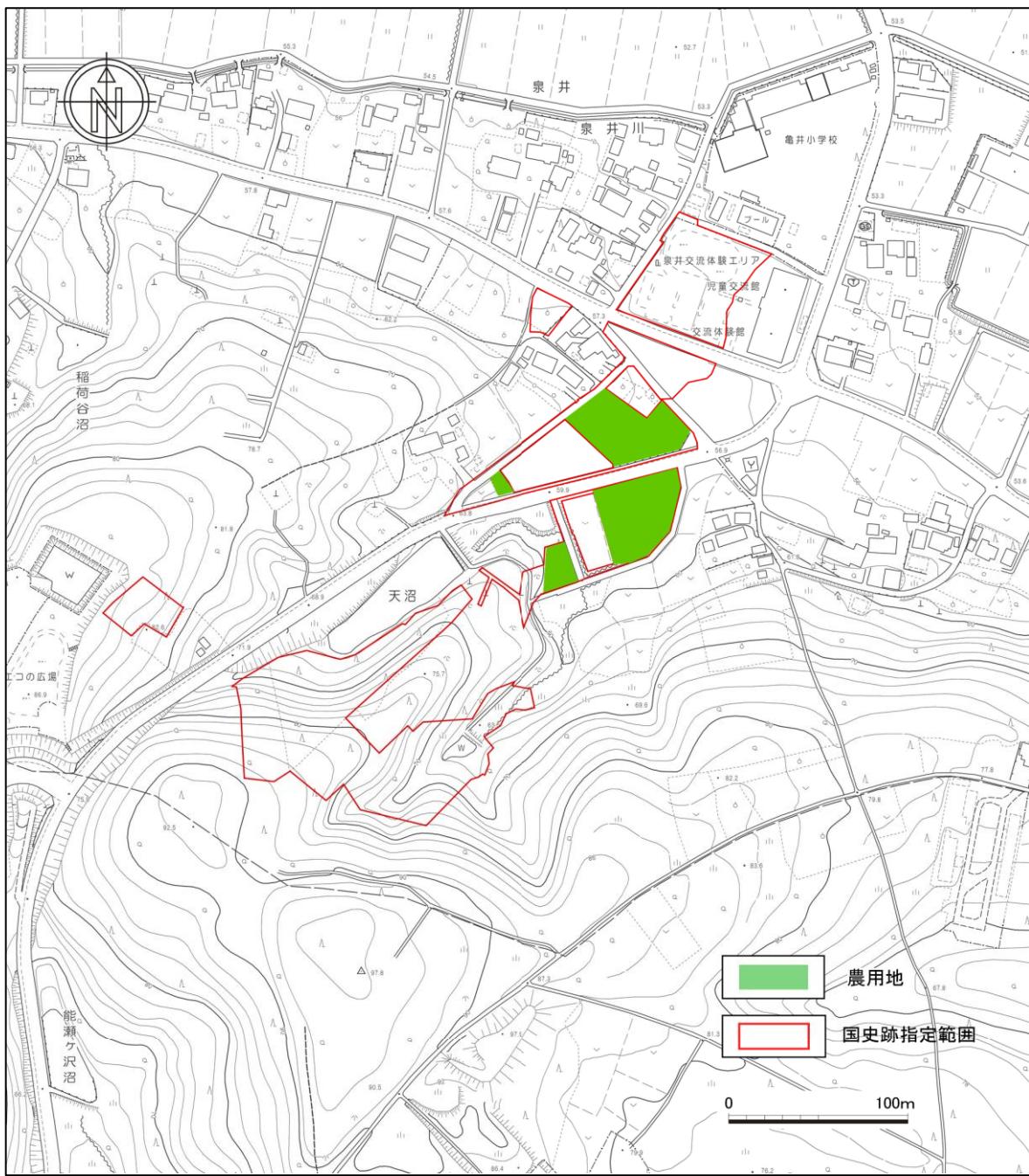
第一種低層住居専用地域	都市計画道路
第二種低層住居専用地域	農業振興地域
第一種中高層住居専用地域	農用地区域
第二種中高層住居専用地域	県立比企丘陵自然公園
第一種住居地域	行政区域 (鳩山町)
第二種住居地域	行政区域 (その他の市町村)
近隣商業地域	市街化区域
都市計画法第34条11号指定区域	
都市計画法第34条12号指定区域 (産業系)	

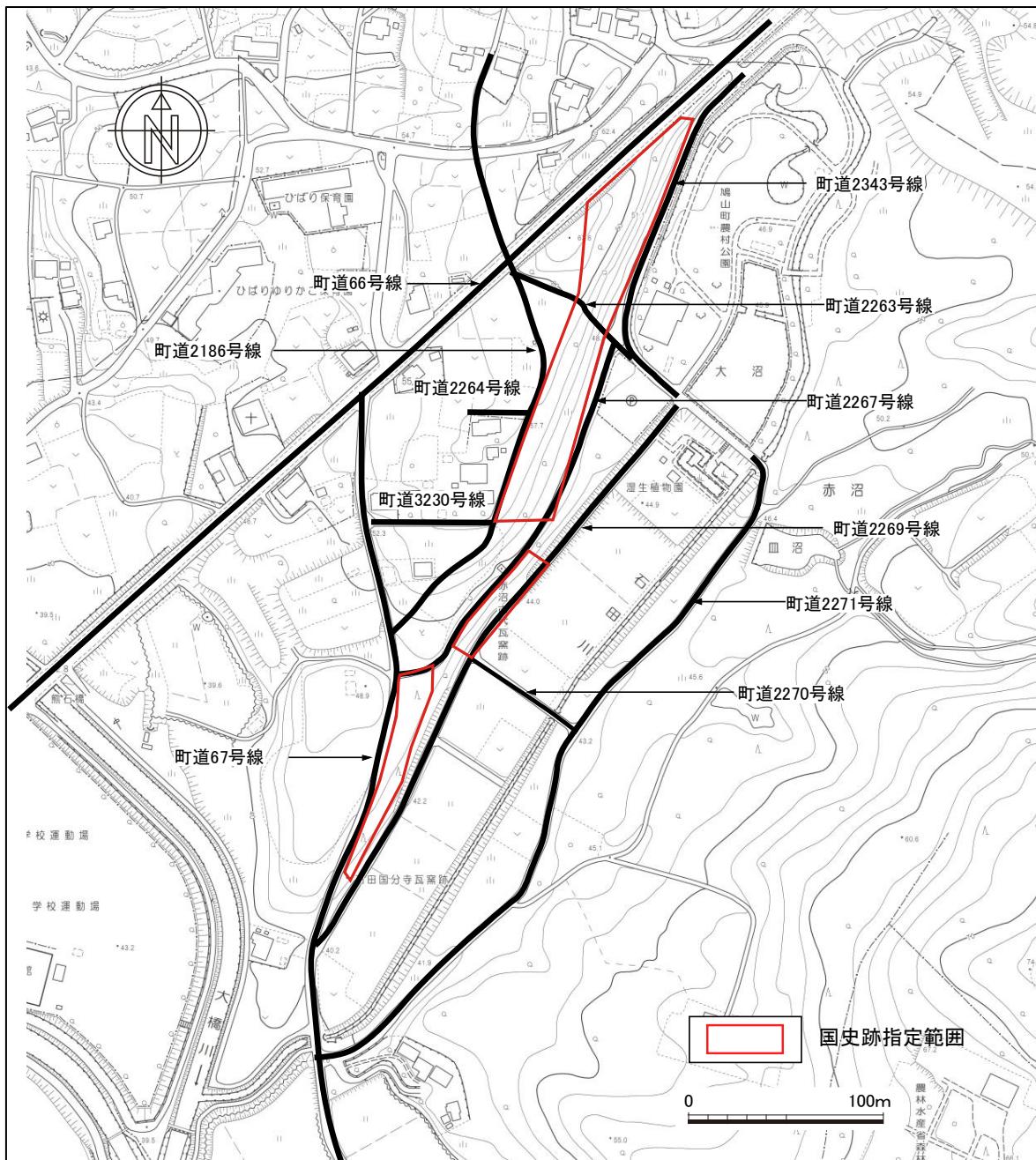
都市計画図（市街化区域、市街化調整区域、用途地域指定その他）

出典：都市計画マスターplanより抜粋、一部加筆

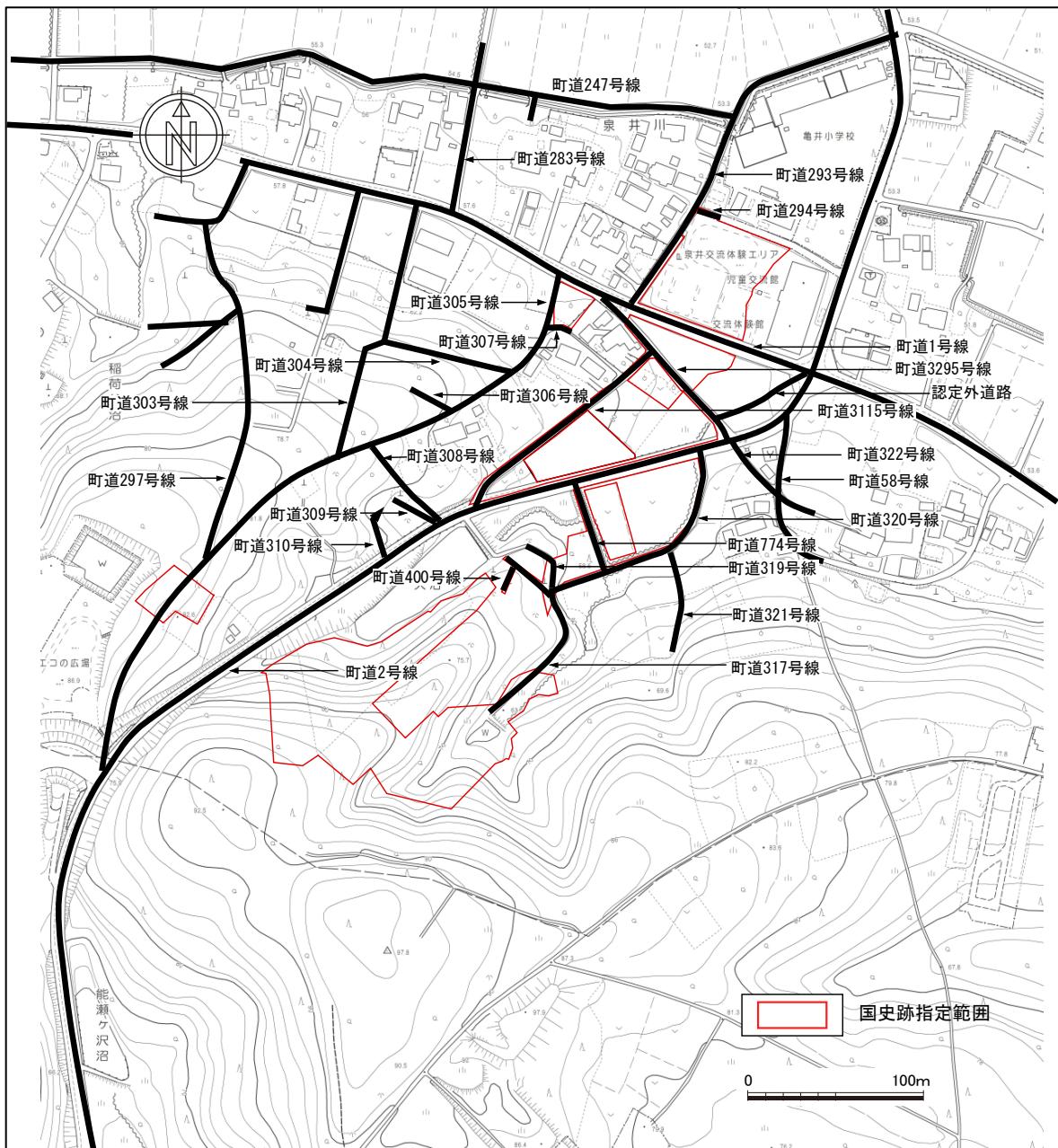


地域森林計画対象範囲（天沼遺跡、新沼窯跡）





周辺道路位置図（石田遺跡）



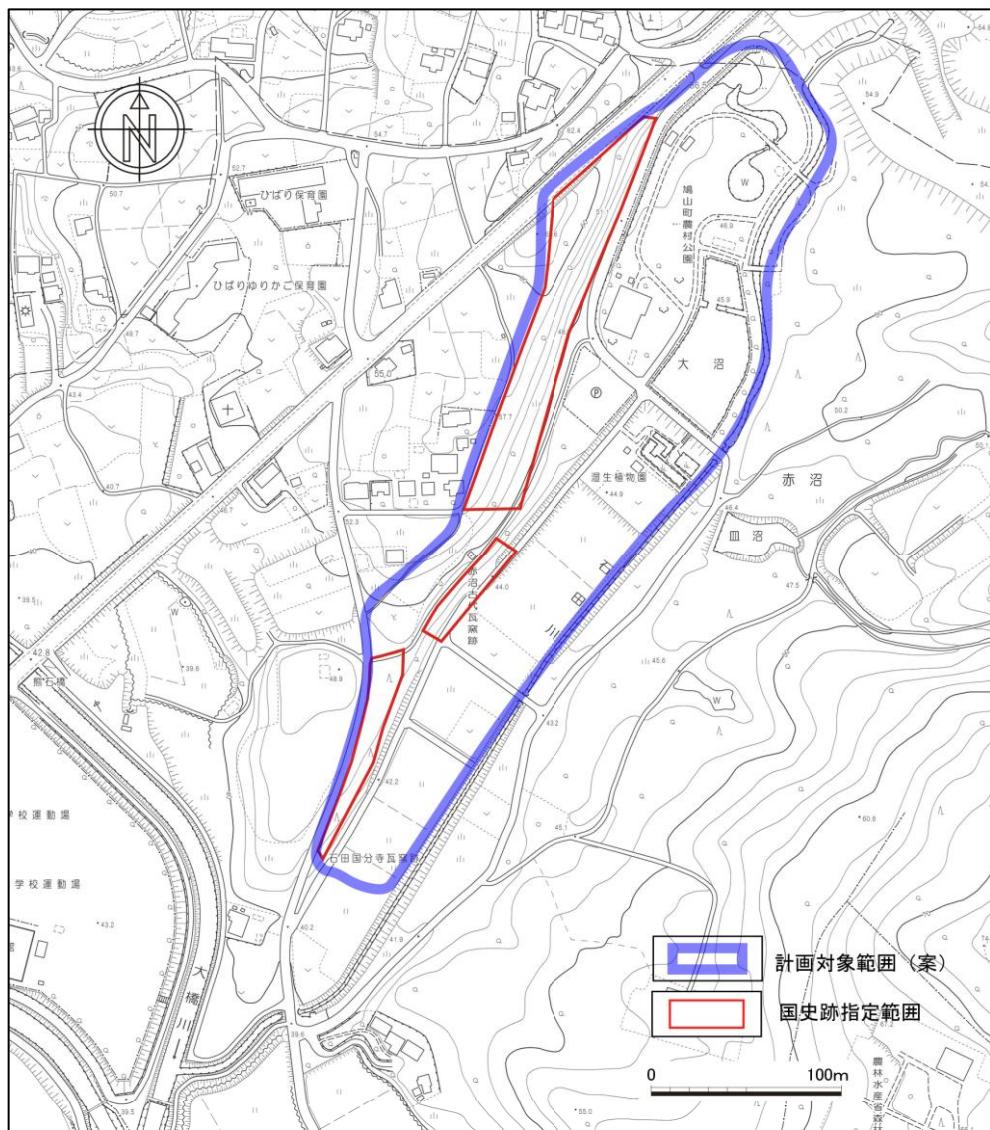
第5節 計画の実施

1 保存活用計画の対象範囲 (P18, 19)

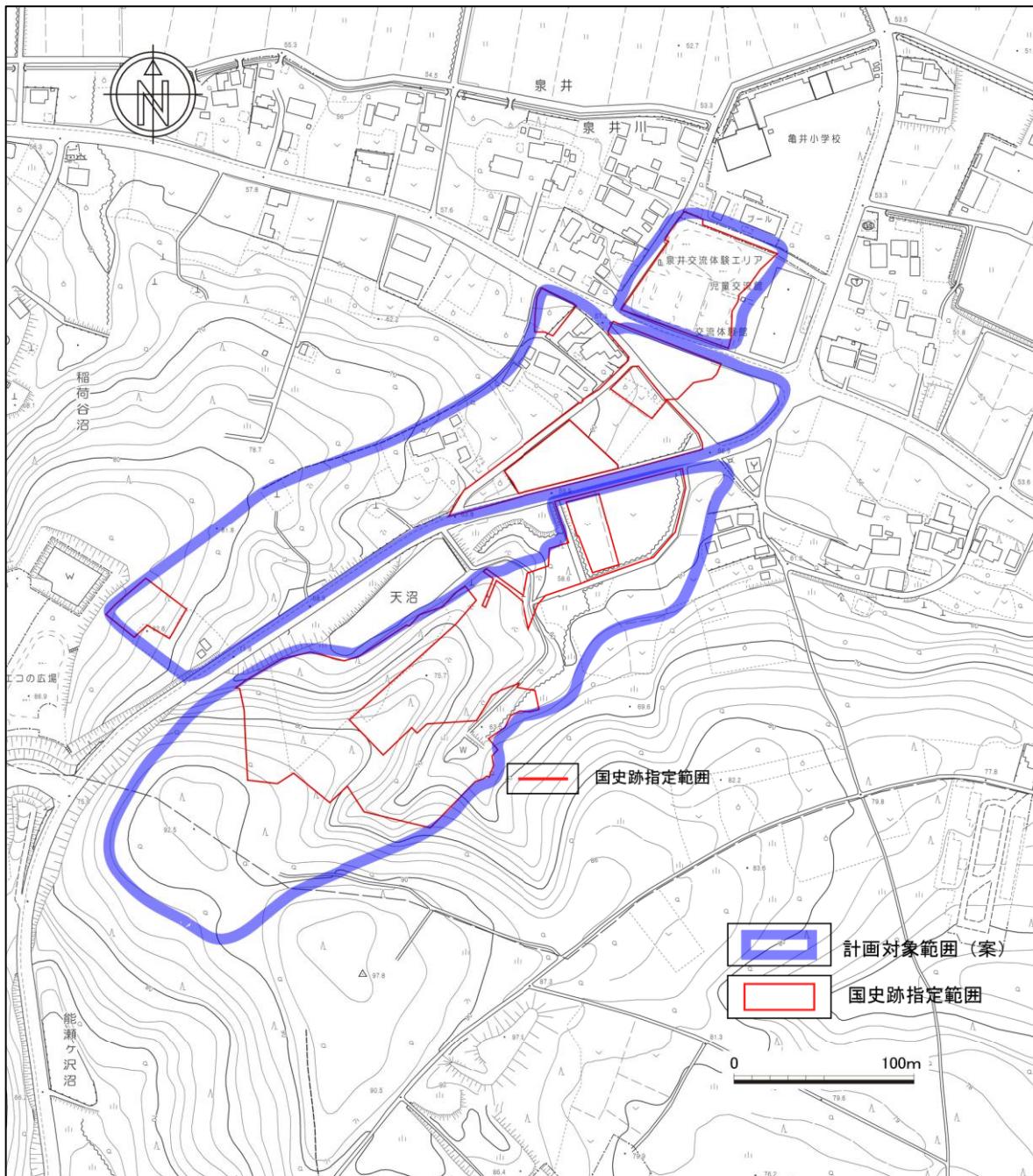
本計画の対象範囲は、史跡指定範囲を中心に 現在までの発掘調査の成果、埋蔵文化財包蔵地範囲を踏まえ、計画対象範囲を次のように捉えていく。

2 計画期間

本計画の実施は、令和 8 年 (2026) 年 4 月 1 日からとし、計画期間は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年を短期計画、その後整備基本計画を策定してからの令和 22 年度までの 10 カ年を中期計画とし、それ以降を長期計画に区分して実施する。また、今後の追加指定や公有地化の進捗、社会情勢等の影響が予想されることから、必要に応じた時期に見直しを行う。



石田遺跡の保存活用計画の対象範囲図 (青太線)



天沼遺跡と新沼窯跡の保存活用計画の対象範囲図（青太線）

第2章 史跡を取り巻く地域の環境

第1節 鳩山町の町勢

1 沿革

鳩山町は埼玉県比企郡に所在し、都心から約1時間強の距離にありながら、丘陵地に自然豊かな里山が広がっている。また、山村学園短期大学、東京電機大学と2つの大学があり、宇宙航空研究開発機構の地球観測センターといった研究機関もあり、学術研究機関の多い町である。近年では民間会社の居住満足度調査に基づき、町の幸福度が全国の自治体ランキングで首位になったなどでも知られている。

鳩山の奈良時代は、須恵器や瓦などの窯業の一大産地として栄えたところで、鎌倉時代以降も街道沿いの宿場町や材木の中継地としての賑わいをみせてきた。明治22年の町村制施行で、亀井村と今宿村が誕生し、昭和30年に両村が合併し、平和な理想郷建設の願いを込め、「鳩山村」となる。純農村地帯であった鳩山村は、昭和49年の鳩山ニュータウンの入居開始とともに大きな転換期が訪れ、急激な都市化の波に洗われることになった。昭和57年4月、町制が施行され鳩山町が誕生した。その後、町民の文化意識の一層の向上を願い、図書館、体育館が建設され、平成4年には町制施行10周年を迎える。鳩山町文化会館が完成した。

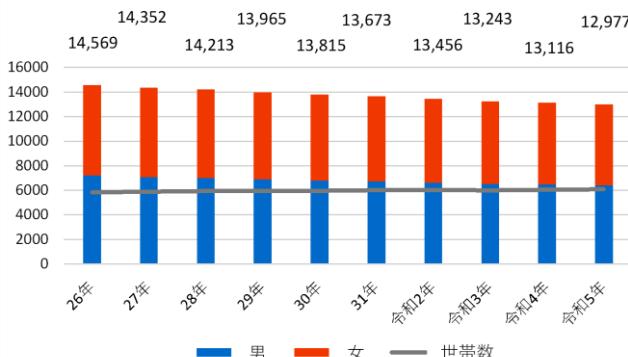
また、ニュータウンふれあいセンター、総合福祉センター、今宿コミュニティセンターなどの完成により、町民が多様にふれ合える環境を整備し、近年は新たな試みとして、近隣企業や大学との連携によるプロジェクトが発足し、特産品開発等の研究が行なわれるなど、さらなる発展に向けたまちづくりを進めている。

2 人口

本町の人口は住民基本台帳によると令和5年4月現在で12,977人で、平成7年の17,958人をピークに年々減少している。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和12年には11,132人、令和17年には1万人を下回り、その後も減少することが予想される。

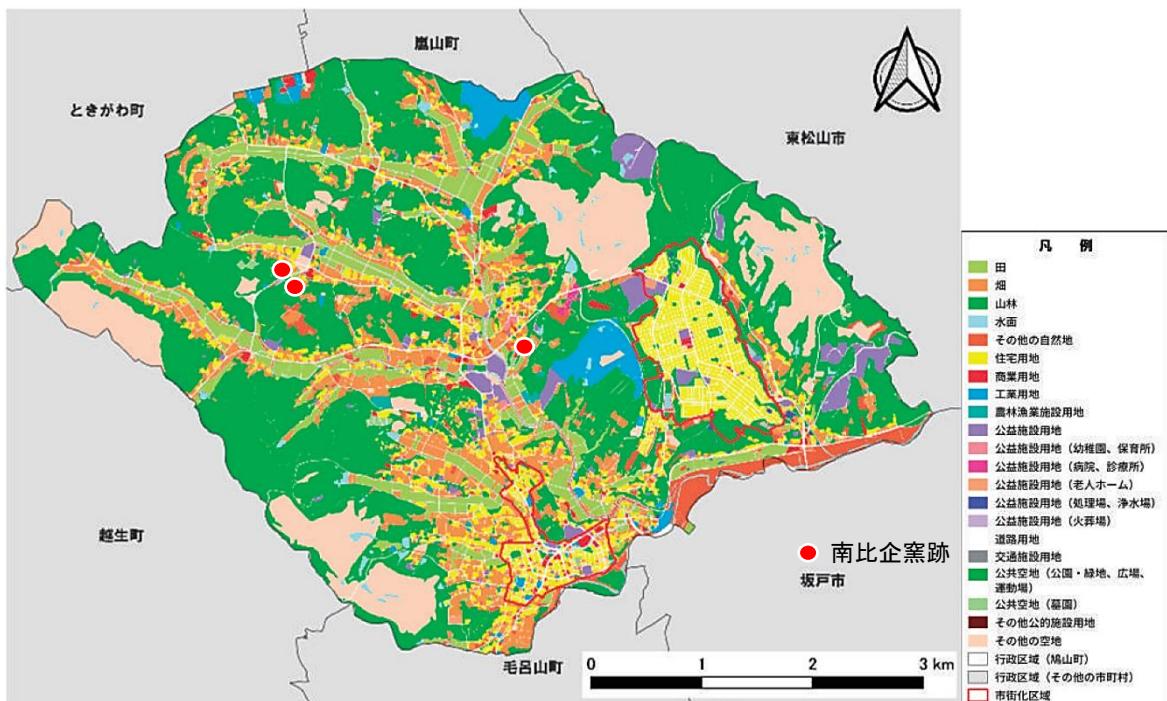
本町の65歳以上の高齢者は、令和7年には6,341人まで増加が見込まれるが、その後は減少に転じ、令和27年には4,863人まで減少する見込みである。

(出典：鳩山町国土強靭化地域計画及び統計はとやまより加筆転載)



3 土地利用

町の地目別土地利用面積は、令和2年において山林が859.2ha (33.4%) で最も多く、次いで田畠が531.6ha (20.7%)、雑種地が424.7ha (16.5%)、宅地が321.0ha (12.5%)となっている。近年の土地利用面積の推移は、宅地や雑種地が増加し、山林や田畠が減少する傾向が見られる。



土地利用現況図（出典：都市計画マスターplan）

4 産業

町の農業に関して、令和2年の農家戸数は335戸、経営耕地面積16,677aで、いずれも減少傾向にある。農地における作物類別の作付面積をみると、稻が37.0%で最も多く、次いで麦類が27.4%、豆類が23.4%となっている。鳩山産黒大豆は、うどんなどの加工食品の原料とされ、町の特産品となっている。

町の工業に関しては、令和2年の工場数は16事業所、従業員数203人、製造品出荷額等38.89億円で減少傾向にある。

町の商業に関して平成28年の商店数は58店、従業員数289人、年間商品販売額75.85億円。商店数や従業員数は減少傾向である一方、年間商品販売額は増加傾向にある。

埼玉県広域消費動向調査（平成27年）によれば、町は広域商圈都市である東松山商圈の第一次商圈（吸引率30%以上）に含まれている。



鳩豆うどん

5 観光

鳩山町全体での観光入込客数は、令和2～3年にかけては新型コロナウイルスの影響による減少が見られたが、令和4年度では約32万人となり、コロナ禍以前の水準を上回る数値となった。町内の施設ごとの傾向を見ると、主な観光施設である農村公園の令和4年度の年間来客数は22,305人であり、平成29年度からの6年間、同程度の来客数を維持している。鳩山町コミュニティ・マルシェは、令和2年度に新型コロナウイルスの影響から来客者数が落ち込んだが、令和3年度から再び来客者数が増加し、令和4年度は53,869人の来客数となった。

主な観光施設の入込客数（出典：鳩山町の公共交通計画素案より）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
鳩山町農村公園	21,882	21,073	18,849	22,461	22,144	22,305
鳩山町コミュニティ・マルシェ	12,480	22,745	28,490	27,111	48,417	53,869
泉井交流体験エリア					6,747	11,247
上熊井農産物直売所					34,377	143,194
合計	34,362	43,818	47,339	49,572	111,685	230,615

資料：鳩山町提供(令和5年8月末現在)



出典：鳩山町観光ガイド等より作成

個性ある地域づくりのための活用が期待される地域資源

（出典：鳩山町都市計画マスターplanより）

第2節 自然的環境

1 地形

鳩山村は外秩父山地と平野部の境目で、南北に連なる丘陵地帯の中央部に位置し、岩殿丘陵と呼ばれる地形に囲まれている。岩殿丘陵の西側は、八高線が通る浅い谷があるものの、外秩父山地と連続している。残り三方は、北側が玉川台地、東側が高坂台地、南側が入間(毛呂)台地と繋がっている。なお、台地面の下は都幾川や越辺川の沖積低地となっているが、これは荒川低地の一部である。

この岩殿丘陵は、西側・北側・東側の三方が高く、中央部から南側が低く平らで、鳩川の流域河川に広く開析された沖積の谷底平野を形成している。この谷は中央部で南北に著しく幅広となるが、この部分には越辺川に流れ込む鳩川本流(赤沼)、大橋川(大橋)がある。この両河川を中心にして、樹枝上に西側から黒石川(須江、竹本)・泉井川(泉井)・鳩川(熊井・高野倉)・内川(今宿・小用)が流れ込んでいる。

この鳩山村西部の東西に流れる各河川沿いの平野は、標高 50~100mの緩い円頂丘上の尾根が東西に並行しているためにできた直線的な谷底平野である。なお、この谷底平野の上流部には、比企郡内の丘陵地帯に特徴的な「ため池」が多数あり、現在は使用頻度が減ったものの、水田用の灌漑用水として機能を保持している。

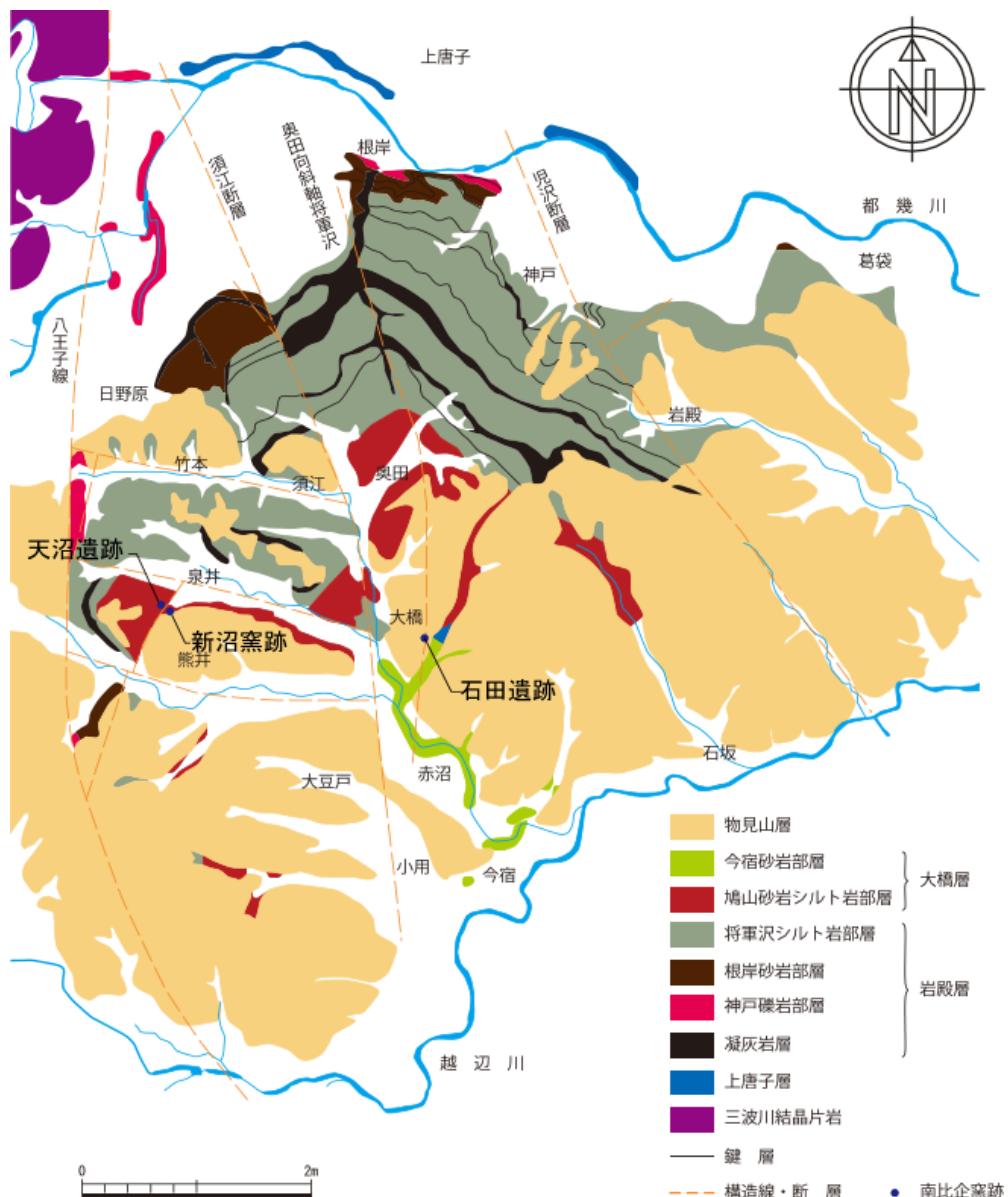


出典：電子国土 WEB (<https://maps.gsi.go.jp>) に加筆

丘陵地帯と河川及び谷底平野

2 地質

丘陵中部から南部の地質は、陸成層の物見山礫層と呼ばれ、更新統（更新世に形成された岩層）での形成が中心である。丘陵内部の沖積低地は、1万年以後の新しい地層である。鳩川の本支流の谷底平野は基盤岩の風化した主に粘土質からなる沖積層だが、いずれも基盤まで2～3mで達するので、地盤は安定している。自由地下水も1m内外で大変浅いと思われる。岩殿丘陵北部の山体を形成している地質は都幾川層群と呼ばれ、中新統（中新世に形成された岩層）が中心で、海成層の泥岩・砂岩や凝灰岩（火山灰が団結してできた岩石）が発達し基盤を形成している。このうち凝灰岩は、約1,200万年前の火山豆石を含む層（奥田凝灰岩層）で東西に細長く分布し、この地域の鍵層となっている。



岩殿丘陵の地質図（出典：鳩山の地誌一部加筆）

3 気象

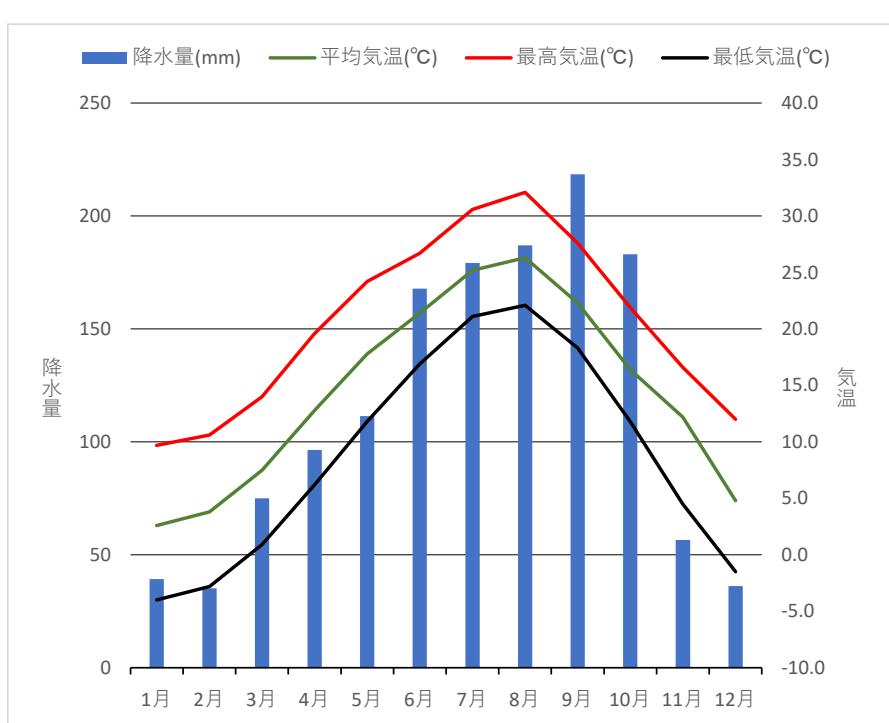
ここでは本町赤沼に所在する熊谷地方気象台の鳩山観測所（鳩山町大字赤沼）の観測データを利用した。なお、観測データは、1991年から2020年までの期間で、平年値（年・月ごとの値）で表記する。

鳩山町は夏の暑さが全国的に有名だが、夏と冬の寒暖差も大きく、一日の寒暖の差は約11.7°Cである。平均気温は14.3°Cで、最高気温は8月に観測され32.1°Cである。平均風速は1.4m/sで、通年では北北西の風向きが多い。

年間降水量は1,377.4mmで、最大降雨量は9月の298.5mmである。このように一年を通してみると四季の変化に富む穏やかな気候といえるが、しかし、近年では、気候温暖化の影響からか、記録的猛暑や豪雨・大型台風による自然災害のが急増している。

要素/月 (季節区分)	平均風速	最多風向	
		出現率 (%)	風向き
1月	1.6	19	北北西
2月	1.9	18	北西
3月	1.9	16	北西
4月	1.8	13	北北西
5月	1.5	11	北北西
6月	1.2	9	南南東
7月	1.1	9	南南東
8月	1.1	9	南南東
9月	1.0	10	北北西
10月	1.1	14	北北西
11月	1.2	17	北北西
12月	1.4	19	北北西
年	1.4	13	北北西

風と風向き



気温と降水量

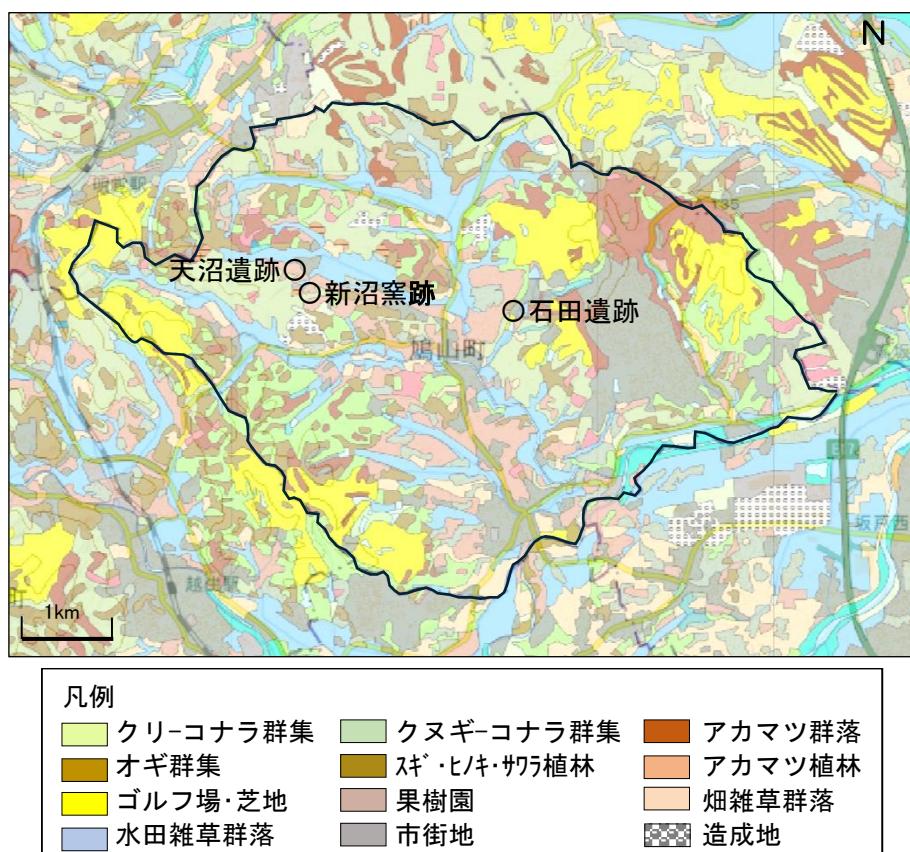
4 植生

(1) 植生概要

鳩山町は埼玉県の中西部にあり、土地に人の手が入らなければ常緑広葉樹の優占する植生になると思われる。しかし、町の土地は高低差が少なく、平地は昔から耕地として、また傾斜地では薪炭材などを取る雑木林として利用され、自然林と呼ばれるような場所はほとんど残っていない。さらに、近年薪炭の利用がなくなり、雑木林はほぼ放置状態になっている。スギやヒノキなどの小規模な植林地もあるが雑木林と同様、十分管理されているとは言い難い。

鳩山町の植生については、1983 年に埼玉大学によるもの、1998 年に埼玉県によるもの及び 2004 年に町が調査したものが報告されている。それらによると、町には 800 種類を越す植物が自生していることがわかる。

これらを以下に分けて、紹介する。



町内植生分布図

出典: 自然環境調査 Web-gis (https://www.biodic.go.jp/ne_research.html)から地図タイルを引用した。

鳩山町の維管束植物の種類数

	安田らによる(1983年)			埼玉県植物誌(1998年)			今回調査(2004年)			
	種類数	帰化植物数	帰化率	種類数	帰化植物数	帰化率	種類数	帰化植物数	帰化率	
シダ植物	55	0	—	52	0	—	71	0	—	
裸子植物	6	0	—	6	0	—	6	0	—	
被子植物	離弁花類	256	20	8%	252	22	9%	345	58	17%
	合弁花類	183	25	14%	190	33	17%	212	51	24%
	単子葉類	166	12	7%	188	19	10%	214	28	13%
	合計	666	57	9%	688	74	11%	848	137	16%

帰化率=帰化植物数／全植物数×100

・四季ごとの植物

- 春・・・スミレ、ノアザミ、フジ、ジュウニヒトエなど
- 夏・・・ヤブカンゾウ、ツユクサ、オモダカ、ネムノキなど
- 秋・・・ワレモコウ、タカアザミ、ヨメナ、ヤクシソウ、ユウガギクなど
- 冬・・・コウヤボウキ、ヤツデ、ヤブツバキなど



スミレ



オモダカ



ユウガギク



ヤツデ

・希少植物

- ミズニラ、エビネ、ヒロハノアマナ、タコノアシ、キンランなど



タコノアシ



キンラン

・生活に利用されていた植物

- 薪炭として・・・コナラ、クヌギ、アラカシなど
- 薬用（民間薬）として・・・センブリ、ドクダミなど
- 器具として・・・カマツカ、エゴノキなど
- 食用として・・・ワラビ、ミツバ、セリなど
- 材木として・・・スギ、ケヤキ、ヒノキなど



センブリ



エゴノキ

・帰化植物

- ハルジオン、ニワゼキショウ、オランダガラシ、ナガミヒナゲシなど



ナガミヒナゲシ

町の植生は最近の傾向として、南方の植物の増加、帰化植物の増加がみられる。

(2) 燃料として使われていた植物

南比企窯跡群総括報告書（2022.3 鳩山町教育委員会）によれば、新沼窯跡及び石田遺跡からは、アカガシ亜属（59）、クヌギ節（56）、イヌシデ節（13）、アサダ（6）、カツラ属（2）、ミズキ（1）、エノキ（1）、サクラ属（1）、カエデ属（1）が、炭化材等として発見されたことが報告されている。

燃料として最も多く使われていたのは、現在でも薪炭として用いられるアカガシ亜属やクヌギ節であったが、町内の現生の樹種では最も普通にみられるコナラが見つからず、現在見られないアサダやカツラ属が見つかったことは興味深い。※（）の数は同定数



クヌギ



アラカシ

5 動物相

(1) 鳥類

鳥類は日本鳥類目録改訂第7版に24目81科633種が記録されており、埼玉県ではこれまでに23目75科380種が記録されている（埼玉県レッドデータブック動物編2018 第4版
※ 哺乳類、両生類、爬虫類も同様）。

町域の西に所在する「熊井の森」では、次の鳥類が確認されている。

春 カワセミ アカゲラ ノスリ アオジ
夏 ヤマガラ エナガ セキレイ
秋 ウグイス モズ ホオジロ オオルリ
冬 ミンサザイ ベニマシコ ツグミ カシラダカ

(2) 哺乳類

哺乳類はこれまで外来種や迷入種を含め57種が記録されているが、このうち51種が埼玉県在来種と考えられる（埼玉県レッドデータ）。また、熊井の森では、次の動物類が確認されている。

・ニホンイタチ ホンドタヌキ ニホンアナグマ

(3) 爬虫類

爬虫類は日本にはカメ目13種2亜種、有鱗目83種10亜種が生息し、埼玉県からはこれまでにカメ目5種、有鱗目11種、計16種が記録されている。熊井の森では、次の爬虫類が確認されている。

・ヤマカガシ ヒバカリ ヒガシニホントカゲ

(4) 両生類

両生類は日本には有尾目32種、無尾目43種5亜種が生息し、埼玉県からはこれまでに有尾目5種、無尾目13種計18種が記録されている。熊井の森では次の両生類が確認されている。

・シュレーゲルアオガエル アズマヒキガエル トウキョウサンショウウオ

(5) 昆虫類

昆虫類は豊富であり、ここでは熊井の森で確認されたものを掲げた。

- ・オオムラサキ ヒオドシチョウ オオチャバネセセリ ツマキチョウ
ベニシシミ ゴイシシジミ オオアメンボ サラサヤンマ ハラビロトンボ
マユタテアカネ ルリタテハ イタドリハムシ オニヤンマ コミスジ
ミヤマセセリ



カワセミ



ニホンイタチ



オオムラサキ



ヤマガガシ



シュレーゲルアオガエル

※熊井の森

関越自動車道と八高線に挟まれた丘陵地で、100Haほどの広葉樹が多い森である。ここには環境省特定植物群落指定の「モミ群落」があり、絶滅危惧種が多数生息し、生物多様性に優れた“生物多様性ホットスポット”と呼べる里山である。（公社）日本ナショナル・トラスト協会によるトラスト地として、2019年にNPOはとやま環境フォーラムに助成が行われている。

※熊井の森での確認種は、以下によった。

熊井の森のいきものたち NPO法人鳩山環境フォーラム 2020年12月30日

6 防災

本町で防災に関わる対象として、地震、浸水、各土砂災害等が想定される。このうち、本町には、地すべり危険箇所、土石流危険渓流の指定はないが、砂防指定地が6箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が4箇所、同区域が2地域、新たな急傾斜地崩壊危険箇所2箇所、5地区が山地災害危険地区に指定されている。

いずれの国史跡指定範囲には上記箇所はかかっていない。

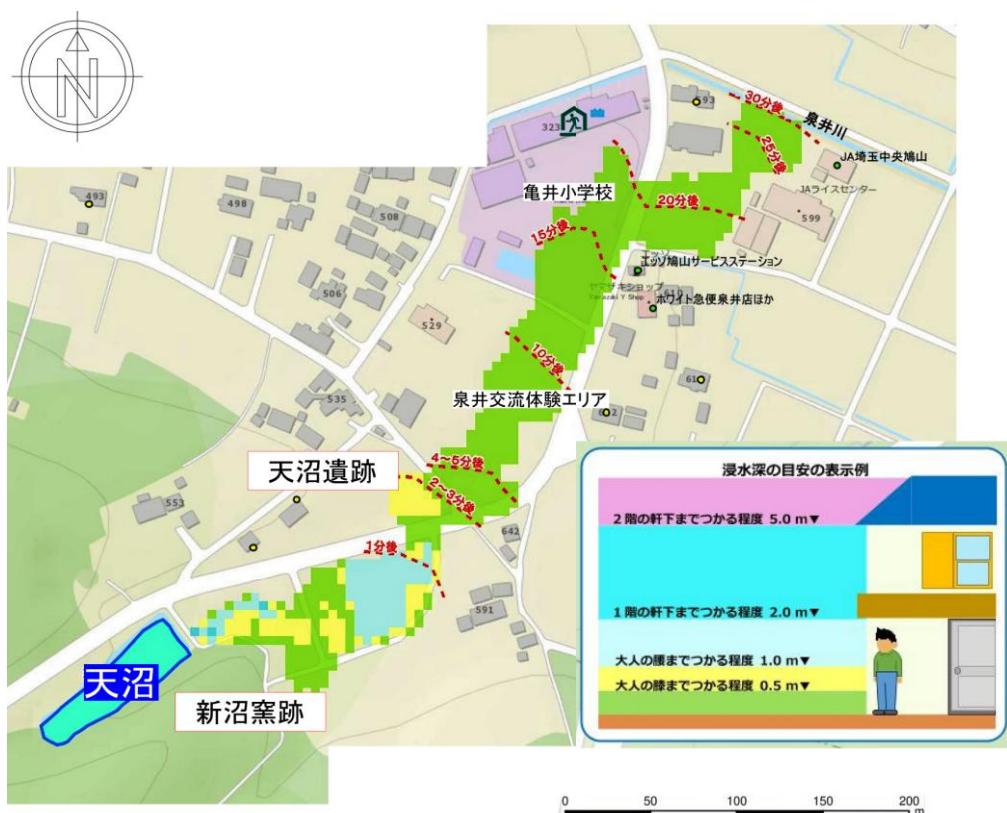
また、地震、洪水・土砂災害、ため池のハザードマップが策定されている。

各遺跡のハザード情報

ハザードマップ名	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
地震	地域の危険度は白地で建物全壊率は小さい。	範囲の一部の建物全壊率が2%と5%以上の区域。	地域の危険度は白地で建物全壊率は小さい。
洪水・土砂災害	遺跡範囲には洪水や土砂災害の危険箇所はない。 ※農村公園が一次避難所となっている。	左記同様 ※泉井交流体験エリアが指定避難所となっている。	遺跡範囲には洪水や土砂災害の危険箇所はない。
ため池	史跡指定地に隣接する赤沼大沼は防災重点農業用ため池で堤体決壊時に下流域に0.5m未満の浸水が生じる。	史跡指定地に隣接する天沼は防災重点農業用ため池で、堤体決壊時に下流域の指定範囲の一部では0.5~1.0m未満の浸水、大半は0.5m未満の浸水が生じる。	史跡指定地に隣接する天沼は防災重点農業用ため池で、堤体決壊時に下流域の指定範囲の一部では1.0~2.0m未満の浸水、大半は0.5m未満の浸水が生じる。



ため池（赤沼大沼）ハザードマップ



ため池（天沼）ハザードマップ

第3節 歴史的環境

1 古墳時代以前の様相

鳩山町では旧石器時代の遺構・遺物は確認されておらず、追ヶ谷戸遺跡から出土している尖頭器は旧石器時代まで遡る可能性がある。都幾川以北の滑川町・嵐山町の台地や丘陵地帯を除けば、比企地域全体として旧石器時代の遺構・遺物は非常に希薄である。

縄文時代草創期には丘陵地帯に遺跡が営まれ、追ヶ谷戸遺跡から多縄文系の土器片と尖頭器、虫草山遺跡から尖頭器が出土している。前期に入ると丘陵地帯から河川付近の平地にも進出し、草創期から続く追ヶ谷戸遺跡・虫草山遺跡や柳原遺跡・広町遺跡・小谷遺跡・太光後南遺跡からも遺構や遺物が出土している。越辺川の河岸段丘上につくられた天神台東遺跡からは、大型の堅穴住居が確認されている。中期に入ると集落の中心は丘陵地帯から越辺川流域の河岸段丘上に移り、丘陵部では虫草山遺跡などの一部の集落以外つくられなくなる。小路谷遺跡・糀谷遺跡・天神台遺跡・天神台東遺跡で遺物が確認され、宿南遺跡から加曽利E式期の堅穴住居が調査されている。後期には小路谷遺跡から称名寺式土器が出土している。晩期には天神台遺跡から千網式土器が出土し、追ヶ谷戸遺跡からも僅かながら少量の土器片が出土しており、縄文時代後期・晩期も中期と同じような様相を呈していたと考えられる。

鳩山町からは、弥生時代前期の遺構・遺物は確認されていない。中期後半に入ると毛呂山町間々上遺跡や西ヶ谷北遺跡から住居跡が確認されている。後期に入ると東松山市域を中心に岩鼻式土器や吉ヶ谷式土器がつくられるようになり、越辺川流域の天神台東遺跡からは岩鼻期の堅穴住居が確認されており、赤沼高在家遺跡から網目状撚糸文の土器片が出土している。

2 古墳時代

古墳時代前期に入ると糀谷遺跡が越辺川左岸に築かれ住居跡が確認されている。川の対岸には中耕遺跡・稻荷前遺跡・長岡遺跡などの遺跡が築かれている。このように越辺川流域の微高地・河岸段丘上で遺跡が増加している。これに対して、丘陵地帯での遺跡は希薄であり、前期の古墳には前方後円墳と推定される峰古墳があるが、発掘調査を実施していないため詳細は不明である。中期から後期の遺跡は確認されていない。古墳時代終末期に入ると赤沼高在家遺跡・天神台遺跡・竹之城遺跡から集落が確認されている。追ヶ谷戸遺跡にある追ヶ谷戸1号墳は岩殿丘陵内で初めて確認された古墳で、横穴式石室をもつ円墳で7世紀後半に築造されたと考えられる。この横穴式石室は奥壁に凝灰質砂岩の切石を用い、側壁に河原石を積み上げた胴張り形をなし、川角古墳群や西戸古墳

群の石室の構造に類似しており、越辺川中流域での地域性がうかがわれる。十郎横穴墓群は越辺川左岸の急崖部に築かれ、現在2基が開口している。レーダー探査によって10基程度の規模になると考えられる。3号横穴墓は複室の横穴墓で、その特徴から南関東との関係が指摘されている。岩殿丘陵で確認されている最も古い段階の窯跡は、東松山市の桜山窯跡群で、6世紀前半の窯跡が確認されている。また、舞台遺跡では窯跡は未発見であるが6世紀後半の在地産須恵器が出土しており、上野（現在の群馬県）系譜の技術で須恵器生産がおこなわれていたと考えられる。

3 飛鳥時代

飛鳥時代に入り、7世紀初頭に根平遺跡、7世紀中葉から後半に舞台遺跡で須恵器生産がおこなわれるようになるが、いずれも単発的な操業であった可能性が高い。鳩山町では7世紀前半頃、小用窯跡で須恵器の生産が開始される。過剰な装飾を施した小型短頸壺が出土しており、地方色の強い窯であったと考えられる。7世紀後半になると、それまで築窯がされてこなかった丘陵内部に石田遺跡・赤沼古代瓦窯跡がつくられる。これらの窯で生産された瓦は、坂戸市勝呂廃寺や鳩山町小用廃寺、東松山市山王裏遺跡・大西遺跡へ供給された。小用廃寺の寺域については特定されていないが、須恵器や单弁6弁蓮華文軒丸が採集されていることから白鳳期の寺院が存在したことが分かる。小用廃寺から出土した交叉鋸歯文縁複弁8弁蓮華文軒丸瓦は、さいたま市大久保領家遺跡と同范で、毛呂山町西戸丸山遺跡で生産されたと考えられている。また、近接する仮宿遺跡からは7世紀末から8世紀初頭の集落や土坑が確認されており、小用廃寺と関連する集落と考えられる。

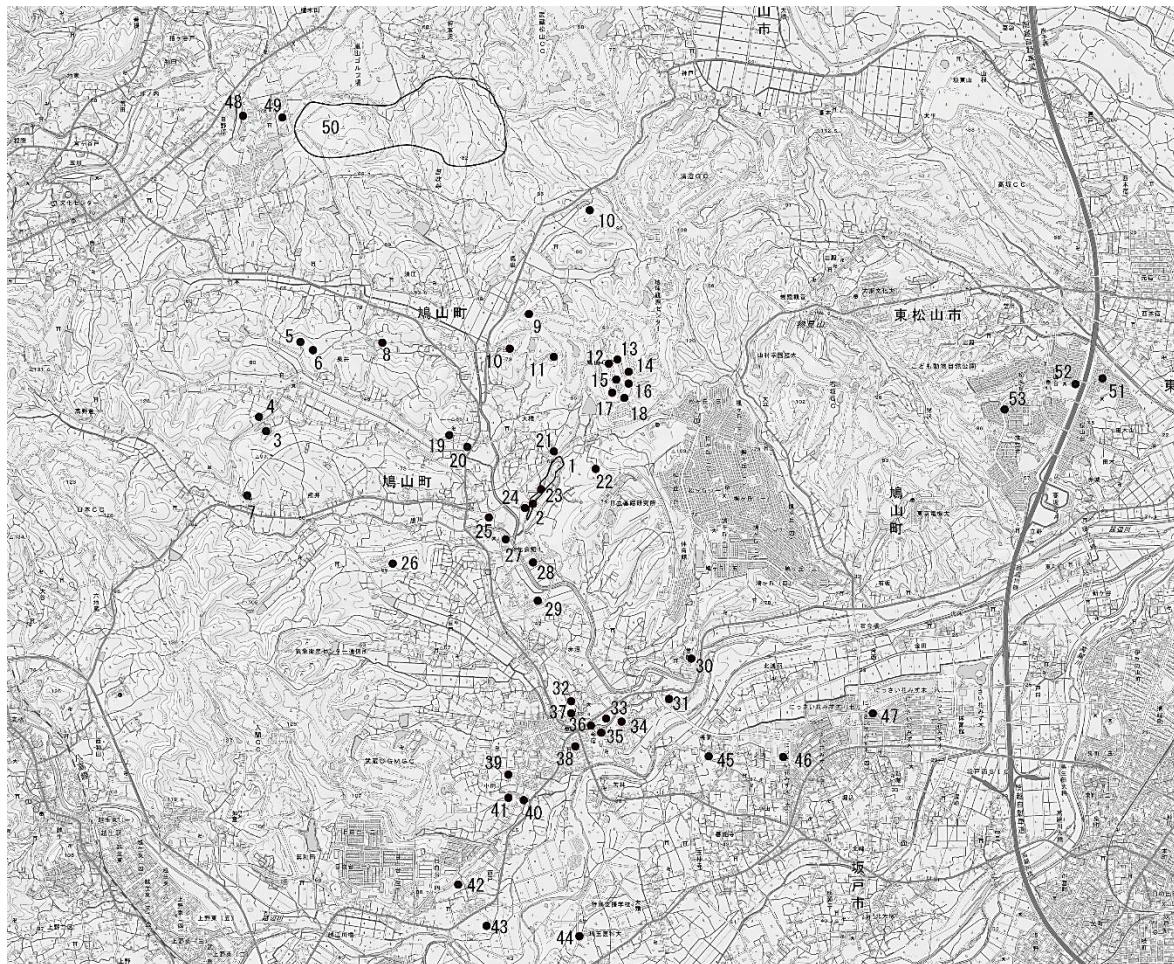
4 奈良・平安時代

奈良時代には、鳩山を中心に嵐山町・ときがわ町・東松山市の一帯にまたがる岩殿丘陵に、南比企窯跡群と呼ばれる東日本最大級の窯跡群が形成される。南比企窯跡群で生産された須恵器や瓦は、武藏国府や郡衙（郡家）、武藏国分寺などに供給され、8世紀半ば以降には一般集落にも流通した。8世紀第1四半期後半頃から多くの窯が造られるようになり、東日本最大級の窯跡群が形成されていく。

南比企窯跡群の主体者については、はっきりしておらず、7世紀後半以前と以後では、主体者が異なっていた可能性が考えられる。7世紀以前は古墳築造者の中心となる在地首長と考えられ、7世紀後半以降は勝呂廃寺建立氏族で、奈良の西大寺への寄進者として知られる大伴部直赤男が考えられる〔『鳩山町史鳩山の歴史上』渡辺一、2006年〕。

また、在地首長や有力氏族のほか、高麗郡建郡に伴い国家主導のもと、高句麗から渡來した渡来人を中心に南比企窯跡群が形作られたとする考え方が近年提唱されている〔『古代日本と渡来系移民』須田 勉, 2021年〕。

8世紀前半になると小谷遺跡B地区・広町遺跡B地区・山下6号窯で小規模ながら須恵器の生産が開始された。広町遺跡A地区・柳原遺跡B地区では工人集落が形成される。小谷B9号窯からは特殊かえり蓋と呼ばれる二重口縁蓋が生産され、若葉台遺跡や武藏国分寺に供給された。山下6号窯からは口径17cm前後の大型坏が出土しており8世紀第1四半期に操業を開始したと考えられる。8世紀半ばには武藏国分寺創建期の瓦陶兼業窯の新沼窯跡や金沢窯跡、有畦式平窯の石田国分寺瓦窯跡・久保1号窯などが操業を開始した。武藏国分寺創建期の瓦工房である雷遺跡がつくられる。また、小谷遺跡B地区・広町遺跡B地区からも少量ではあるが、武藏国分寺創建期の瓦を生産している。天神台遺跡・天神台東遺跡、坂戸市入西遺跡群・勝呂遺跡群・若葉台遺跡などは窯業生産に関連する集落と考えられ、窯業活動の展開とともに周辺にはこれを支える大規模集落が形成されていく。8世紀後半には、虫草山窯跡・宮の前窯跡・大橋日影窯跡・泉井太光後遺跡などが新たに操業を開始する。虫草山遺跡では新たに工人集落が形成される一方、柳原・小谷遺跡などの工人集落は衰退していく。9世紀になると石田遺跡や上鳴井窯跡・山下5号窯・太光後南遺跡などの一部を除き、窯跡は須江・竹本地区および嵐山町将軍沢窯跡群、ときがわ町亀の原窯跡群など丘陵北部へと移り、武藏国分寺再建期の瓦や須恵器を作るようになる。拠点的工人集落としてときがわ町の篠新田遺跡がつくられる。鳩山町内では丘陵部の竹之城遺跡が唯一の工人集落である。これらの窯跡や工人集落も9世紀後半には衰退していく。10世紀初頭から中頃になると境田遺跡・石田遺跡などの一部において操業が認められるが、窯の規模が小型化し築窯も単発的になるなど衰退し、窯業生産も終焉を迎える。



1	石田遺跡	10	虫草山窯跡	20	泉井山下遺跡	30	十郎横穴墓群	40	仮宿遺跡	50	将軍沢窯跡群
2	石田1号窯跡・ 石田国分寺窯跡	11	上鳴井窯跡	21	山下窯跡	31	赤沼高在家遺跡	41	小用窯跡	51	桜山窯跡群
		12	広町遺跡A地区	22	境田遺跡	32	峯古墳	42	西戸丸山遺跡	52	舞台遺跡
3	新沼窯跡	13	広町遺跡B地区	23	赤沼古代瓦窯跡	33	杵谷遺跡	43	西戸古墳群	53	根平遺跡
4	天沼遺跡	14	柳原遺跡B地区	24	追ヶ谷戸遺跡	34	天神台東遺跡	44	川角古墳群		
5	泉井太光後遺跡	15	柳原遺跡A地区	25	雷遺跡	35	天神台遺跡	45	長岡遺跡		
6	太光後南遺跡	16	小谷遺跡C地区	26	松木山遺跡	36	小路谷遺跡	46	稻荷前遺跡		
7	城添遺跡	17	小谷遺跡A地区	27	久保1号窯跡	37	四反田遺跡	47	中耕遺跡		
8	大橋日影窯跡	18	小谷遺跡B地区	28	竹之城遺跡	38	宿南遺跡	48	亀の原窯跡群		
9	虫草山遺跡	19	金沢窯跡	29	赤沼中遺跡	39	小用庵寺	49	篠新田遺跡		

南比企窯跡周辺遺跡図

5 鎌倉時代から南北朝時代

鳩山町は鎌倉街道上道沿いにあることから、城館・集落などが残されている。竹之城遺跡では12世紀後半から13世紀中頃の初源的な館の堀や掘立柱建物が発見され、皿沼下遺跡でも中世前半の堀が確認されている。

集落は石田遺跡で13世紀代の小規模な集落が確認されており、15世紀代には松木山遺跡で集落跡、泉井山下遺跡では屋敷跡の区画溝と考えられる遺構が確認される。また、

天神台遺跡でも 15 世紀代の井戸などが発見され、隣接する中世寺院の円正寺に関連する集落ではないかと考えられる。

墳墓は鎌倉街道上道沿いの四反田遺跡と城添遺跡で確認されている。四反田遺跡では大量の板碑と台座、蔵骨器が採集されており、城添遺跡では 13 世紀後半から 14 世紀代の火葬墓・土坑墓と火葬施設が調査されている。

その他、赤沼中遺跡では鎌倉街道上道と推定される道路跡が発見され、毛蔵寺遺跡で検出された 2 本の平行する溝も道路側溝の可能性が考えられる。

また、15 世紀中頃には鎌倉大仏の鋳造時に招へいされた物部鋳物師などの系譜に連なる小用鋳物師が、梵鐘などの仏具や生活雑器を生産するようになる。

正平 7 年・觀応 3 年(1352)、足利尊氏と宗良親王擁する新田義宗の軍が笛吹峠で戦い、足利軍が勝利する。おしゃもじ山の南面(赤沼の峰)に足利尊氏の本陣が置かれたことが『太平記』に記されている。

6 戦国時代

戦国時代を代表する遺跡はすくなく、近隣地域のような城館跡は確認されていない。このことは、鎌倉街道上道が、戦国時代に越生経由の山の辺の道に転換したからだと考えられる。

15 世紀後半に開通したとされる外秩父山地東麓の新たな陸路(山の辺の道)は、それまで鎌倉街道上道の主要道路としての役割を終焉に導く。沿道の戦国時代の遺跡が鎌倉・南北朝期に比べて明確に少くなり、15 世紀後半を画期とした板碑の分布傾向の変質が、鎌倉街道上道から山の辺の道への付替え時期とほぼ対応している。このことは、交通路の影響の大きさをあらためて教えるもので、鳩山町の戦国時代史の特徴もここに見出すことが出来る。

7 江戸時代

鳩山町における近世支配は、17 世紀中頃以前の一円的支配段階とそれ以降の分割的支配段階があり、17 世紀中頃以前は、鳩山全体の 7 割を支配する天羽七右衛門代官所である。代官所は 17 世紀前半の武藏国西部の八王子以北の山根地帯の要所に置かれた。代官所支配以外で 17 世紀中頃以降の分割的支配段階に繋がるのは、石坂村を支配した横田家である。横田家は、越辺川流域の両岸を支配し、当初、休山寺を菩提寺とした。泉井村などでは再編が行われた。なお、分割的支配段階にいたる過渡期に熊井に陣屋を置き内藤氏が一円的支配を再現した。17 世紀中頃以降、幕末まで 20 名を越える旗本により各村

の分割的支配した（ただし赤沼の一部に岩槻藩領あり）。

近世今宿村は、赤沼村の一部を割いて 17 世紀中頃に成立した。その経緯は、やや複雑で代官天羽七右衛門の起立にはじまり、赤沼藩領主の内藤氏によって成立したものと考える。

今宿村は、内藤氏の御用を務める宿として成立した以後も、17 世紀後半から幕末にいたるまで、宿内を通過する上州道（川越道）の陸運や越辺川の舟運などで諸物資集散地として栄えた。

武藏西部の筏流しは、江戸に木材を供給する役目を負って開始された。なかでも西川材で知られている高麗川・名栗川の筏流しは、17 世紀後半にはじまり、江戸時代を通じて盛んに行われた。

越辺川上流でも黒山や龍ヶ谷の「黒木」が江戸に流されるようになり、18 世紀中頃には、今宿村に筏河岸が成立し、筏仲間の結成と 30 名弱の登録者いたことが古文書で確認できる。

熊井焼は、笠間焼（茨城県）と並んで関東では最古級の近世地方窯で、天明 5 年（1785）根岸仙之助が淡路国医師沢玄堂から楽焼の技法を学び開窯した。成立地は熊井の谷で、現在もその跡が残されている。開窯当初は、小規模生産で製品も楽焼と呼ばれる軟質陶器であった。開窯後 3 代（19 世紀前半～中頃）に肥前の陶工を招き、本格的な登り窯を築いた。徳利・土瓶・灯火器・壺・花瓶などの日用品を中心に、三島手風の象嵌をほどこしたものや、松葉や松笠を貼り付けた貼花文風の優れた作品を作った。

8 近代

明治時代になると、明治 5 年（1872）に新しい戸籍法（大区小区制）が発布され、これまであった石坂・今宿・赤沼・大豆戸・小用・上熊井・下熊井・高野倉・馬場新田・竹本・須江・奥田・大橋・上泉井・下泉井の 15 カ村は、第五大区の二小区（石坂）・第六小区（小用・赤沼・今宿・大豆戸・熊井・高野倉）と第六大区の四小区（須江・大橋・奥田・竹本・泉井）に編成された。この間、明治 6 年（1873）に馬場新田が高野倉村に合併され、1875 年に上・下の泉井村が合併し泉井村となった。明治 9 年（1876）に上・下の熊井村が合併した。明治 12 年（1879）に制定された郡区町村編制法により郡が設置されたが、小用村のみ入間郡となり、他の村は比企郡に属した。

明治 22 年（1889）、町村制の施行により、北部の 7 カ村（熊井・高野倉・竹本・須江・奥田・大橋・泉井）は合併し、亀井村となった。南部の 5 カ村（石坂・今宿・赤沼・大豆戸・小用）が合併して今宿村が成立した（1955 年亀井村と今宿村が合併し鳩山

村となる）。

近世には読み書きそろばん等を教える寺子屋が存在した。鳩山町でも石坂村の休山寺、赤沼村の円正寺、熊井村の妙光寺で開かれていた。また、小用村で福寿寺（本山派修驗寺院）の榎本家、高野倉村名主の山崎家、熊井村の小峰家、赤沼村の石井家、泉井村の千賀家も別途に寺子屋を開いていた。

明治 5 年（1872）8 月に学制が布告され、各地に学校教育施設が設置されるようになり、明治 6 年（1873）に熊井村妙光寺に熊井学校、明治 7 年（1874）泉井村金沢寺に泉井学校、小用村興長寺に小用学校、石坂村休山寺に石坂学校が設立された。これらの学校は幾多の変遷を経て、明治 35 年（1902）年亀井尋常小学校泉井教場（旧泉井学校）と亀井尋常小学校熊井教場（旧熊井学校）に統廃合され、現在地に亀井尋常小学校（現亀井小学校）が設立された。また、明治 35 年（1902）に石坂字夜一山に石坂学校、明治 42 年（1909）に赤沼字四反田に今宿尋常小学校（旧小用学校）が建設された。

参考文献

- 2006 年『鳩山町史鳩山の歴史上』鳩山町教育委員会
- 2006 年『鳩山町史鳩山の歴史下』鳩山町教育委員会
- 2016 年『新沼窯跡』鳩山町教育委員会
- 2021 年『古代日本と渡来系移民』「古代高麗郡の建郡と手工業生産」須田勉
- 2022 年『南比企窯跡群総括報告書 I』鳩山町教育委員会

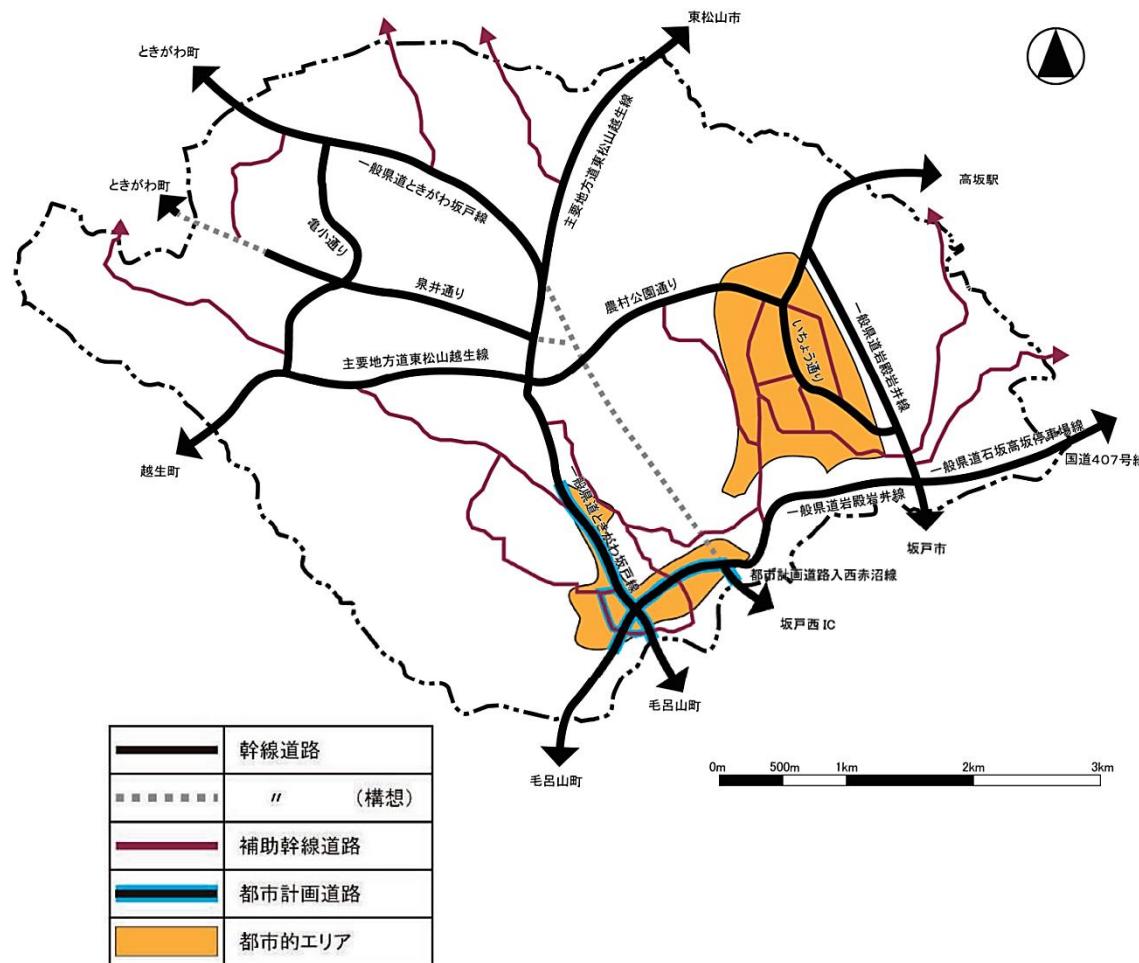
第4節 社会的環境

1 交通アクセス

本町は埼玉県のほぼ中央に位置し、東松山市、坂戸市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、嵐山町の2市4町に囲まれている。

本町域では主要地方道として県道41号松山越生線、その他県道171号ときがわ坂戸線、県道248号石坂高坂停車場線、県道343号岩殿岩井線が走り、周辺市町村と結ばれている。また、高規格幹線道路の関越自動車道（関越道）には、鶴ヶ島ICまたは松山嵐山ICのほか、坂戸西スマートIC（坂戸市）からアクセスが可能である。

なお、本町内には鉄道駅がないが、公共交通網としての民間バス路線が3系統が運行し、東武東上線の高坂駅、坂戸駅に接続している。このうち石田遺跡は、鳩山ニュータウン線（鳩山ニュータウン～高坂駅西口）の鳩山高校入口バス停から徒歩約20分、大橋線（大橋～坂戸駅北口）の熊井バス停から徒歩約15分の位置にある。天沼遺跡・新沼窯跡は、東武越生線の越生駅と高坂駅西口を結ぶ町営路線バス（北部線）の泉井バス停から徒歩約1～2分の位置にある。



2 指定文化財等

鳩山町の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財を指定・登録し、これらの保護活用を図っている。現在のところ、国指定史跡1件、県指定文化財4件、町指定文化財44件、国登録有形文化財1件である（表P45）。このうち、指定文化財の一部を紹介する。

（1）国登録有形文化財　日野岡家住宅長屋門

日野岡家は、寺伝「武邊由緒書」弘化三年（1846）によれば、永正年中（1504～1520）、甲州から武州松山に移住した早川新八郎昌辰なる武士が、修驗の法を会得し、剃髪して、当時法脈が途絶えていた光雲寺宮本坊に入り、これを再々興した時点にさかのぼる。以来、法統を受け継いで江戸時代には、本山派修驗頭先達武州山本坊霞下の同行として代を重ねている。

長屋門は、木造平屋建、寄棟造で、もともとは茅葺屋根であった。桁行15.7m、梁間は4.6mを測る。中央に入口を設け、左右を部屋としている。軒は、梁を突き出して両側の柱面より外に桁を出す出桁造となっており、正面の外壁には腰板が張られている。また、扉の吊り方は蝶番金物ではなく、木製の軸受けで行っている。



日野岡家住宅長屋門

指定年月日：平成19年7月31日

（2）県指定文化財　雲版

雲版は、昭和8年、電柱工事中に円正寺本堂近くの畠地から発見された。雲版とは、禅宗とともに中国から伝来した仏法具で、主に禅宗寺院で用いられた。大きさは、縦43センチ、横39センチを測り、上部の中心に円形の吊手孔があり、撞座は蓮華文を鋳出している。表面には「武州入西淺羽圓接禪寺」、「住持比丘通正置之」、「慶安四年辛亥卯月初吉大工金刺重弘」の銘文が刻まれている。



指定年月日：平成12年3月17日

雲版

(3) 町指定文化財

泉井神社獅子舞

代々泉井地区の人々によって受け継がれてきた民俗行事で、年1回、10月（以前は9月9日）に泉井神社の祭典で奉納された。

由来は、長禄元年（1457）に諏訪明神の御幣がこの地にきたことにあると言われ、このとき社殿を建築し、悪魔退散、無病息災、五穀豊穣を祈願して獅子舞が奉納した。

指定年月日：昭和52年5月18日



泉井神社ささら獅子舞

毛呂神社屋台囃子

毛呂神社は、入間郡毛呂町の出雲伊波比神社の大己貴命を祭神として勧請したことがはじまりとされ、『風土記稿』には「毛呂神社末社にて素戔鳴尊を祭る慶應三年（1867）六月十日勧請祭日七月十日」とあり、悪疫が流行ったことから、悪霊退散、無病息災を願い、群馬県世良田の八坂神社の分霊を勧請し、祭囃子が奉納された。

指定年月日：昭和52年5月18日



毛呂神社屋台囃子

八坂神社祭囃子

寛文三年（1663）に京都の八坂神社を勧請し、悪疫退散、無病息災を祈願したのがはじまりとされ、7月の例大祭に氏子の安全と繁栄を願って奉納された。

囃子は神田大橋流の囃子で、「祇園ばやし」、「屋台」、「仁羽」、「数え唄」、「鎌倉」などの曲目がある。

指定年月日：昭和52年5月18日



八坂神社例大祭お囃子

八幡神社のイチイガシ

町で唯一の天然記念物に指定されている樹木で、大字高野倉の八幡神社境内にそびえ立つ大木です。イチイガシは九州地方に多く、太平洋沿いに北は茨城県まで分布していますが、内陸での分布は稀で、埼玉県内では唯一例に近い貴重なものです。樹高約 20m、樹齢 600 年とも言われる。

指定年月日：昭和 54 年 4 月 25 日



イチイガシ

十郎横穴墓群

越辺川支流の鳩川に面した丘陵斜面中腹に立地し、比企地区の横穴墓分布の最南端に位置している。軟質の凝灰岩質砂岩層を掘りぬいて構築している。発掘調査では、3 基の横穴墓が確認されており、現在 2 基が開口している。特に遺物等の出土品はなく、古墳時代後期の築造と考えられる。

指定年月日：昭和 54 年 4 月 25 日



十郎横穴墓群

舛井戸遺跡

舛井戸遺跡は、寛徳年間（1045 年頃）、この地にあった日出薬師尊への参拝者のための手洗い井戸と言われている。ここから湧出した泉は、渴水することなく、伊勢神宮や黒石神社等の参拝の折には、ここで身体を清めたとのいい伝えがある。

昭和 32 年に、道路改修工事により埋立てられたが、地元の有志によって、昭和 55 年に遺跡として保存された。

指定年月日：昭和 56 年 4 月 1 日



舛井戸遺跡

十一面觀音立像

休山寺の十一面觀音立像は、高さ 33 センチの小柄な十一面觀音立像で、やや頭部の大きい四頭身ほどの像容は、一木造らしい簡素素朴な作風を示し、肉身部以外は細部の彫りを省略していることから、当初は彩色像であったと考えられる。定朝様式以前の古式な姿を見せており、十一世紀代にさかのぼる、埼玉県内の平安仏でも古手に属す。

指定年月日：平成 4 年 3 月 25 日



十一面觀音立像

須恵器香炉蓋状製品

柳原遺跡 A 地区の粘土採掘坑群から出土した須恵器です。東大寺正倉院宝物群にある金属製香合をモデルに作られたと考えられる。胴部の中ほどに 4 つの穴が相対し、中が空洞で、底も穴があいていることから、香炉の蓋的要素の強い製品と考えられる。

指定年月日：平成 5 年 3 月 26 日



須恵器香炉蓋状製品

木造聖觀音坐像

本像は円正寺の本尊で、坐高約 40 cm、右足を上にした吉祥坐に結跏趺坐する菩薩形の聖觀音で、宝髻を結い、天冠台を付ける。額中央には白毫を配し、首に三道を表す。腹部正面の下衣結び目を表す風は、黄檗容の影響を示すもので、江戸時代中期頃の造像かと推測される。

指定年月日：平成 11 年 3 月 4 日



木造聖觀音坐像

赤沼村株場争論裁許絵図

寛文5年（1665）、赤沼原の入会権をめぐり発生した内藤式部少輔知行所武州比企郡赤沼村の株場出入り（論争）争論について、徳川幕府の評定所が裁定を下したもので、絵図面に赤沼原の範囲を墨引きして確定している。また、裁許文言によれば従来からの入会権保持を赤沼村・大豆戸村・下熊井村に認め、越生川（今宿より下流は越辺川）以南の地域は、川角村・市場村にのみ入会権を限定して承認した。そして、訴訟の相手、大類村・長岡村・善能寺村からの入会権要求を却下したことが知られる。また、絵図面には鎌倉街道に関する最古の表記「古道鎌倉開道」と記される。



赤沼村株場争論裁許絵図

指定年月日：平成20年3月25日

鳩山町指定文化財一覧表（カテゴリ別一覧）

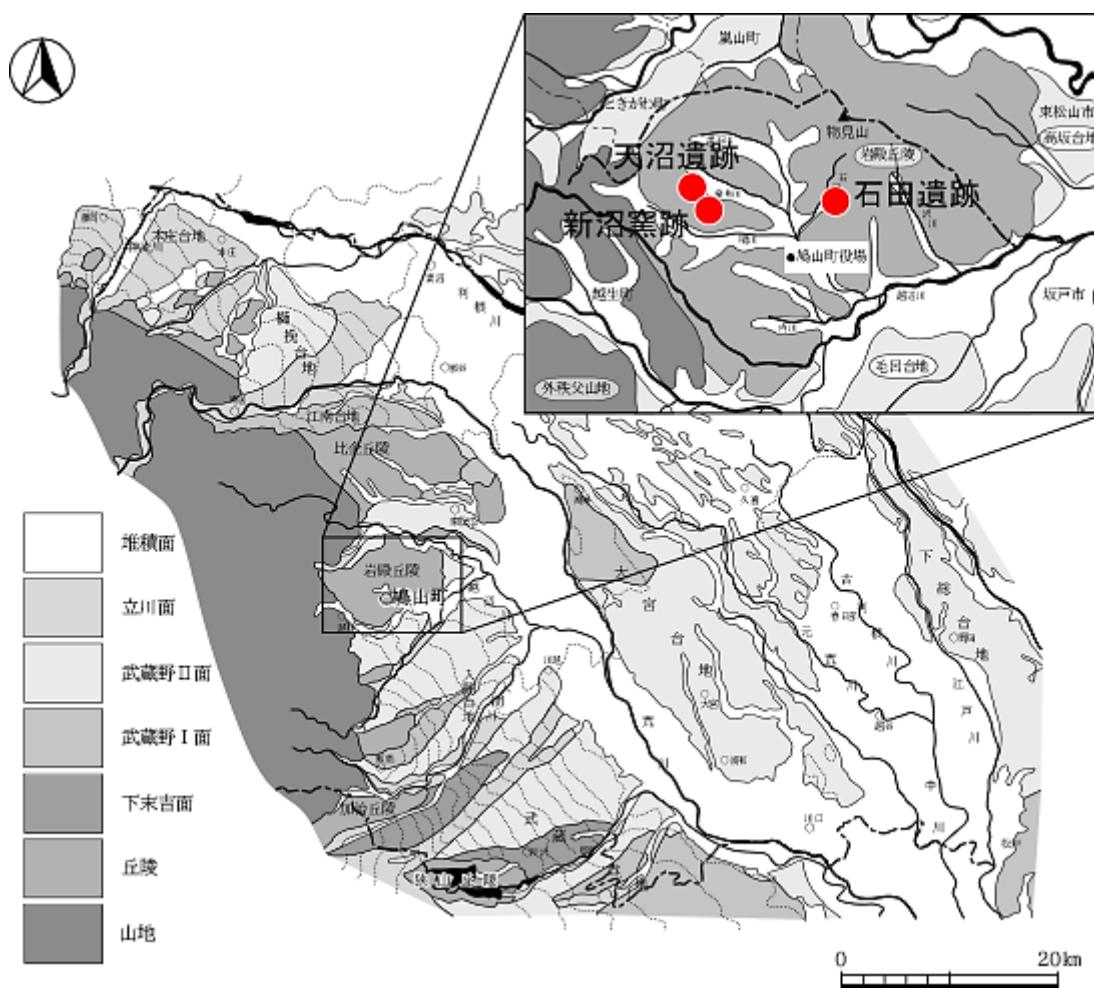
種類	国指定など			埼玉県指定		鳩山町指定		合計
	種類	件数	種類	件数	種類	件数	種類	
有形文化財	重要文化財	建造物		建造物		建造物		
		絵画		絵画		絵画	4	4
		彫刻		彫刻		彫刻	5	5
		工芸品		工芸品	1	工芸品	5	6
		書籍・典籍・古文書		書籍・典籍・古文書		書籍・典籍・古文書	2	2
		考古資料		考古資料		考古資料	12	12
		歴史資料		歴史資料		歴史資料	3	3
	小計		小計	1	小計	31	32	
	登録有形文化財	1						1
	小計	1						1
民俗文化財	有形民俗文化財		有形民俗文化財		有形民俗文化財	2	2	
	無形民俗文化財		無形民俗文化財		無形民俗文化財	3	3	
	小計		小計		小計	5	5	
記念物	史跡	1	史跡	1	史跡	5	7	
	名勝		名勝	1	名勝		1	
	天然記念物		天然記念物		天然記念物	1	1	
			旧跡		旧跡			
	小計	1	小計	2	小計	6	9	
合計		2		3		42	47	
その他 ○埼玉県選定重要遺跡 3件								

第5節 南比企窯跡群の概要

1 位置と周辺地形

関東平野の西縁部には、標高 100m以下の比較的開析の進んだ低位丘陵が南北方向に帶状に発達している。そのうちの一つで、本町が所在する岩殿丘陵の標高は、物見山から西に派生する尾根を最高所(140m)にして概ね 80~100mで、低地との比高差は概ね 20~30mである。

鳩山町・東松山市域では越辺川の支流である鳩川とその支流大橋川を中心に泉井川・黒石川などの小河川が流れ込み、その浸食により大小の支谷が多数形成されている。この支谷は鳩山町のほぼ中央を凡そ北北西-南南東に延びる谷を中心にして、その谷に向かって大きく、西-東と北東-南西の方向性を持つ 2 方向の谷を寄せ集めている。西-東方向の谷には南から熊井の谷、泉井の谷、須江・竹本の谷があり、北東-南西方向の谷には、赤沼の谷、大橋の谷、奥田の谷がある。



埼玉県と鳩山町の地形(出典：南比企窯跡群総括報告書 I に加筆)

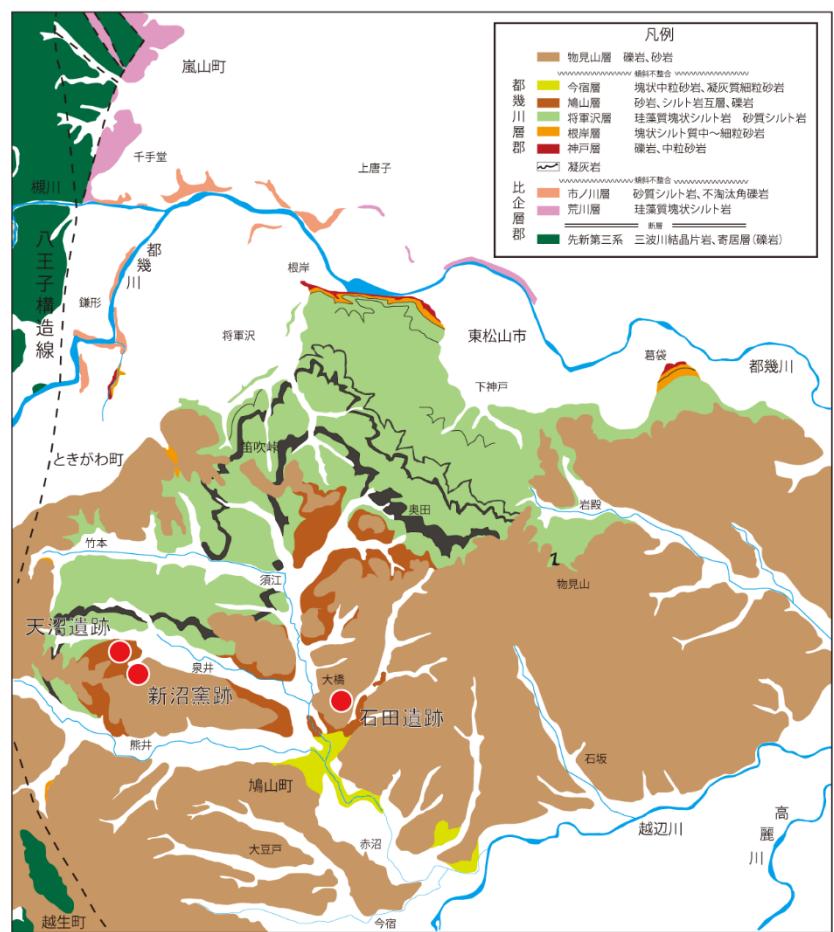
2 周辺の地質

岩殿丘陵周辺の基盤をなすのは、先新第三系の三波川変成岩類であり、中新統とは南北性の断層で接している。この地域の中新統は、岩殿丘陵を形成する礫層、砂岩、泥岩、凝灰岩等からなる海成の都幾川層群を主体とし、丘陵中央から南部にはそれを不整合に覆う礫層、砂岩からなる鮮新統の物見山層が厚く堆積している。また、河川流域の低地には段丘堆積物と沖積層が堆積している。

都幾川層群は、下位より神戸層、根岸層、將軍沢層、鳩山層および今宿層に区分されている（高橋 2008）。神戸層は礫岩、砂岩を主とし、鳩山町熊井南西および竹本西方、嵐山町根岸から東松山市神戸にかけての都幾川右岸など、岩殿丘陵西縁から北縁を取り囲むように点々と分布する。根岸層は泥質砂岩を主として濃緑色の海緑石粒子を含み、ときがわ町日野原から鳩山町須江、嵐山町根岸の前川沿岸など岩殿丘陵西縁から北縁にかけて点々と分布する。將軍沢層は珪藻質シルト岩からなるが、最下部は砂質シルト岩からなる。岩殿丘陵に分布する中新統の大半を占め、東松山市葛袋から嵐山町根岸を結ぶ線より南側と、東松山市岩殿の南西から鳩山町奥田を結ぶ線の北側および嵐山町將軍沢から鳩山町竹本にかけての地域に連続して分布する。

鳩山層は砂岩・シルト岩互層からなり、岩殿丘陵中央部に分布するが、物見山層に広く覆われるため、鳩山町奥田から大橋および泉井から熊井の谷周辺に分布が限られる。今宿層は砂岩からなり、鳩山町大橋から赤沼にかけての鳩川河床に連続して分布するほか、鳩山町大豆戸、重郎にも分布する（栗原ほか 2003）。

南比企窯跡群周辺での地形・地質から、窯跡や粘土採掘坑の分布は物見山層に覆われていない將軍沢層・



岩殿丘陵に分布する中新統の地質図

（出典：南比企窯跡群総括報告書 I に加筆）

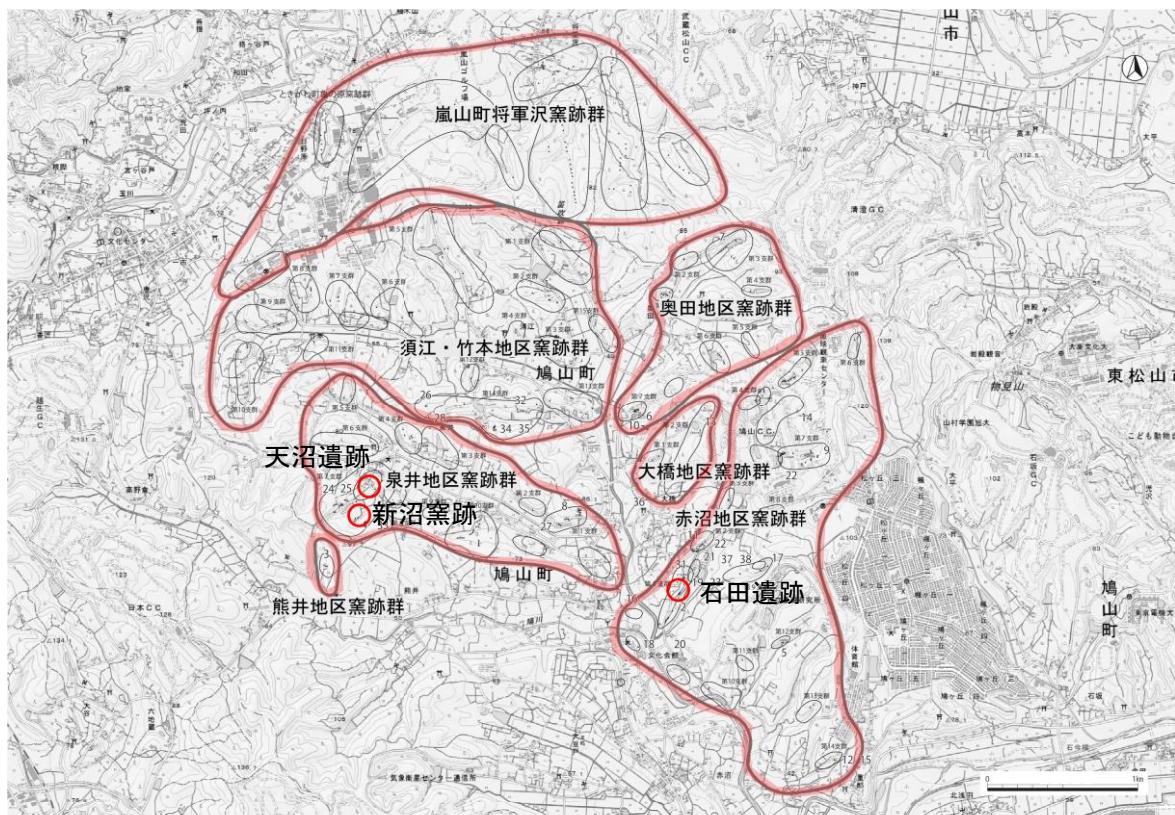
鳩山層の分布する範囲とほぼ重なることが明らかとなった。これは築窯や粘土採掘が困難であったことと深く関係しているためである。

3 窯跡分布と変遷

南比企窯跡群は、工房を含む集落や粘土採掘坑などの関連遺跡を含めると東西約4.5km、南北約5kmに及ぶ。

岩殿丘陵は鳩山町・東松山市域では、越辺川の支流である鳩川とその支流大橋川を中心とし、泉井川・黒石川などの小河川が流れ込み、その侵食により大小の支谷が樹枝状に形成され、嵐山町・ときがわ町では都幾川を中心に小支谷が形成されている。これらの主要な大支谷を熊井の谷、泉井の谷、須江・竹本の谷、赤沼の谷、大橋の谷、奥田の谷と呼称し、窯跡群を大別する名称としている。

また、埼玉県立歴史資料館による分布調査の結果から、河川流路を中心とした地形により7地区57支群に細分されている。



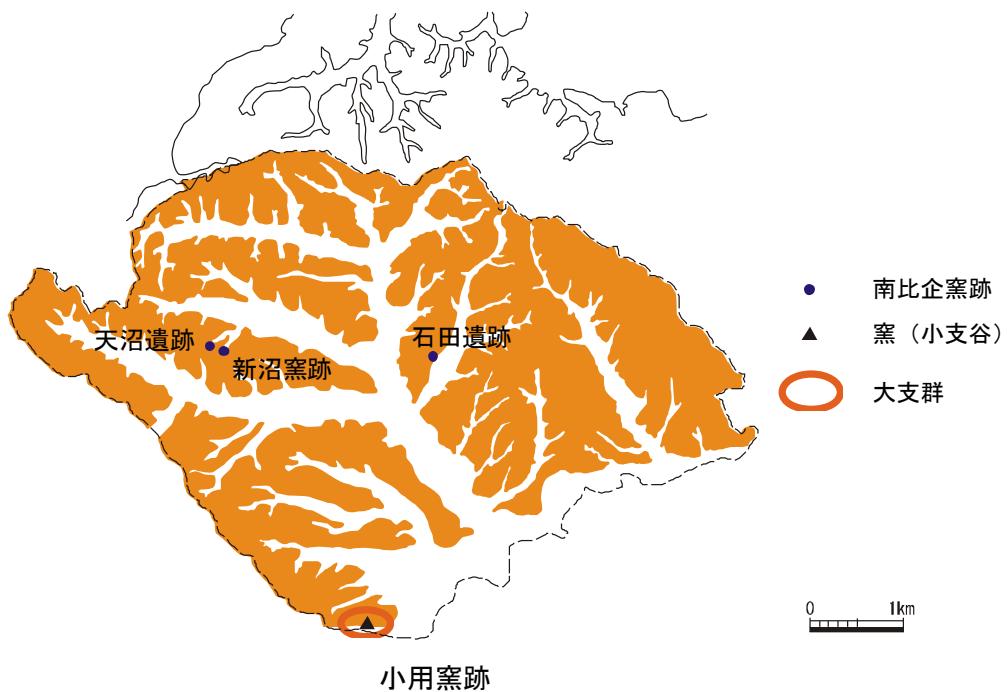
南比企窯跡群関連遺跡分布図(出典:南比企窯跡群総括報告書Ⅰに加筆)

6世紀前半に岩殿丘陵東縁部の丘陵裾部で開始した南比企窯跡群は、6世紀代を通じて同地で半継続的な操業を行い、7世紀前半に至って、越辺川を遡った新たな地点に別

の窯を築く。この窯が小用窯跡である。小用窯跡の開窯によって、南比企窯跡群は新たな段階を迎えることになる。

7世紀前半

小用窯跡は丘陵縁辺部南東方向に焚口を向けるかたちで築窯され、対岸の苦林古墳群や入西遺跡群の集落に供給するが、さらに地続きには同時代と考えられる西戸古墳群が展開しているので、同古墳群にも供給していたと思われる。なお、窯跡の現状は、櫛描波状文を多用する短頸壺が採集されているのみで、窯体も消滅しているとされるが、消費地における出土品の年代幅から見る限り、1基以上の可能性がある。



7世紀後半～8世紀初頭

ここでいう7世紀後半は680年代以降である。この段階に至って、丘陵内にあらたに窯跡が成立する。その開窯地として選択されたのが赤沼の谷の入口から中流域である。この丘陵内窯跡の成立は、南比企窯跡群の窯跡分布や技術系譜の上からみても重要で、8世紀前半以降の大規模窯業地成立の前提となるものである。

最初期の石田1号窯を含めて、8世紀初頭までに築窯された窯は、北武藏の白鳳寺院として最大規模の勝呂廃寺創建時の瓦を焼成した窯である。特に7世紀末段階は創建瓦生産の最盛期であり、赤沼古代瓦窯跡を中心にその周辺瓦窯の基数は、2地点で5基程度が推計される。

この最盛期段階における操業は、寺院創建に対応する窯であるとともに、南比企窯跡群のその後の技術的展開の前提ともなるものであり、具体的には石田1号窯がもたらした東海系の外来専門技術をもとにした在地工人による独自な技術習得であり、8世紀初頭段階までには新たな系譜の誕生となる。



8世紀前半

この時期の窯跡分布の特徴は、前代と同じ谷の上流域に進出し、窯跡に加えて工人集落を営む点であり、工房周辺から材料となる粘土を採掘している。この工人集落の成立は、中流域以下の工房が単独的でかつ季節的であったのと対照的であり、生産組織の点からみると、工人集落の成立が南比企窯跡群における窯業史上のもう1つの画期であったといえる。またこの段階から窯跡が小支谷に広く進出するようになり、窯跡分布上の特徴の1つに数えられる。さらにこの段階に至って別の支谷（泉井の谷）に工房（泉井山下遺跡）と同時期の窯跡（泉井地区第1支群）の分布が認められるようになるが、これもこの段階の窯跡分布の特徴といえる。





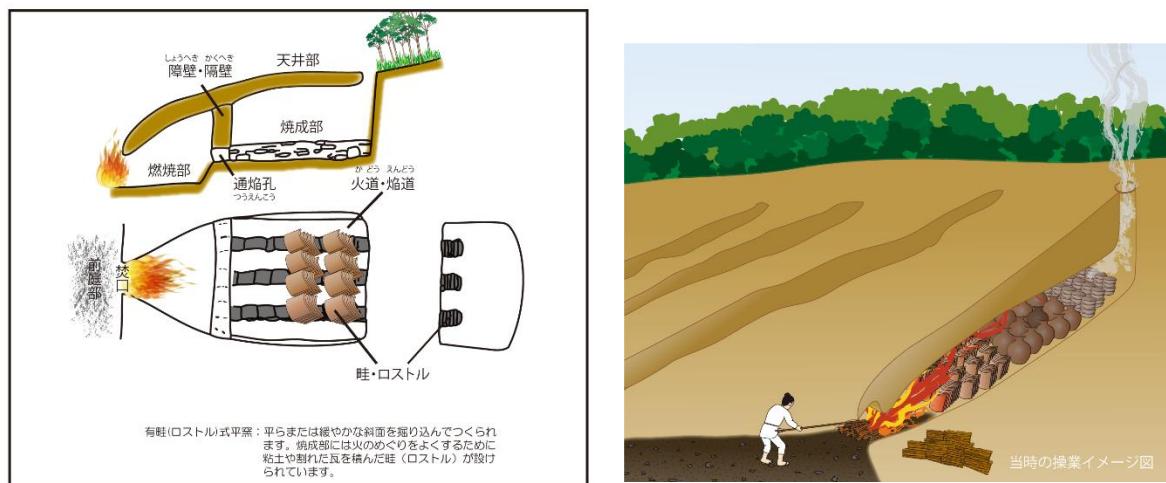
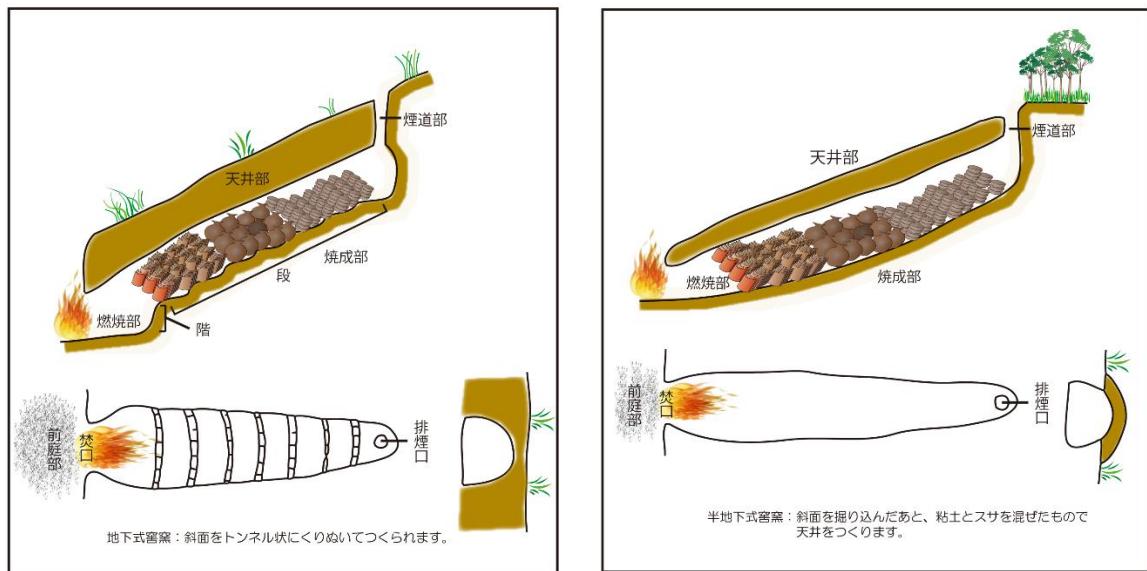
鳩山窯跡群 柳原 A 粘土採掘坑

8世紀中頃～末

この時期は、**南比企窯跡群の最盛期**であり、広い範囲に窯跡の分布が認められるようになる。その範囲は、赤沼、泉井、大橋、奥田の谷のほぼ全域から須江の谷の東側さらに熊井の谷の一部に及ぶ。この広域分布の背景には、武蔵国分寺建立に伴う創建瓦の生産と一般集落における須恵器需要の増大がある。また、南比企窯跡群で生産された須恵器は武蔵国をはじめ、上野、下総、相模に流通している。

このうち、瓦生産が窯跡の広域拡散に資するのは、瓦生産の代償として得られる対価を通じて、それが須恵器を焼くための新たな築窯の原資となったと考えられるからである。その国分寺瓦窯は瓦専業窯と須恵器との兼業となる瓦陶兼業窯からなる。瓦専業窯には、有階有段窯の金沢瓦窯跡、有畦式平窯の久保 1 号瓦窯跡、石田国分寺瓦窯跡があり、瓦陶兼業窯の代表的なものには新沼窯跡、小谷 B 窯跡、広町 B 窯跡などがある。この時期の支群構成は、5 ～ 8 基程度からなる集中窯と 1 ～ 2 基からなる単発窯に大きく二分され、後者には小谷 C 窯跡、天沼遺跡などがある。





操業時の窯（イメージ）

9世紀前半～中頃

この時期にいたって窯跡の分布が南から北に大きく変わる。丘陵内窯跡群の成立期以降では窯跡分布上の画期となる。中心となるのは、須江、竹本の谷と将軍沢の谷（嵐山町）、亀の原の谷（ときがわ町）である。亀の原支群では規模の大きい工人集落が展開しており、生産組織は前代を引き継いでいる。鳩山町域では、山下窯跡で4基、水穴前窯跡と石田遺跡では2基の窯跡が確認されており、天沼遺跡でも同時期に1～2基の窯跡の存在が推定される。また、須江・竹本支群、竹本の谷の左岸中流域に広がる丘陵斜面の中遺跡の調査によれば、亀の原支群同様に一定規模の工人集落が引き続き設営されていたものと予想される。

またこの時期の後半すなわち9世紀中頃は、窯体構造が地下式窯から半地下式窯に改変する段階でもある。亀ノ原の半地下式窯による集中的築窯は、窯1基の規模が同じ半地下式窯でも相対的に大きく、地下式窯における集中窯に準じる操業規模であったことが明らかにされている。



9世紀後半～10世紀中頃

ここでいう9世紀後半とは9世紀第4四半期のことであり、南比企窯跡群の最終段階にあたっている。前代の中心域である亀ノ原地区の篠新田遺跡の工人集落やそれに付随する亀の原窯跡群の状況を見る限り、すでに操業が停止していた様子である。これに、南側で判明している石田遺跡での2基、境田1号窯や山下5号窯での1基単独の操業状態を勘案すると、北側でも同様の単発操業に移行していたのではないかと推定される。

なおこの時期の窯体規模は、著しい小型化が目立つが、南比企窯跡群最終段階の窯である境田1号窯も同様の例に漏れず著しく小型化している。この小型化と単発操業を取り合わせた操業風景は、南比企窯跡群の最終段階の姿を彷彿とさせ、約400年続いた丘陵内窯業生産の終焉と南比企丘陵からの窯跡の退去を象徴しているといえる。



第3章 史跡南比企窯跡の概要

第1節 指定の経緯

1 指定に至る経緯

南比企窯跡（旧亀井村）は、古くは慶応年間（1865～1868）よりその存在が知られており、明治36年には重田定一により武藏国分寺の瓦窯跡として紹介されるなど、考古学会においても有数の遺跡として一部の識者には知られていた。しかし、窯跡の規模・構造などの詳細は不明であり、昭和34年の立正大学によって学術調査されるに至り、新沼窯跡が武藏国分寺創建期の窯跡であることが広く知られるようになった。

その後、昭和59年から60年のゴルフ場開発や平成5年の赤沼地区の土地改良事業に伴う発掘調査等の成果により、南比企窯跡群の歴史的価値が全国的に知られるようになった。これを受け、町では貴重な歴史的遺産を後世に継承するため、国指定史跡化をめざすこととなった。

これらの発見を契機に鳩山町教育委員会では、平成22年度から南比企窯跡群学術評価委員会を設置し、平成22～24年度には保存目的の範囲内容確認調査を実施した。

確認調査の結果、新沼窯跡では窯跡26基以上と灰原、石田遺跡では窯跡19基と工房跡5軒、瓦溜まりなどが発見され、学術評価委員会の審議や文化庁との協議を踏まえ、新沼窯跡に天沼遺跡と石田遺跡を加えた3遺跡の国史跡指定を目指して準備を進めることとなった。

確認調査等の取組の成果として、令和4年3月に調査報告書『南比企窯跡群総括報告書I』を刊行した。そこで、令和4年8月に国史跡指定の意見具申を行ない、令和4年12月の文化審議会を経て、令和5年3月20日に、石田遺跡、新沼窯跡、天沼遺跡38,168.94m²が「南比企窯跡」として国史跡に指定された。



南比企窯跡群の遠景

2 指定内容

（1）指定告示

○名称 国指定史跡「南比企窯跡」

○所在の場所 比企郡鳩山町大字赤沼字石田 1415 番 1 ほか

○指定面積 38,168.94 m²

文部科学省告示第 14 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲る記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告知する。

令和5年3月20日

文部科学大臣 永岡 桂子

また、『月刊文化財』（令和5年2月号）掲載の文化庁による指定説明文は、次の通りである。

南比企窯跡は、埼玉県の中央部に位置する鳩山町を中心に、嵐山町、ときがわ町、東松山市の一帯の、東西約4.5km、南北約5kmに広がる6世紀前半から10世紀中頃にかけて操業された窯跡群である。関東平野西縁部には標高100m以下の比較的開析が進んだ低位丘陵が南北方向に帶状に発達しており、これらの丘陵からは良質な粘土が得られる。その丘陵の一つである岩殿丘陵の緩斜面には、東日本最大級の規模をもつ総数約500基からなる須恵器と瓦を生産した窯跡が展開している。

南比企窯跡は、大正8年(1919)に郷土史家の小鷹健吾が、武藏国分寺所用瓦を採集したことにより、その存在が明らかになった。戦後になると、立正大学や早稲田大学、東京大学による発掘調査が行われ、窯の構造や出土遺物に関する検討が進められた。昭和51年(1976)からは、埼玉県立歴史資料館(現・埼玉県立嵐山史跡の博物館)の分布調査により、窯跡の分布範囲や基数等が明らかにされた。そして、その後の鳩山町教育委員会による継続的な発掘調査によって、窯の操業時期やその変遷等が明らかになりつつある。

窯跡は、丘陵の開析谷を単位として、赤沼地区、奥田地区、大橋地区、熊井地区、泉井地区、須江・竹本地区、亀の原・将軍沢地区の7群57支群に細分されている。その開窯は6世紀前半で、7世紀中頃まで丘陵裾部から縁辺部において小規模な須恵器生産が断続的に行われた。

7世紀後半に瓦生産が始まると丘陵内部にも窯跡が展開し、8世紀中頃には丘陵全体に広がり、最盛期を迎える。そして9世紀前半から中頃には丘陵北西部に分布域が移り、9世紀後半以降、徐々に衰退し、10世紀中頃に操業を終える。

窯構造は、丘陵斜面をトンネル状に掘削して構築する地下式窯を主体とする。瓦専業窯として8世紀中頃に有畠式平窯が導入されるものの定着せず、須恵器と瓦を同じ地下式窯で生産する瓦陶兼業窯を基本とする。窯の規模は当初、全長6~7m程度であるが、8世紀前半に規模が多様化し、10m以上の大型のものも現れる。そして、9世紀中頃には小型化し始め、9世紀末には4m程度が一般化する。

須恵器生産は、6世紀から7世紀には、杯、瓶類、盤、甕等の限定的な器種に留まるが、8世紀前半から後半には、これらに壺や鉢類が加わり、杯等の小型器種の生産量が増加する。それまでの流通範囲は、8世紀中頃には武藏国内だけでなく上野・下総・相模国にまで及ぶ。10世紀以降、焼成器種は減少するものの、10世紀中頃まで途切れることなく生産が続く。

瓦生産は、7世紀後半から8世紀初頭と8世紀中頃から後半の大きく二つの時期に分けられる。前者は、比企郡内の寺院のほか、入間郡の勝呂廃寺等の造営に伴う所用瓦を供給した時期で、郡域を越えて瓦が供給された。後者は、武藏国分寺の創建と補修に関わる瓦生産の時期である。文字瓦の検討から、その生産には武藏国21郡のうち16郡が関わったことが明らかになっている。

今回指定しようとするのは、赤沼地区の石田遺跡と泉井地区の新沼窯跡及び天沼遺跡の一部である。石田遺跡では、7世紀後半～10世紀中頃の19基の瓦窯、竪穴建物5棟、瓦溜1基が確認されており、出土遺物には須恵器、土師器、瓦、陶製仏殿、鉄製品等がある。この遺跡では、6世紀後半以降の窯体構造の変遷のほか、勝呂廃寺に瓦が供給されたことが明らかになるなど、須恵器や瓦の供給体制の様相や変遷を知ることができる。新沼窯跡は8世紀中頃～後半を主として操業した窯跡26基、土坑2基等からなる大規模な窯跡である。出土遺物には須恵器、円面硯、瓦(軒平瓦・軒丸瓦・平瓦・丸瓦・隅切瓦・熨斗瓦・鬼瓦)・磚(博)、瓦塔等があり、瓦には郡名、郷名、人名、記号が記された文字瓦が含まれる。これらは、武藏国分寺創建にあたり集約的な瓦生産が行われたことを示すとともに、造瓦体制の実態を理解する上で重要である。新沼窯跡に隣接する天沼遺跡では、8世紀中頃～9世紀中頃の窯跡2基、竪穴建物9棟のほか、土坑や木炭窯等が確認されており、新沼窯跡の工人集落や工房域と推定される。

南比企窯跡は、飛鳥時代から奈良時代の関東における最大規模の窯業生産地であり、その供給範囲は武藏国のみに留まらず、上野・下総・相模国まで及ぶ。また、長年にわたる調査、研究により古墳時代後期から平安時代にかけての須恵器及び瓦の生産体制やその技術的系譜と変遷の一端が明らかになった重要な遺跡である。加えて、武藏国分寺所用瓦の中心的な生産窯であり、武藏国21郡中、16郡の郡名を示す文字瓦が出土することなどから国分寺造営における労働力の編成の一端をうかがい知ることができる。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(2) 管理団体告示

鳩山町は、文部科学省官報第1012号により、令和5年(2023)7月4日に国指定史跡南比企窯跡を管理すべき地方公共団体に指定された(右)。

指定告示

文部科学省告示第20号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第百十三条第一項の規定により、次の表の上に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告知する。

令和5年7月4日

文化庁長官 都倉 俊一

南比企窯跡

令和五年文部科学省告示第十四号

鳩山町
(埼玉県)

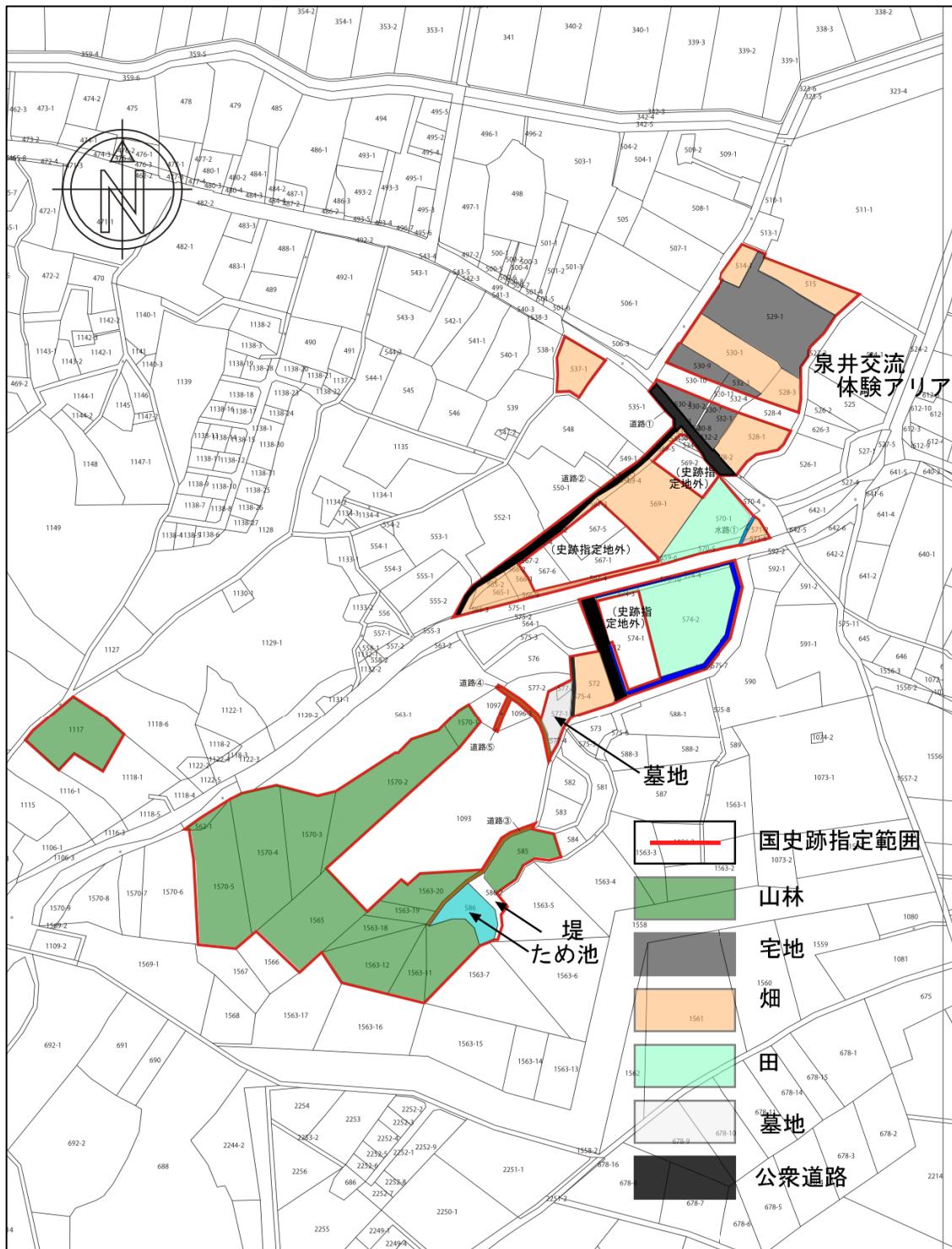
3 指定地の範囲と地番

指定された南北企窓跡は市街化調整区域にあり、国指定史跡面積は 38,168.94 m² であり、現況は畠や山林等が多い。

以下、地番図と地番・地目一覧を掲げる。



地番・地目図（石田遺跡）



地番・地目図（新沼塙跡・天沼遺跡）

地番・地目一覧表

	地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
1	鳩山町大字赤沼字石田1415番1	1,017.03	公衆用道路	鳩山町	町道第2267、2269号線 登記簿の所有者は建設省だが、 鳩山町へ譲与済 2,548.00m ² のうち実測1,017.03m ²
2	鳩山町大字赤沼字石田1430番7	63.57	公衆用道路	鳩山町	町道第2267号線 72.00m ² のうち実測63.57m ²
3	鳩山町大字赤沼字石田1476番1	1,210.00	山林	鳩山町	
4	鳩山町大字赤沼字石田1476番4	495.00	山林	個人	
5	鳩山町大字赤沼字水穴前1482番3	800.00	山林	個人	
6	鳩山町大字赤沼字水穴前1484番	825.00	山林	個人	
7	鳩山町大字赤沼字水穴前1485番1	954.00	山林	個人	
8	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番2	768.00	山林	個人	
9	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番3	2,109.79	山林	個人	2,276.00m ² のうち 実測2,109.79m ²
10	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番4	368.00	山林	個人	
11	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番12	671.00	山林	鳩山町	
12	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番13	818.00	原野	個人	
13	鳩山町大字赤沼字水穴前1487番27	118.34	公衆用道路	鳩山町	町道第2263号線 273.00m ² のうち実測118.34m ²
14	鳩山町大字泉井字表514番1	228.00	畠	鳩山町	
15	鳩山町大字泉井字表515番	560.00	畠	鳩山町	
16	鳩山町大字泉井字表528番1	649.00	畠	鳩山町	
17	鳩山町大字泉井字表528番2	34.00	公衆用道路	鳩山町	町道第3295号線
18	鳩山町大字泉井字表528番3	311.00	畠	鳩山町	
19	鳩山町大字泉井字表529番1	2,000.13	宅地	鳩山町	
20	鳩山町大字泉井字表530番1	904.00	畠	鳩山町	
21	鳩山町大字泉井字表530番2	242.03	宅地	鳩山町	
22	鳩山町大字泉井字表530番3	29.00	畠	鳩山町	
23	鳩山町大字泉井字表530番7	19.00	公衆用道路	鳩山町	町道ではない
24	鳩山町大字泉井字表530番8	0.88	公衆用道路	鳩山町	町道第3295号線
25	鳩山町大字泉井字表530番9	309.13	宅地	鳩山町	
26	鳩山町大字泉井字表532番1	286.38	宅地	鳩山町	
27	鳩山町大字泉井字表532番2	20.00	公衆用道路	鳩山町	町道第3295号線
28	鳩山町大字泉井字表532番3	105.61	宅地	鳩山町	

地番・地目一覧表2

	地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
29	鳩山町大字泉井字天沼534番2	10.00	公衆用道路	鳩山町	町道第3295号線
30	鳩山町大字泉井字天沼534番3	24.00	畠	鳩山町	
31	鳩山町大字泉井字天沼534番4	5.69	雑種地	鳩山町	
32	鳩山町大字泉井字天沼535番3	4.46	宅地	鳩山町	
33	鳩山町大字泉井字天沼537番1	474.00	畠	個人	
34	鳩山町大字泉井字天沼549番2	0.86	畠	鳩山町	
35	鳩山町大字泉井字天沼550番2	45.00	畠	鳩山町	
36	鳩山町大字泉井字天沼550番3	4.15	畠	鳩山町	
37	鳩山町大字泉井字天沼552番4	63.00	畠	鳩山町	
38	鳩山町大字泉井字天沼553番2	1.29	宅地	鳩山町	
39	鳩山町大字泉井字天沼562番1	85.00	原野	個人	
40	鳩山町大字泉井字天沼565番1	186.00	雑種地	鳩山町	
41	鳩山町大字泉井字天沼565番2	49.00	畠	鳩山町	
42	鳩山町大字泉井字天沼565番3	101.00	畠	鳩山町	
43	鳩山町大字泉井字天沼566番1	130.00	畠	個人	
44	鳩山町大字泉井字天沼566番2	11.00	畠	鳩山町	
45	鳩山町大字泉井字天沼566番3	24.00	畠	鳩山町	
46	鳩山町大字泉井字天沼567番2	11.00	畠	鳩山町	
47	鳩山町大字泉井字天沼567番3	47.00	畠	鳩山町	
48	鳩山町大字泉井字天沼567番4	148.00	畠	鳩山町	
49	鳩山町大字泉井字天沼569番1	1,302.00	畠	個人	
50	鳩山町大字泉井字天沼569番3	4.34	公衆用道路	鳩山町	町道第3295号線
51	鳩山町大字泉井字天沼569番4	77.00	畠	鳩山町	
52	鳩山町大字泉井字天沼569番5	39.00	畠	鳩山町	
53	鳩山町大字泉井字天沼569番6	0.68	畠	鳩山町	
54	鳩山町大字泉井字天沼570番1	890.00	田	個人	
55	鳩山町大字泉井字天沼570番5	155.00	田	鳩山町	
56	鳩山町大字泉井字天沼571番2	66.00	畠	個人	
57	鳩山町大字泉井字天沼571番5	33.00	畠	鳩山町	
58	鳩山町大字泉井字天沼572番	509.00	畠	個人	
59	鳩山町大字泉井字天沼574番2	1,897.00	田	個人	

地番・地目一覧表3

	地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
60	鳩山町大字泉井字天沼574番3	40.00	田	鳩山町	
61	鳩山町大字泉井字天沼574番4	84.00	田	鳩山町	
62	鳩山町大字泉井字天沼575番4	58.00	公衆用道路	鳩山町	町道第319号線 登記簿の所有者は建設省だが、 鳩山町へ譲与済
63	鳩山町大字泉井字天沼575番9	364.00	用悪水路	鳩山町	登記簿の所有者は建設省だが、 鳩山町へ譲与済 占有者名欄は水利権者
64	鳩山町大字泉井字天沼575番10	101.00	用悪水路	鳩山町	占有者名欄は水利権者
65	鳩山町大字泉井字天沼575番12	383.00	公衆用道路	鳩山町	町道第774号線 登記簿の所有者は建設省だが、 鳩山町へ譲与済
66	鳩山町大字泉井字天沼577番1	284.00	墓地	個人	
67	鳩山町大字泉井字天沼577番3	46.00	墓地	個人	
68	鳩山町大字泉井字天沼577番4	24.00	墓地	個人	
69	鳩山町大字泉井字天沼585番	634.00	山林	個人	
70	鳩山町大字泉井字天沼586番	504.00	ため池	鳩山町	登記簿の所有者は亀井村 占有者名欄は水利権者
71	鳩山町大字泉井字天沼586番2	186.00	堤	鳩山町	占有者名欄は水利権者
72	鳩山町大字泉井字稻荷谷1117番	1,133.00	山林	個人	
73	鳩山町大字泉井字新沼1563番7	717.42	山林	個人	2.258.00m ² のうち実測717.42m ²
74	鳩山町大字泉井字新沼1563番11	405.00	山林	個人	
75	鳩山町大字泉井字新沼1563番12	992.00	山林	個人	
76	鳩山町大字泉井字新沼1563番18	358.00	山林	個人	
77	鳩山町大字泉井字新沼1563番19	246.00	山林	個人	
78	鳩山町大字泉井字新沼1563番20	558.00	山林	個人	
79	鳩山町大字泉井字新沼1565番	1,449.00	山林	個人	
80	鳩山町大字泉井字新沼1570番1	219.00	山林	個人	
81	鳩山町大字泉井字新沼1570番2	1,762.00	山林	個人	
82	鳩山町大字泉井字新沼1570番3	1,059.00	山林	個人	
83	鳩山町大字泉井字新沼1570番4	1,622.00	山林	個人	
84	鳩山町大字泉井字新沼1570番5	1,646.00	山林	個人	
85	鳩山町大字泉井字天沼530番3と同 字天沼535番1に挟まれ、同字天沼 528番2と同字天沼569番3に挟まれる までの道路敷	252.72	公衆用道路	鳩山町	道路① 町道第3295号線

地番・地目一覧表 4

	地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
86	鳩山町大字泉井字天沼534番3と同字天沼535番3に挟まれ、同字天沼555番3と同字天沼565番3に挟まれるまでの道路敷	392.01	公衆用道路	鳩山町	道路② 町道第311号線 町道第312号線
87	鳩山町大字泉井字天沼585番と同字新沼1093番に挟まれ、同字天沼586番と同字新沼1563番19に挟まれるまでの道路敷	156.16	公衆用道路	鳩山町	道路③ 町道第317号線
88	鳩山町大字泉井字天沼563番1と同字新沼1097番に挟まれ、同字天沼577番4と同字新沼1093番に挟まれるまでの道路敷	112.23	公衆用道路	鳩山町	道路④ 町道第317号線
89	鳩山町大字泉井字新沼1096番2と同字新沼1097番に挟まれた道路敷	41.40	公衆用道路	鳩山町	道路⑤ 町道第400号線
90	鳩山町大字泉井字天沼570番1と同字天沼571番2に挟まれ、同字天沼570番5と同字天沼571番5に挟まれるまでの水路敷	26.64	用悪水路	鳩山町	水路① 占有者名欄は水利権者
合計		38,168.94			

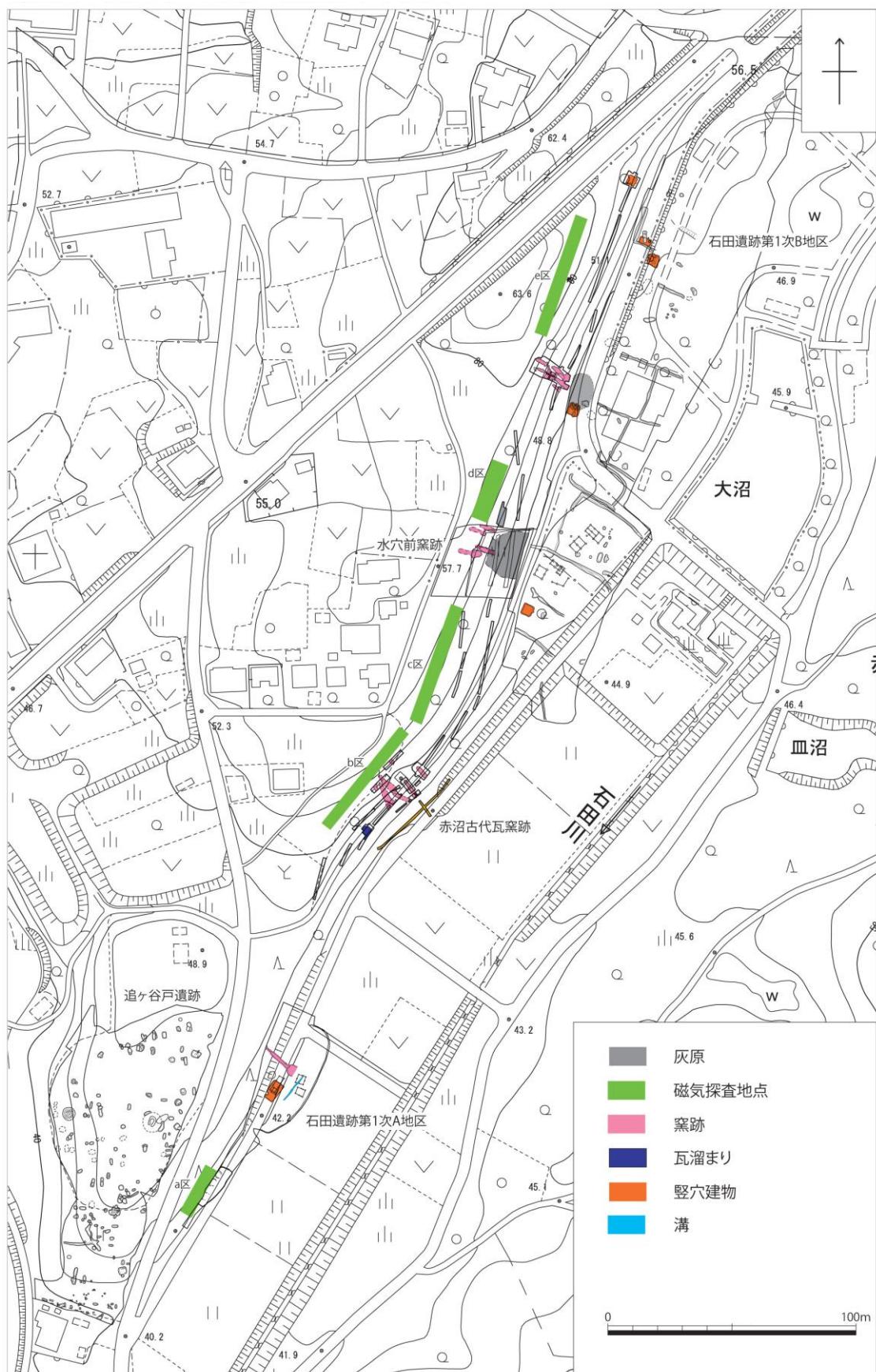
第2節 発掘調査の成果

1 石田遺跡

石田遺跡は、越辺川の支流である石田川中流域の丘陵付近に立地している。これまでの調査により、窯跡 19 基、工房跡 5 軒、製品の集積・選別場と考えられる瓦溜り 1 基が確認されている。操業期間は 7 世紀後半から 10 世紀中頃であり、7 世紀後半の勝呂廃寺創建を契機に東海地方の工人により操業を開始し、続く 7 世紀末には、小用廃寺や山王裏廃寺など複数の郡の寺院や郡衙への須恵器や瓦の供給に伴い生産規模を拡大する。その後、8 世紀中頃には武藏国分寺創建期の瓦生産を開始し、有畳式平窯が導入されるが定着はせずに、9 世紀中頃まで地下式無階無段窯での操業が継続する。南比企窯跡の終末期にあたる 9 世紀後半から 10 世紀中頃には、窯体規模の小型化が顕著となり、窯体構造も半地下式窯に移行したと推定される。

8 世紀前半以降は、工房を中心に複数の窯で瓦を焼成するようになる。石田遺跡は雷遺跡（工房跡）に属し、久保 1 号窯、金澤窯跡とともに武藏国分寺の瓦を焼成している。

また、石田国分寺瓦窯跡で確認された有畳式平窯導入の背景について、郡名瓦の同印関係や牛角状中心飾を有する均整唐草文軒平瓦の同文関係から、南多摩窯跡群（大丸窯跡）の工人による関与が有力視されている。



主な遺構配置図



牛角状中心飾を有する均整唐草文軒平瓦（新沼窯跡）

出土遺物は須恵器、土師器坏・甕・台付甕、瓦(軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦)、壇、円面硯、紡錘車、陶製仏殿、鉄製品(刀子)などである。



石田 1号窯・工房跡 全景



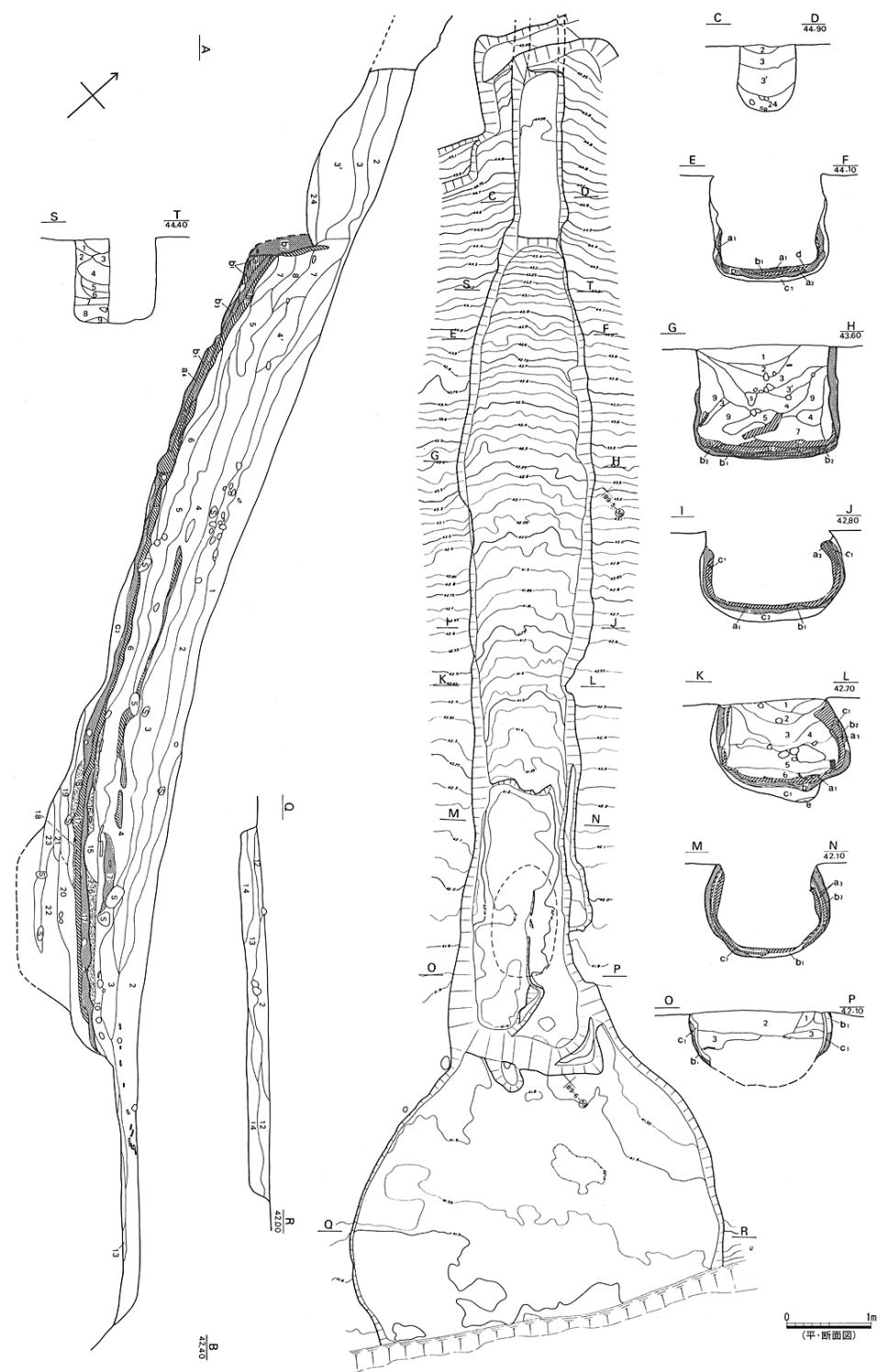
石田 1号窯 遺物出土状況



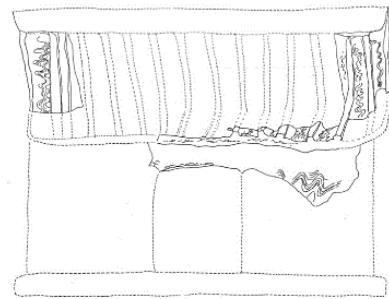
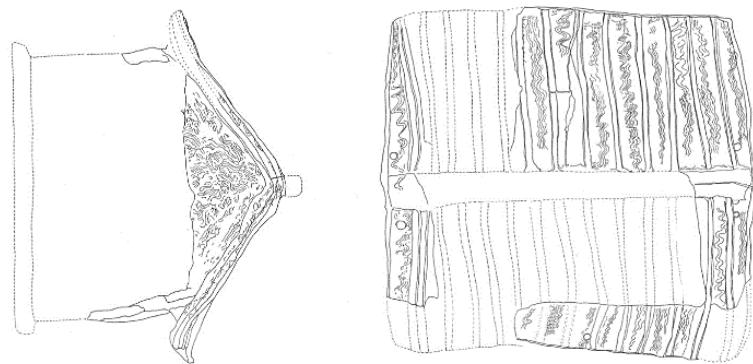
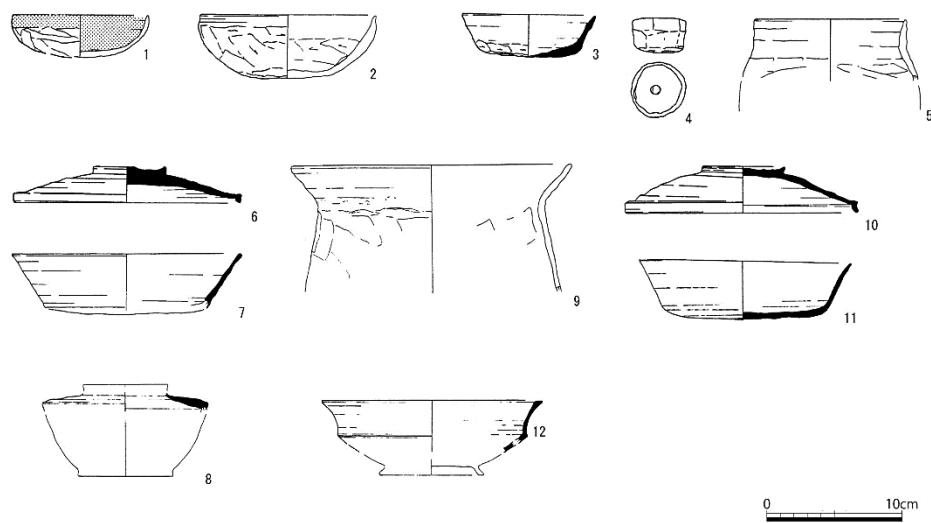
石田 1号窯 出土陶製仏殿



石田遺跡 出土遺物



石田1号窯 平・断面図



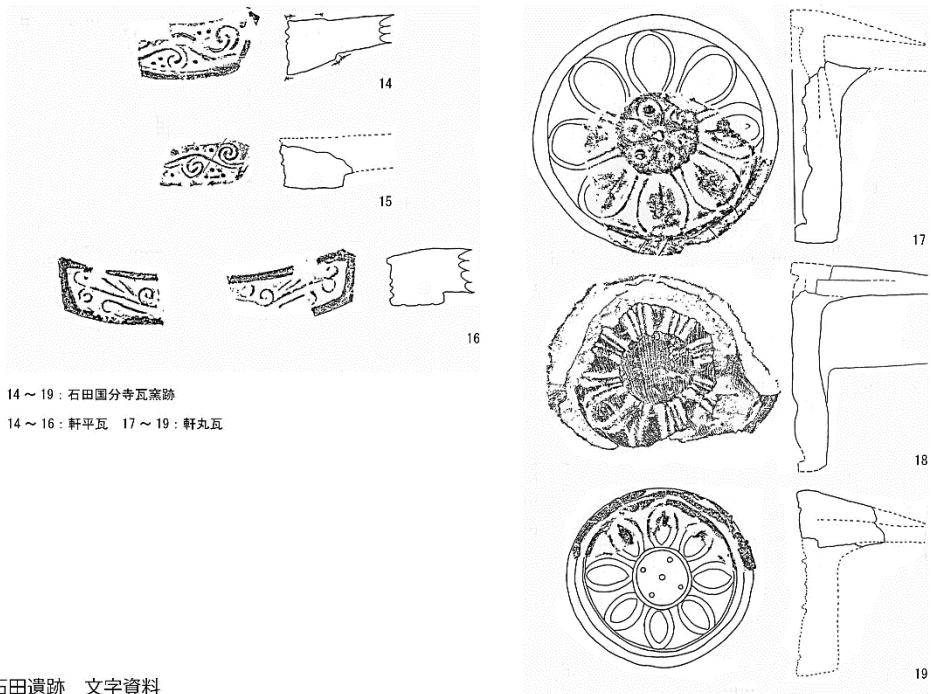
1~5: A区1堅、6~9: B区2堅、10~12: B区3堅、13: 石田遺跡1号窯

1・2: 土師器 坏 3・7・11: 須恵器 坏 4: 土製品 紡錘車 5・9: 土師器 壺
6・10: 須恵器 蓋 8: 須恵器 短頸壺 12: 須恵器 佐波理模倣壺 13: 陶製仏殿

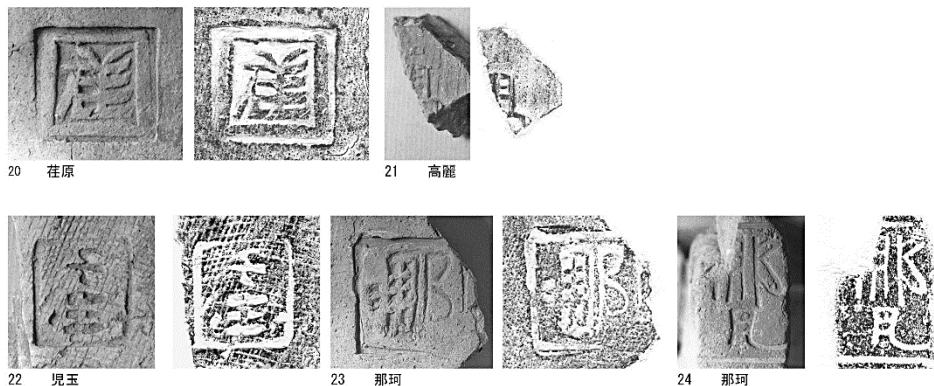
13

0 20cm

石田遺跡 出土遺物図 (1)



石田遺跡 文字資料



番号	記載方法	内容	内容種別	種別	記載位置	出土位置	備考
20	押印	荏	郡名「荏原郡」	平瓦	凸面	石田国分寺瓦窯 灰原	角印、陽刻、印枠□、 荏原
21	押型	高	郡名「高麗郡」	平瓦	凸面	石田国分寺瓦窯 灰原	高麗
22	押印		郡名「児玉郡」	平瓦	凹面	石田国分寺瓦窯 灰原	角印、陰刻、印枠□、 逆字、児玉
23	押印	那	郡名「那珂郡」	平瓦	凹面	石田国分寺瓦窯 灰原	角印、陰刻、印枠□、 那珂
24	押印	那瓦	郡名「那珂郡」	平瓦	端面	石田国分寺瓦窯 灰原	角印、陰刻、印枠□、 那珂

石田遺跡 出土遺物図（2）

2 新沼窯跡

新沼窯跡は、泉井川により開析された支谷の中流域左岸の丘陵斜面に立地している。新沼窯跡では、昭和 34 年に立正大学が発掘調査を実施し、地下式窯 2 基を検出している。また、平成 22 年度から 24 年度の範囲内容確認を目的とした発掘調査により、窯跡 26 基、溝跡 4 条、土坑 2 基、灰原が確認されている。操業期間は、概ね 8 世紀中葉から後半であり、須恵器生産を主体に、国分寺瓦は受注を受けてから瓦生産をおこなっていると考えられる。また、灰原と考えられる G・O・Q 区では、9 世紀末から 10 世紀前半の須恵器が出土しており、小規模ながら当該期にも須恵器生産がおこなわれていたと考えられる。

窯跡はいずれも 1 ~ 2 m の間隔で並列しており、各遺構の年代などから、谷の入口から奥部へと築窯が進められたものと考えられる。構造の判明した窯跡はいずれも地下式無階無段窯であり、それ以外の窯跡についても同様の構造であったと推定される。

出土遺物は須恵器、「V」などのヘラ記号・刻書須恵器、瓦(軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・隅切瓦・熨斗瓦・埠・鬼瓦)、武藏国 21 郡中 16 郡の郡名瓦、瓦塔、円面鏡などがある。

郡名瓦とは、武藏国分寺建立に際して、各郡が瓦の製作を窯元に発注し、その協力の証として瓦に郡名を記したものである。武藏国分寺の創建は、741 年頃から 757 年頃に完成したと考えられ、新羅郡(新羅郡建郡は 758 年)を除いた 20 郡が武藏国分寺瓦を作成に協力している。出土している文字瓦から、武藏国 20 郡のうち荒川流域に属する 16 郡は南比企窯跡に、多摩川流域に属する 4 郡は南多摩窯跡群に瓦の製作を依頼していたことがわかる。



12 号窯 遺物出土状況



2 次調査 B 区 全景



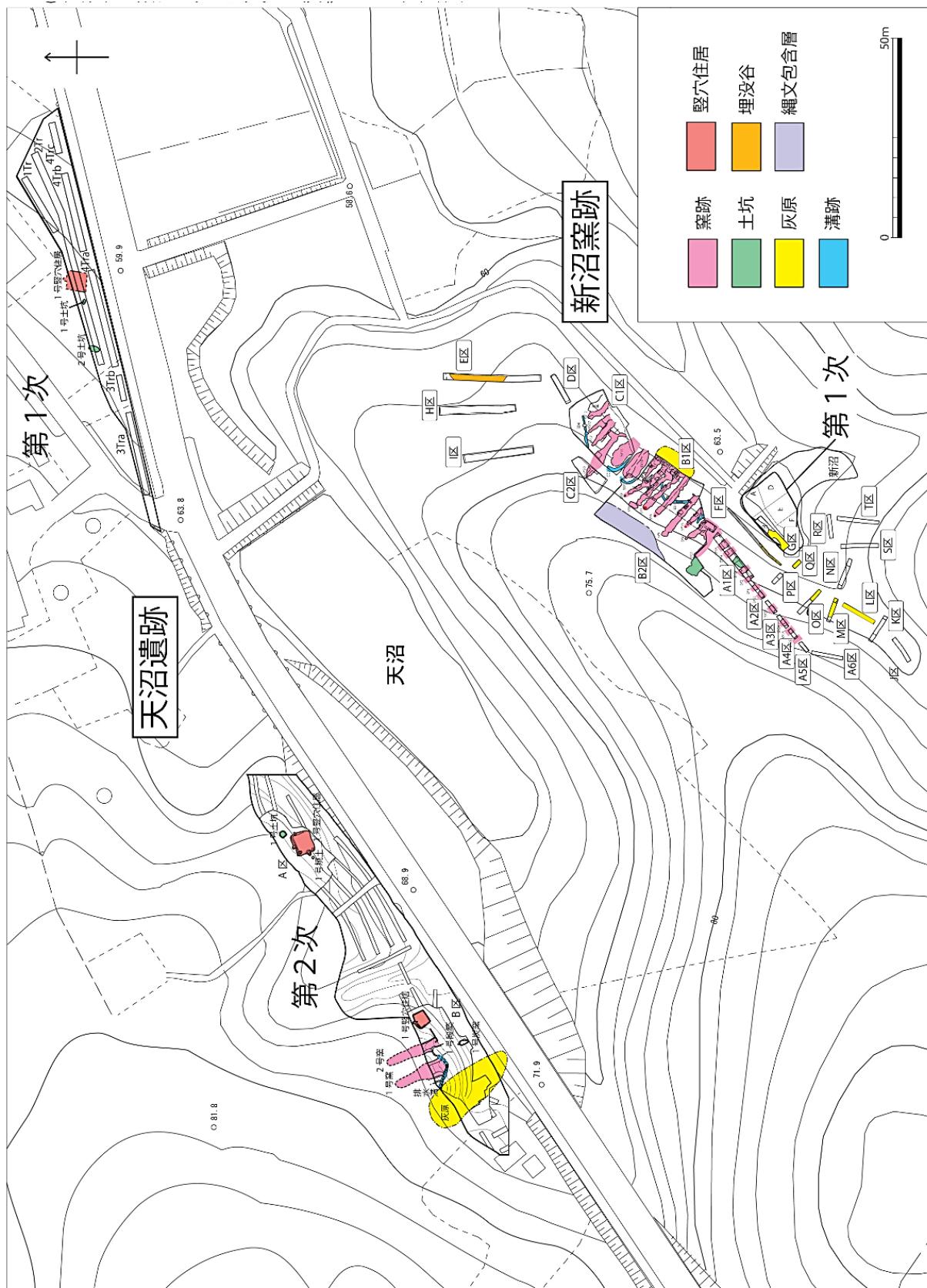
新沼窯跡 出土遺物



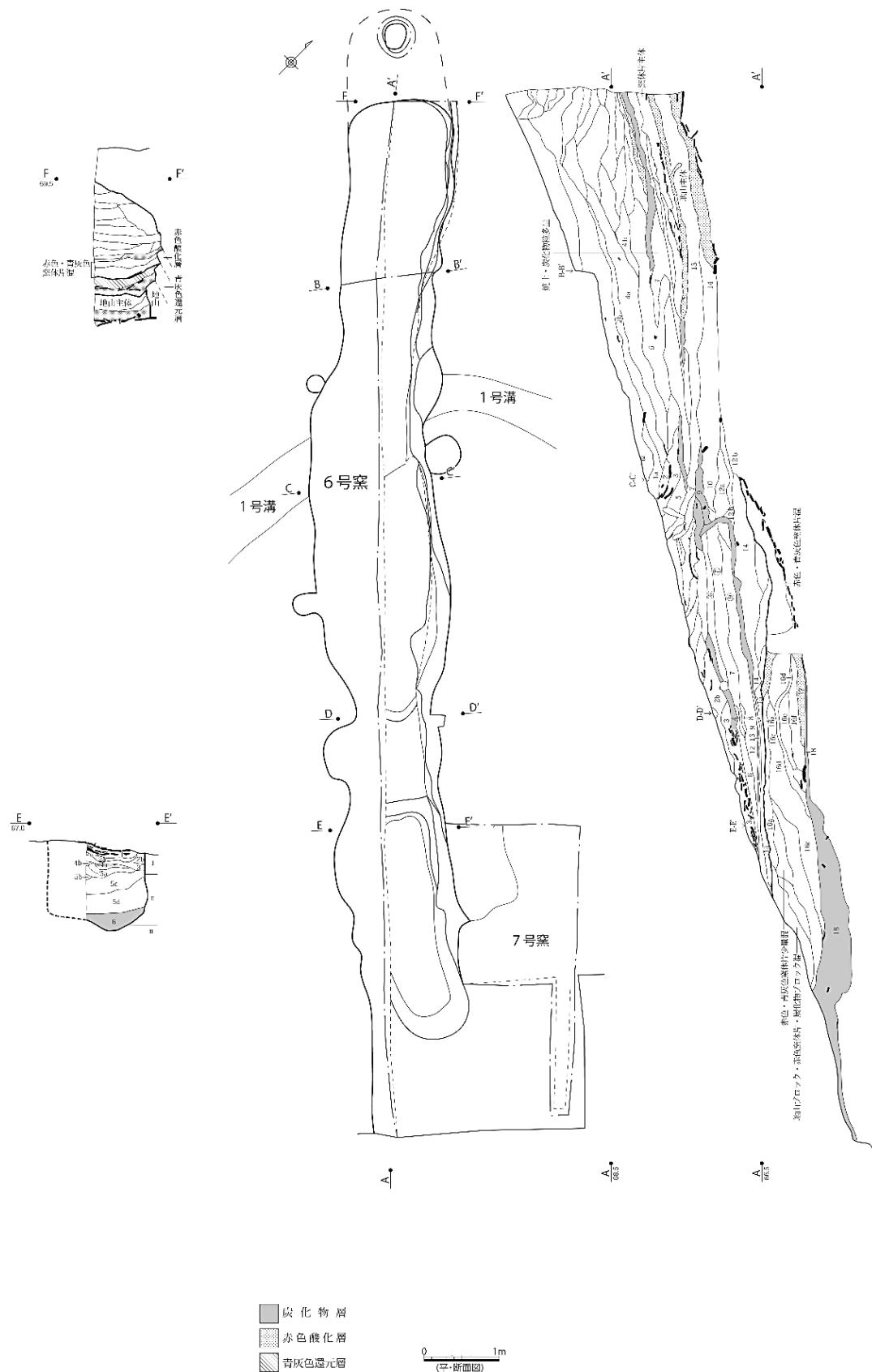
G区a グリット遺物出土状況(南東から)

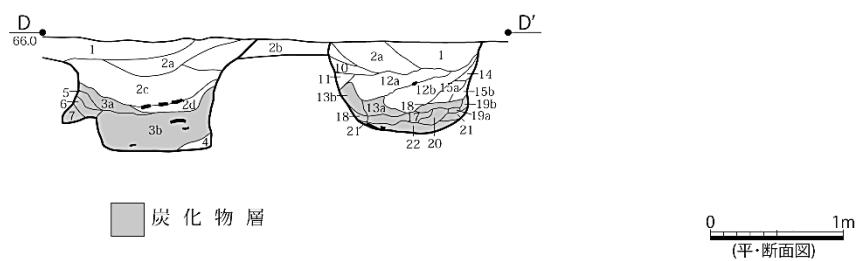
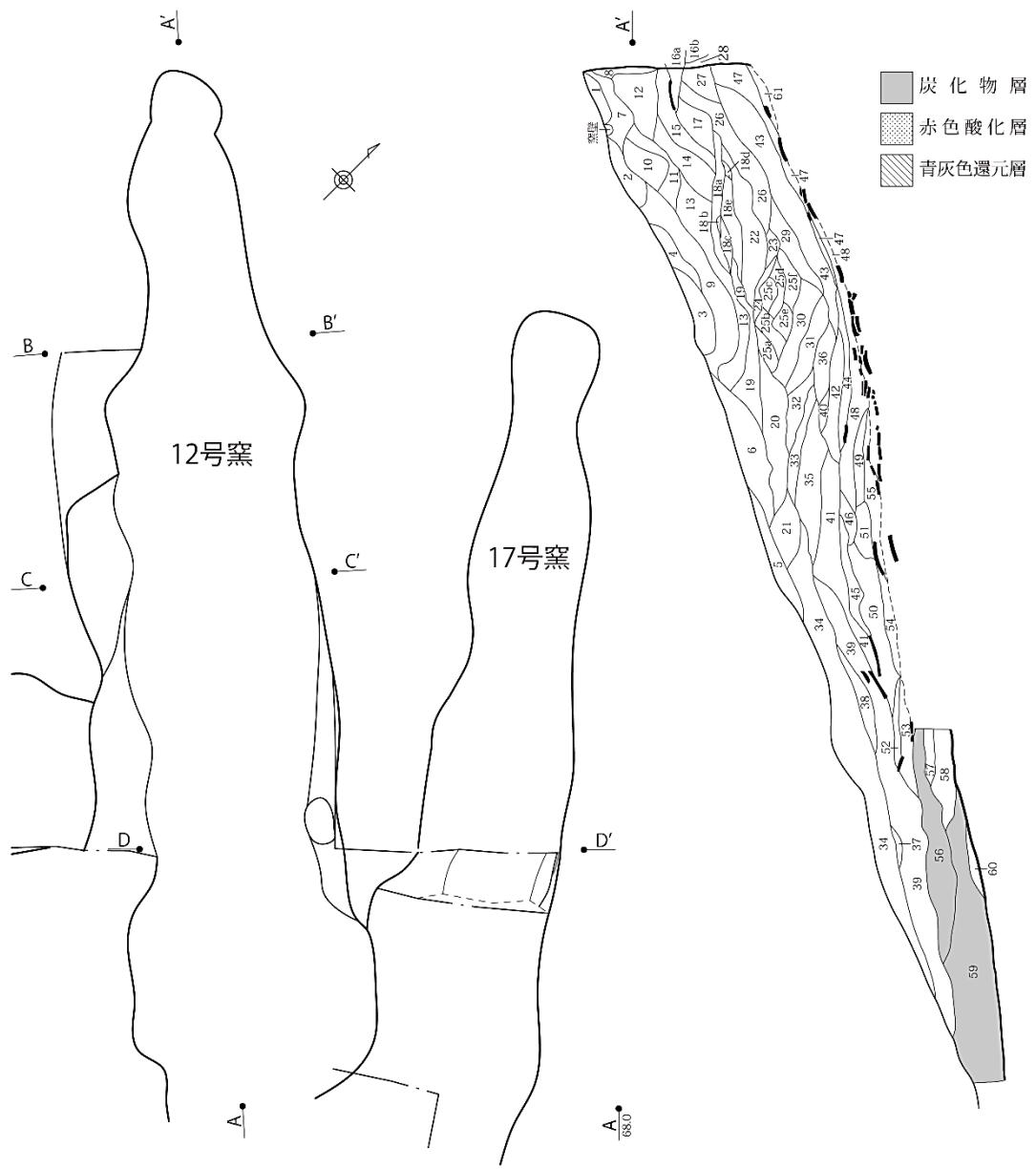


15号窯土層断面 (南東から)

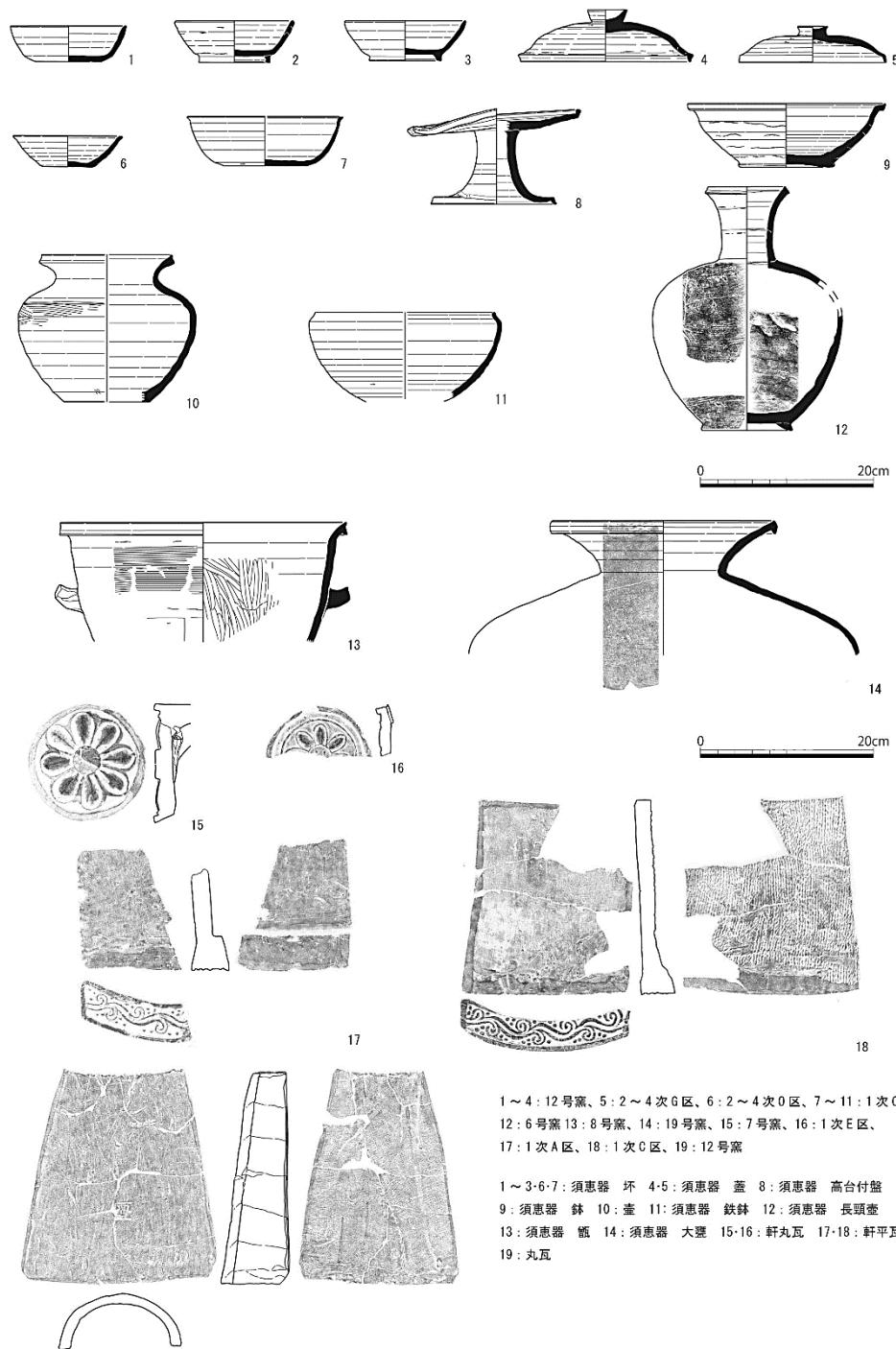


主な遺構配置図

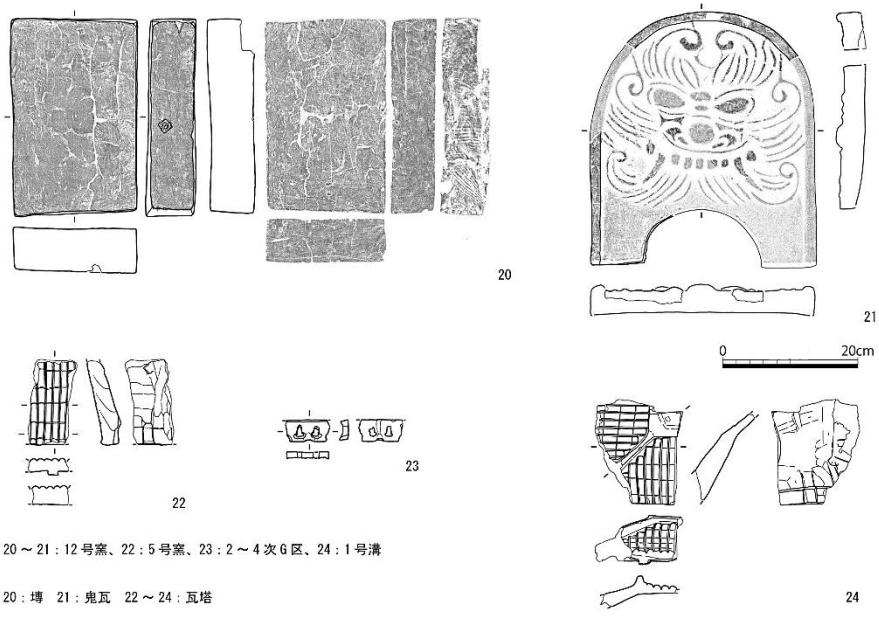




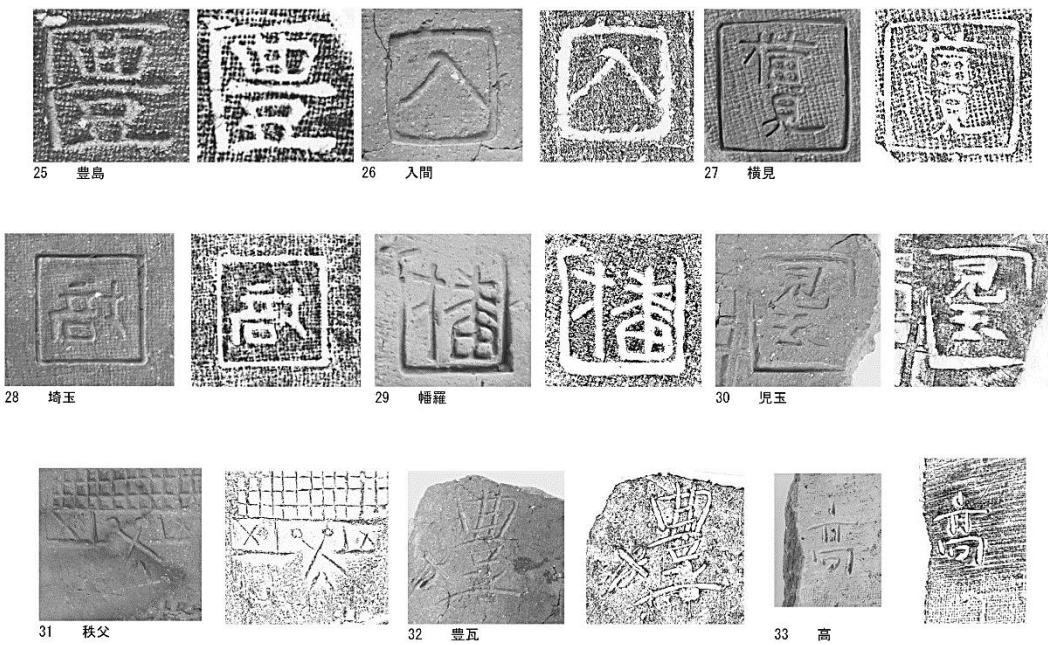
12号窯 平・断面図



新沼窯跡 出土遺物図 (1)



新沼窯跡 文字資料



新沼窯跡 出土遺物図 (2)

3 天沼遺跡

天沼遺跡は、泉井川により開析された支谷の中流域左岸の丘陵緩斜面から裾部に立地している。昭和 57 年 3 月の埼玉県立歴史資料館による分布調査の成果によれば、天沼遺跡の位置する緩斜面には十数基程度の窯跡が確認されている。

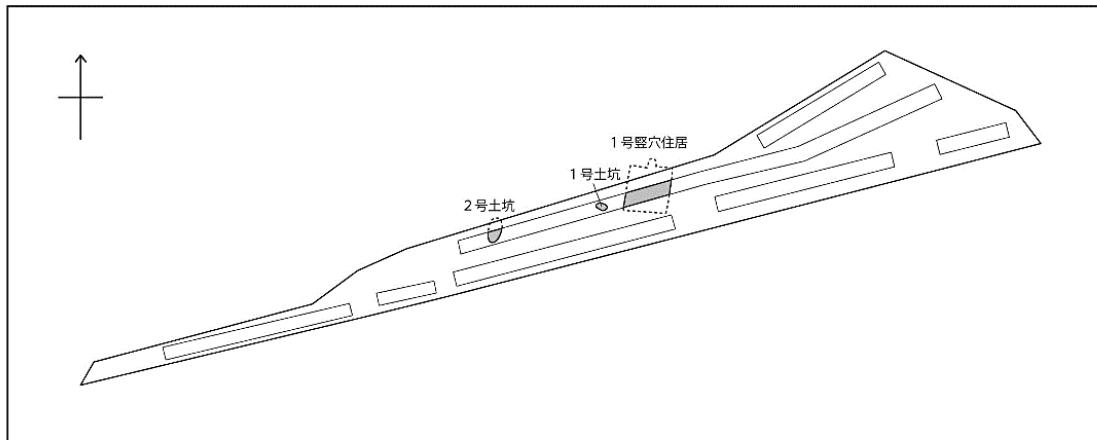
天沼遺跡では、町道 2 号線拡幅工事に伴って平成 7 年度に第 1 ・ 2 次調査が実施されている。第 1 次調査では奈良・平安時代の竪穴建物 1 軒と土坑 2 基が検出され、土師器・須恵器・瓦が出土している。第 2 次調査では奈良時代の瓦陶兼業窯 2 基・竪穴建物 2 軒・平安時代の灰原 1 箇所などが検出され、須恵器・瓦が出土している。出土した軒先瓦は、平城宮系瓦で年代基準資料となるものであり、武藏国分寺創建期から補修期、及び再建期を繋ぐ瓦の型式的変遷と生産窯の実態の一端が明らかにした。竪穴建物のうち 1 軒は作業小屋、もう 1 軒は工人の住居であったものを廃絶後に粘土置き場に転用したと考えられる。出土した須恵器はこれまで不足していた 9 世紀第 2 四半期の須恵器編年を補完する貴重な資料となった。

また、平成 14・24・29 年度の確認調査により、古代の竪穴建物 6 軒などが確認されており、工人集落の分布域についても一端が明らかになった。

出土遺物は須恵器、円面硯、紡錘車、鈴、香炉、ミニチュア須恵器、「×」・「—」などの刻書須恵器、土師器甕・台付甕、瓦(軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦)、鉄製品(手鎌・釘)などがある。

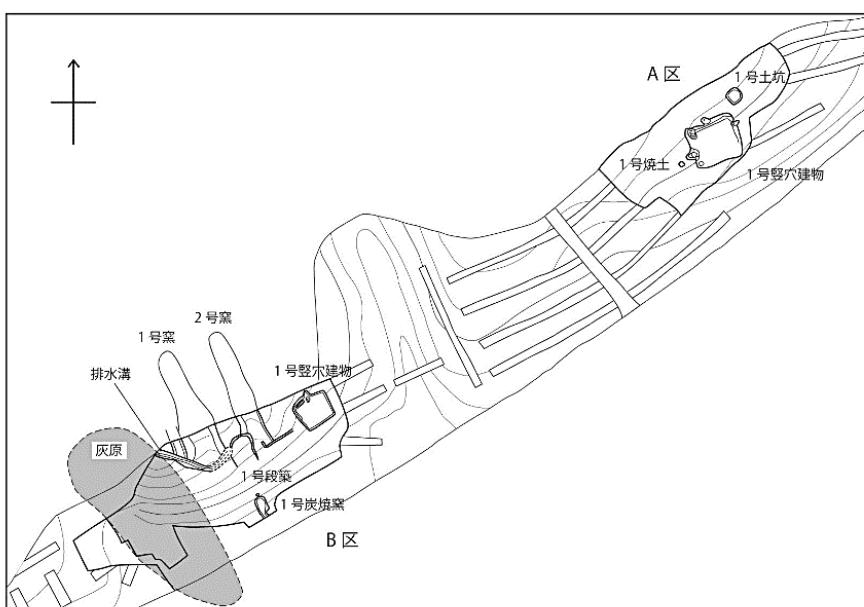


天沼遺跡 出土遺物



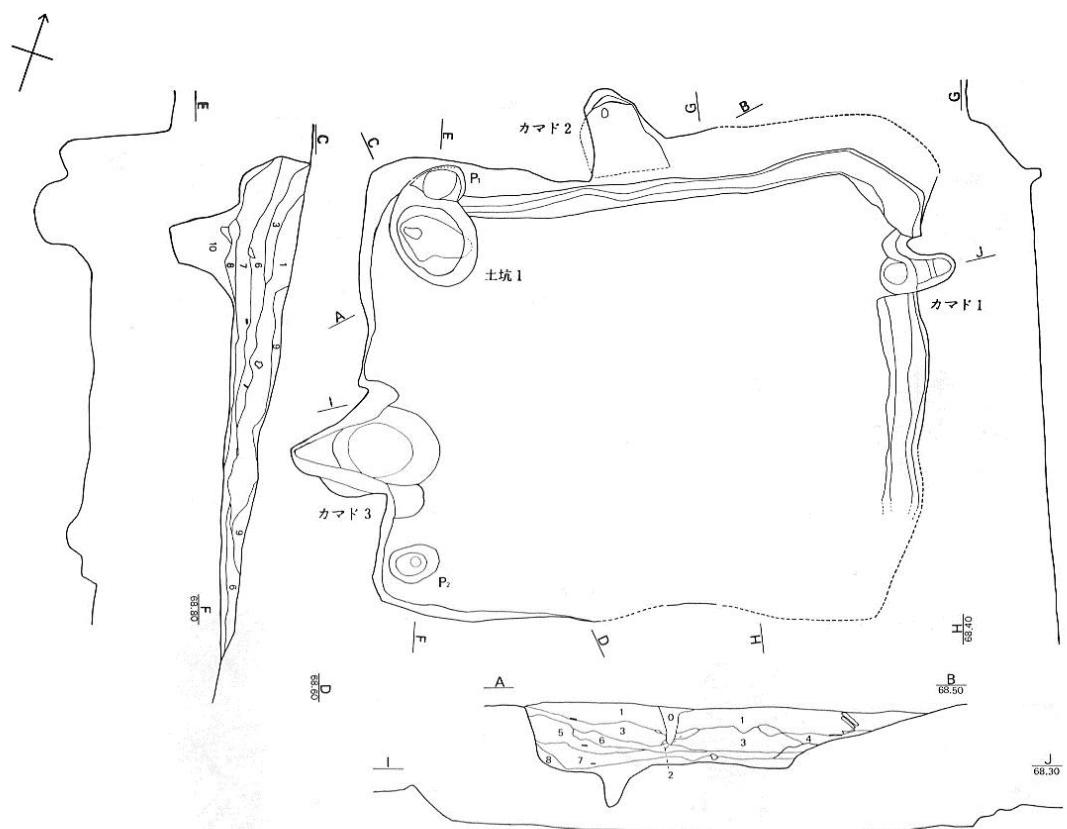
A horizontal scale bar with tick marks every 2 units. The left end is labeled '0' and the right end is labeled '10m'.

天沼遺跡第1次 全体図

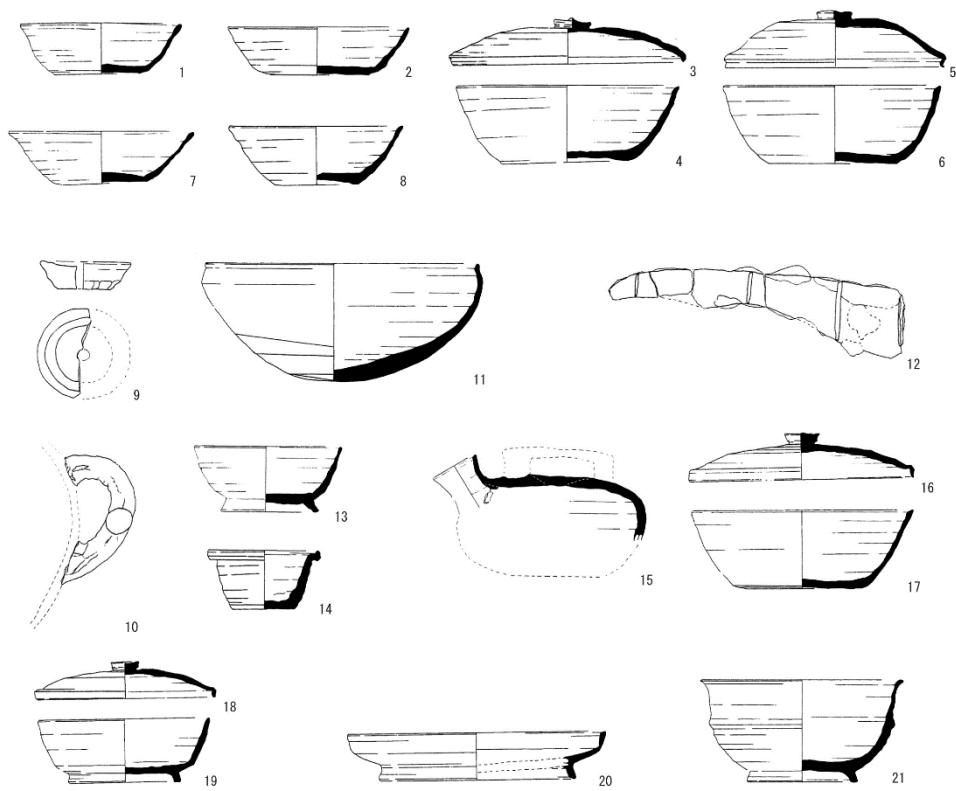


0 10m

天沼遺跡第2次A・B区 全体図



1号竪穴建物 平・断面図



1~4: B区1窯、5~6: B区2窯、7~11: B区灰原、12: A区1堅、13~15: B区1堅、16~21: B区段築

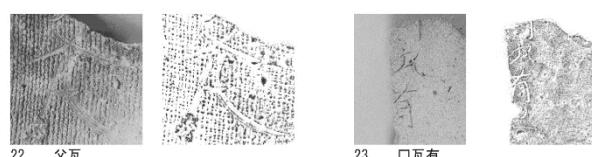
0 10cm

1~2·4·6·7·8·14·17: 須恵器 壊 3·5·16·18: 須恵器 蓋 9: 土製品 紡錘車 10: 須恵器 長頸瓶把手

11: 須恵器 鉄鉗 12: 鉄製品 刀子 13·19: 須恵器 塚 14: 須恵器 ミチュア土器 15: 須恵器 平瓶

20: 須恵器 高台付盤 21: 須恵器 佐波理模倣塚

天沼遺跡 文字資料



22 父瓦

23 口瓦有

番号	記載方法	内容	内容種別	種別	記載位置	出土位置	備考
22	刻書	父瓦	郡名「秩父郡」	平瓦	凹面	天沼B地区1号窯	
23	刻書	口瓦有	文字「口瓦有」	丸瓦	凸面	天沼B地区1号段築	

出土遺物図

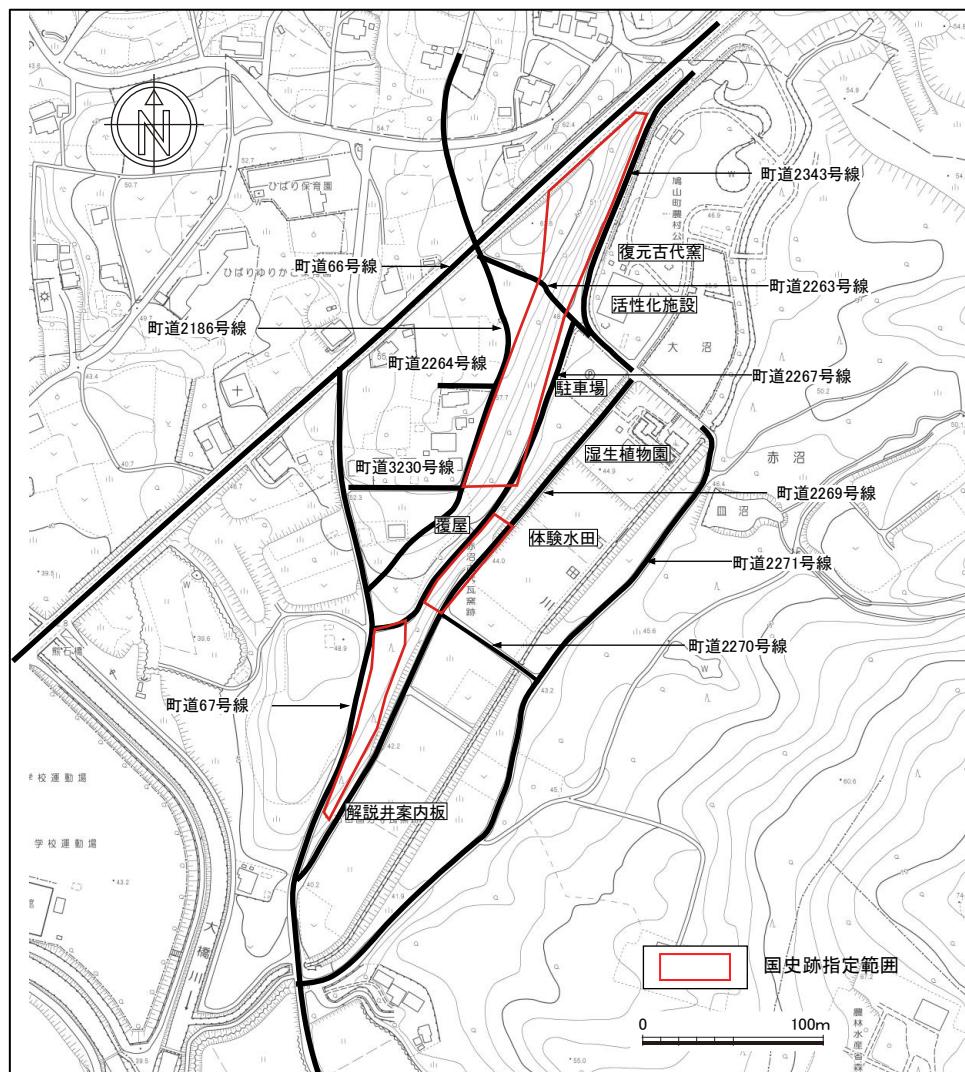
第3節 史跡指定地の現況

1 石田遺跡

赤沼地区窯跡群中（南比企窯跡群関連遺跡分布図 P48）に位置し、農村公園の位置する谷底からみて西側の斜面地にあたる一帯が国史跡指定地である。遺構の残存状況は概ね良好であり、水穴前窯跡、赤沼古代瓦窯跡、石田国分寺瓦窯跡を含む窯跡 19 基、堅穴建物 1 軒、土坑 1 基、瓦溜まり 1 ヶ所等が確認された。

斜面地は雑木林で農村公園の位置する谷底からは約 6～12m の比高があり、谷底には石田川が流れている。史跡地の東側には町道 2343 号線が接し、これは公園への進入路にあたり、一部に電力柱がある。史跡地の南中部に赤沼古代瓦窯跡覆屋があり、この裾部には未舗装であるが町道 2267 号線が敷設されるなどし、往時の地形改変の度合いが高い。また、南端付近は石田国分寺瓦窯跡等の解説案内板が設置されている。

指定地東側の農村公園は本町での有力な観光資源ともなっており、溜池である大沼を核に、活性化施設、広場や湿生植物園、体験水田等が整備されている。この敷地の一部に復元古代窯が整備されており、町内で採れた粘土などを使い、焼きものづくりと町の歴史を学ぶ体



現況図

験学習を開催している。この焼き物作り体験で作った作品は、古代の窯跡を参考に復元された上記の古代窯で、薪を使い古代と同じような方法で 10 月中旬に焼き上げている。

2 新沼窯跡

泉井地区窯跡群中（南比企窯跡群関連遺跡分布図 P48）に位置し、天沼の一部、天沼と新沼に挟まれた丘陵の一部が国史跡指定地である。8世紀中頃から後半を中心に操業した窯跡で、主な遺構は丘陵斜面から裾部に位置し、窯跡 26 基、溝跡 4 条、土坑 2 期、灰原等が確認され、武藏国分寺創建にあたる造瓦体制の実像を知る重要な遺跡とされる、

天沼下流は水田で、丘陵南側一帯の斜面地は雑木林で調査範囲は伐開されている。町道 317 号線からは約 6 m の比高があり、谷底の溜池である新沼から町道 320 号線沿いに水路が流下している。この水路は町道 774 号線の途中で天沼からの水路と合流している、

また、史跡地の北側に町道 2 号線（亀小通り）が接しているが、史跡への明確な進入路は位置付けされていない。町道 774 号線を経て町道 317 号線に至るルートがあるが、いずれも未舗装であり、一部は道形状に危うさがある。

史跡内外に解説板や誘導板の類は設置されていない。また、史跡地外であるが、北側に天沼（溜池）や墓地、南側に新沼（一部範囲は国史跡指定）等がある。

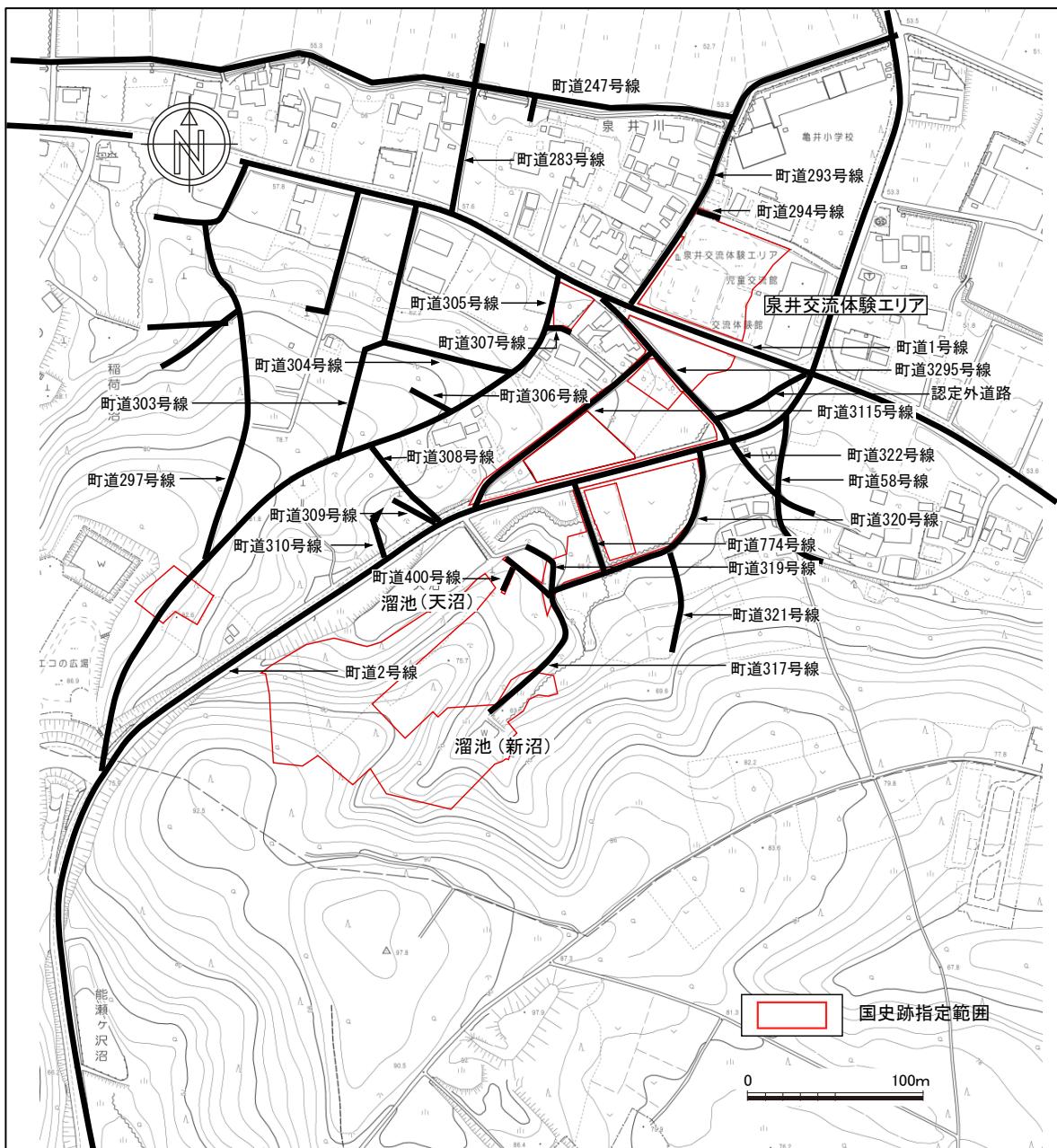
3 天沼遺跡

泉井地区窯跡群中（南比企窯跡群関連遺跡分布図 P48）に所在し、上記新沼窯跡の北側に位置する。国史跡指定範囲は町道 311 号線と町道 2 号線（亀小通り）、町道 1 号線に挟まれた標高 55～62m のやや三角形の緩斜面範囲と泉井交流体験エリアの一部である。また、ここには町道 311 号線・3295 号線の一部を含んでいる。

本遺跡は新沼窯跡の工房・工人集落と考えられており、8世紀中頃から 9 世紀中頃の窯跡 2 基、竪穴建物 9 軒等が確認されている。

先の緩斜面は概ね畠地で家屋がある範囲は未指定範囲である。町道 3295 号線と町道 1 号線の間は町有地、町道 1 号線の北側に泉井交流体験エリアが設置されている。施設敷地の西側一体が指定地であるが、ここは緑地と駐車場となっている。

この史跡内外に解説板や誘導板の類は設置されていない。



現況図

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的な価値

史跡指定時の指定理由及び指定説明を踏まえ、本質的価値について整理する。

●東日本最大級の生産量を誇る窯跡群である

南比企窯跡は、本町を中心に、隣接する嵐山町、ときがわ町、東松山市の一帯に広がる6世紀前半から10世紀中頃にかけて操業された窯跡群で、7地区57支群に総数約500基からなる須恵器と瓦を生産した窯跡である。

●須恵器生産から瓦生産の変遷が辿れ、古代日本の窯業史を知るうえで貴重

長年にわたる調査、研究により古墳時代後期から平安時代にかけての須恵器及び瓦の生産体制やその技術的系譜と変遷の一端が明らかになった重要な遺跡である。

●供給先の広がりが明らかな窯跡

南比企窯跡は、飛鳥時代から平安時代の東日本における最大規模の窯業生産地であり、その供給範囲は武藏国のみに留まらず、上野・下総・相模国まで及んでいたことが判明している。

●武藏国分寺創建期と補修の瓦等を焼成

武藏国分寺所用瓦の中心的な生産窯であり、瓦生産を行ったのは新羅郡を除く、武藏国20郡中、16郡であり、これら郡名を示す文字瓦が出土することなどから国分寺造営における郡を単位とした労働力編成の一端を知ることができる窯跡である。

●谷地地形等の立地条件を表す地形が残存

史跡指定地を含め、周辺の起伏に富んだ地形は、操業当時の地理的環境をとどめている。

石田遺跡

7世紀後半以降の窯体構造の変遷

勝呂廃寺に瓦が供給された

須恵器や瓦の供給体制の様相や変遷

新沼窯跡

8世紀中頃～後半を主として操業した窯跡

武藏国分寺創建にあたり集約的な瓦生産が行われた

造瓦体制の実態を理解する上で重要

天沼遺跡

新沼窯跡の工人集落や工房域と推定

第2節 構成要素の区分と設定

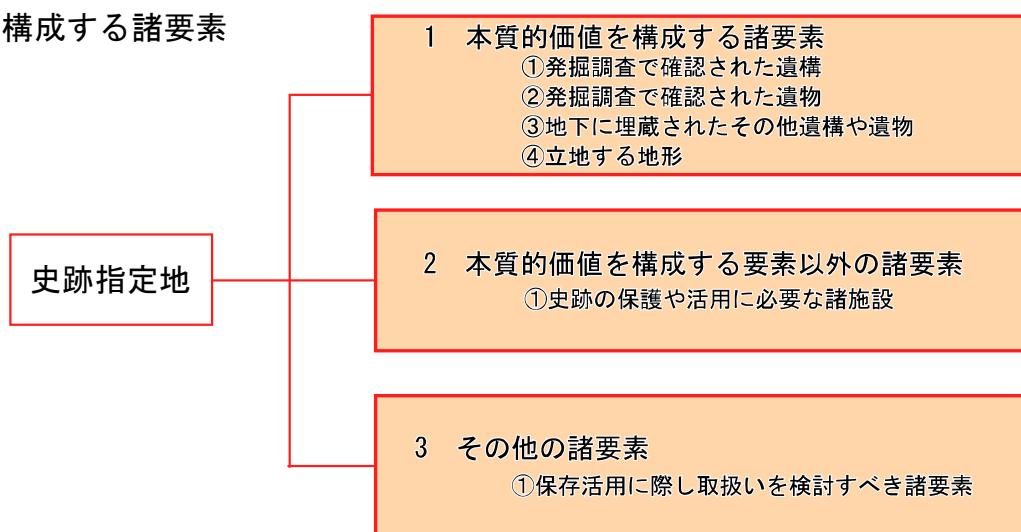
1 構成要素

史跡を構成する要素は、本質的価値を構成する要素と本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、本質的価値と関連が薄く、遺跡の整備に支障がある工作物やその他施設を、その他の要素と捉えている。

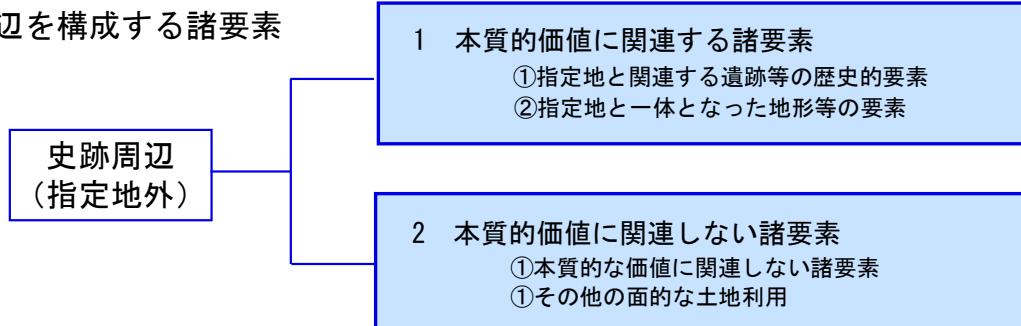
また、周辺を構成する要素については、上記の本質的価値と関連する歴史的、自然的要素、本質的な価値に関連しないその他諸要素に区分される。しかし、今後の調査研究の進展や整備の進捗などに伴い、見直しが必要とも考えられるため、史跡を取り巻く状況は変化した場合にはその都度見直しを図っていく必要がある。

史跡の本質的な価値を次に区分に沿って整理し、構成する諸要素を特定する。

史跡を構成する諸要素



史跡周辺を構成する諸要素



史跡の構成要素の分類

史跡の構成要素

分類	内容	構成要素			
		石田遺跡	新沼窯跡	天沼遺跡	
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素。	発掘調査等で確認された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・石田1号窯 ・石田国分寺瓦窯跡3基 ・窯14基、灰原、瓦溜り ・竪穴建物5軒 	<ul style="list-style-type: none"> ・窯26基 ・灰原、溝4条、土坑2基 	<ul style="list-style-type: none"> ・窯2基 ・竪穴建物9軒
		発掘調査等で確認された遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・勝呂廃寺創建期瓦 ・武藏国分寺創建期瓦 ・須恵器 ・文字瓦、鬼瓦、瓦塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・武藏国分寺創建期瓦 ・須恵器 ・文字瓦、鬼瓦、瓦塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・武藏国分寺創建期瓦 ・須恵器 ・円面硯
		地下に埋蔵されたその他遺構や遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・勝呂廃寺創建期瓦 		
		立地する地形	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵斜面地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩斜面地形
本質的価値を後世する要素以外の諸要素	史跡の保護や活用に必要な諸施設	解説案内板類			
	その他の諸要素	保存活用に際して取扱いを検討すべき諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面地樹木 ・町道2263号線 ・町道2267号線 ・町道2269号線 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道317号 ・町道774号線 ・水路 ・斜面地樹木 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道311号線 ・町道3295号線 ・水路
史跡周辺を構成する諸要素	本質的価値に関連する諸要素	指定地と関連する遺跡等の歴史的な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・赤沼古代瓦窯 ・追ヶ谷戸遺跡 ・雷遺跡 ・山下窯跡 ・久保1号窯 ・竹之城遺跡85 ・境田窯跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・原街道・古塚遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・原街道・古塚遺跡
		指定地の一体となった地形等の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・谷底の石田川 	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡のある丘陵地形、谷地、泉井川 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩斜面地形、谷地、泉井川
	本質的価値に関連しない諸要素等	本質的価値に関連しない諸要素(建築物、工作物、樹木等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農村公園の諸施設、体験水田、湿生植物園、復元古代窯 ・町道2343号線 ・町道2269号線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池(新沼、天沼)、堤体 ・水路 ・町道2号線 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道1号線 ・町道2号線 ・町293号線 ・民家 ・泉井交流体験エリア ・龜井小学校
		その他の面的な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・田 	<ul style="list-style-type: none"> ・田 ・墓地 ・竹林 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地

2 指定地と関連する遺跡等の歴史的要素

・赤沼古代瓦窯跡

昭和 25 年に県指定史跡となり、「赤沼国分寺瓦窯跡」と呼ばれていたが、平成 5 年の調査により、7 世紀末から 8 世紀初頭の瓦窯であることが確認された。これに伴い名称も「赤沼古代瓦窯跡」に変更された。須恵器、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦が出土しており、小用廃寺（鳩山町）、勝呂廃寺（坂戸市）、山王裏廃寺・大西廃寺（東松山市）に瓦を供給していた。

・追ヶ谷戸遺跡

石田国分寺瓦窯跡の北に位置し、靈園建設に伴う調査により、縄文時代、飛鳥から平安時代にかけて築かれた遺跡で、縄文時代の堅穴状建物 1 軒、土坑 27 基、集石土坑 5 基、飛鳥時代の古墳 1 基、円形有段土坑 1 基、奈良・平安時代の堅穴建物 1 軒、土坑 3 基、集石土坑 1 基、窯跡 1 基が確認されている。縄文土器、石器、土師器、須恵器、刀子が出土している。

・雷遺跡

鳩山中学校の体育館建設に伴う調査により、瓦工房 4 軒、鍛冶工房 1 軒が確認されている。隣接する石田国分寺瓦窯跡・久保 1 号窯とともに、武藏国分寺創建期の瓦工房であったと考えられる。須恵器、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・埴のほか、「那」「那瓦」「中」「荏」「人瓦」「大里」「播羅」の押印瓦、「豊」「父」の刻書瓦などの文字瓦が出土している。

・山下窯跡

石田遺跡の北側に位置し、町道 66 号線建設に伴う調査により、窯跡 6 基、溝 1 条が確認されている。窯は 8 世紀初めに 1 基築かれ、その後、9 世紀代にかけて継続的に 5 基の窯が築かれた。須恵器、平瓦のほか「一」刻書瓦が出土している。

・久保 1 号窯

公民館駐車場の造成工事中に、有畔式平窯 1 基が確認されており、有畔式平窯としては県内最古。軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・埴のほか、「荏」「人」「大里」「播羅」の押印瓦、「播」の刻書瓦などの文字瓦が出土し、武藏国分寺創建期の瓦を焼いている。

・竹之城遺跡

鳩川左岸に位置し、奈良時代から中世にかけて築かれた遺跡で、奈良・平安時代の堅穴建物 11 軒、中世の掘立柱建物 11 棟以上、井戸 7 基、土坑 150 基、集石土坑 6 基、溝 15 条が確認されている。奈良時代の堅穴建物の 1 軒は、須恵器生産の選別に關係する集積

建物と考えられ、工人集落を形成していた。また、中世には12世紀末から13世紀の初期館跡が確認されている。飛鳥～平安時代の須恵器、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦、瓦塔、石製品、鉄製品、中世の貿易陶磁、陶磁器、石製品、鉄製品、錢貨が出土している。

・境田遺跡

日立製作所基礎研究所建設に伴う調査により、工房跡4軒、窯跡1基、粘土採掘坑1基、焼土跡1基が確認されている。石田遺跡の東側に位置し、10世紀前半に築かれた。須恵器、平瓦、瓦塔が出土している。

・原街道・古塚遺跡

天沼遺跡の東側に位置し、駐車場造成に伴う調査により平安時代の堅穴建物1軒、土坑9基、溝5条、柱穴5基が確認されている。8世紀中頃・9世紀後半の土師器、須恵器、平瓦が出土している。



指定地と関連する遺跡位置図

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題について

保存の現状と課題

発掘調査箇所は適切な記録作成が行われた後、遺構を保護するため養生土で被覆した後に埋め戻され、保存されている。保存における共通課題として、現地で指定地範囲が明確に見えない点があることや窯体等保護のため樹木根茎侵入の防止が想定される。

遺跡の現状を踏まえ、その他課題を次のように整理する。

保存の現状と課題

遺跡名	現状	課題
石田遺跡	<p>指定地に近接し、町道が敷設されている。一部は隣接する農村公園利用のための道路となっている。</p> <p>現地の多くは山林であるが、上記公園利用者の散策エリアにもなっている。</p>	<p>指定地に近接し、町道 2267 号線及び町道 2269 号線が敷設されているが、いずれも発掘調査にて遺構が確認されている。</p> <ul style="list-style-type: none">史跡範囲の大半は民有地であり、適切な管理や恒久的な保存への対応が必要である。国史跡指定範囲内の町道 2263、2269 号線の一部は史跡保存への対応が必要である。
天沼遺跡	<p>町道 1 号線により、指定地が二分化され、北側には「泉井交流体験エリア」が設置されている。南側は町道 3295 号線と町道 311 号線が敷設され、道路下にはインフラ設備が埋設されているが、現地は山林や畑が多く、一部の畑地では、遺構保存に影響が及ぼない範囲で耕作が行われている。</p>	<p>町道 3295 号線と町道 311 号線の一部は国史跡指定範囲であり、道路下にはインフラ設備が埋設されている。</p> <ul style="list-style-type: none">史跡範囲の中央付近が未指定であり、一体的な保存ができない。既存町道の長期的な視点での保存管理が重要である。泉井交流体験エリアの緑地と駐車場が指定地であり、史跡保存の課題である。
新沼窯跡	<p>指定地は多くの窯跡が存在する丘陵部域と天沼（ため池）下流の水田域の 2 つに区分されている。指定地内の公有地は水路、町道、ため池（新沼）が主であり。特殊なものとしては墓地がある。</p> <p>窯跡の多くある丘陵地の大半は民有地であり、かつ主要な窯跡が確認された地区は、未指定であり、保存上の課題といえる。</p> <p>また、ため池や水路があることから権利関係の確認とともに土砂災害等の防災の点、下流域の農地にも配慮した保存管理が必要となる。</p>	<p>保存上の課題としては、指定地内の町道や墓地等は長期的な視点での保存管理が必要のあるほか、農業用ため池、堤等の取り扱いは関係各課との調整が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none">隣接地には墓地があり、長期的な視点での保存管理が必要である。農業用ため池、堤等の用地があるため、排水路を含めて、保存にあたっては水利権者との調整が必要である個人所有の墓地があり、遺構保存に対策を丁寧に行う必要である。指定範囲北側の一部は、天沼の決壊時に 0.5m 満の浸水域にあたり、遺構保存に対策が必要である。主要な窯跡が確認された地区は未指定であり、保存上の課題といえる。



斜面林（石田遺跡）



分岐付近の町道2267号線（石田遺跡）



史跡地の町道3295号線（天沼遺跡）



史跡指定の畠と史跡外の民有地（天沼遺跡）



史跡指定地外の窯跡と竹林（新沼窯跡）



用水路下流域の史跡指定地（新沼窯跡）

第2節 活用の現状と課題

活用の現状と課題

石田遺跡・新沼窯跡・天沼遺跡では、年に数回遺跡見学会を行っている。また、このほか、農村公園内の「まつぼっくり」、「多世代活動交流センター2階出土品展示室」、「鳩山中学校出土品展示室」において、展示解説や出土遺物展示を行っている。

また、次の点を共通する課題とする。

- ・史跡に対する興味や関心を寄せることができる仕掛け（きっかけ）が必要である。

デジタル博物館と連携した情報発信

出前授業等の積極的な展開

定期的な遺跡見学会開催や出土品展示室での体験学習の充実

活用の現状と課題

遺跡名	現状	課題
石田遺跡	<p>石田遺跡では、同地に建設されている「赤沼古代瓦窯跡覆屋」内の露出遺構保存等も含めた不定期な遺跡見学会を開催しているが、国史跡の積極的な公開活用には至っていない。</p> <p>しかし、隣接する農村公園に設置した復元古代窯を生かし、焼き物づくり（焼成するイベント）を実施している。</p>	<p>活用を進めるにあたり、隣接する農村公園との相互利用は重要な課題である。本遺跡では史跡と隣接施設とが一体となった歴史的空间をイメージし、南比企窯跡来訪時の拠点とすること等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・農村公園との一体的な利用を検討する。・地域やコミュニティの活性化の資産として、復元古代窯の活用を進める。・スリーデーマーチでのコース設定に組む等の働きかけを行い、知名度向上を図る。
天沼遺跡	<p>不定期で遺跡見学会を開催しているが、必要な整備は検討中であることもあり、国史跡の積極的な公開活用には至っていない。</p> <p>また、現時点では遺跡北側の「泉井交流体験エリア」との運営や活用の相互利用は図られていない。</p>	<p>活用を進めるにあたり基盤的な整備が必要である。本遺跡では教育委員会が主体となるソフト面とハード面の充実のほか、隣接施設の共用を段階的に進めていくことが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none">・保存活用における「泉井交流体験エリア」の活用を検討する。・上記施設との一体的な利用を検討する。・公開促進が図れるように、遺跡を解説案内する施設整備を早期に検討する。
新沼窯跡	不定期で遺跡見学会を開催しているが、遺跡の安全な見学のための対策や必要な整備を検討中であり、国史跡の積極的な公開活用には至っていない。	<p>活用を進めるにあたり、上記同様な2点のほか、本遺跡では安全な見学を優先した基盤的な整備が課題である。</p> <ul style="list-style-type: none">・安全な見学ルートの設定を検討する。・常時開放のほか、定時的な公開方法の検討を図る。・見学に際して安全な道路横断ができるように留意する。



多世代活動交流センター内展示室跡））



遺跡見学会（石田遺跡））



焼き物づくり体験（上級コース）



復元古代窯での焼成



社会科見学



窯跡マルシェ（国指定化イベント）

第3節 調査の現状と課題

調査の現状と課題

南比企窯跡は古くから知られ、大学や研究機関により多くの調査が行われてきた。

今後は遺跡の整備等に向かい、必要な箇所の発掘調査を検討を図るほか、今後に保護が必要とされた範囲について、計画的な調査（発掘調査）を実施し、遺構の広がりを確認する調査が必要である。

調査の現状と課題

遺跡名	現状	課題
石田遺跡	昭和 25 年 2 月赤沼古代瓦窯跡（旧名称：今宿窯址、赤沼国分寺瓦窯跡）の学術調査にはじまり、平成 27 年 1 月の石田遺跡 4 次調査まで調査が行われている。また、平成 4 年 2 月と平成 6 年 1 月、平成 25 年 6 月に磁気探査を実施している。これらの調査により、窯跡 19 基、工房跡 5 軒、瓦溜り 1 箇所、灰原が確認され、7 世紀後半から 10 世紀中頃まで瓦や須恵器を生産し、7 世紀後半から 7 世紀末には、勝呂廃寺や小用廃寺・山王裏廃寺など複数寺院に瓦を供給。8 世紀中頃には武藏国分寺（東京都国分寺市）の瓦を生産したことが判明した。	<ul style="list-style-type: none">・遺跡の諸状況を解明するため、必要な箇所の発掘調査について検討する必要がある。・石田遺跡、新沼窯跡、天沼遺跡の指定範囲検討の際に、今後に保護が必要とされた範囲について、計画的な調査（発掘調査）を実施し、遺構の広がりを確認する調査が必要である。・指定地の遺構保存と密接な関係を持つ樹木管理のため、必要な植生調査の実施が課題である。今回指定を受けた窯跡以外の調査を行い、今後の追加指定に向けた基礎データを蓄積する必要がある。
天沼遺跡	町道 2 号線拡幅工事に伴って平成 7 年度に第 1 ・ 2 次調査にはじまり、平成 14 ・ 24 ・ 29 年度に確認調査が実施されている。これらの調査により、8 世紀中頃～9 世紀中頃の窯跡 2 基堅穴建物 9 軒が確認され、新沼窯跡の工房・工人集落と考えられる。	
新沼窯跡	昭和 34 年立正大学による発掘調査にはじまり、平成 22 年第 1 次調査、平成 23 年の第 2 次・3 次調査、平成 24 年第 4 次調査が行われている。これらの調査により、窯跡 26 基、溝 4 条、土坑 2 基、灰原が確認され、8 世紀中葉から 8 世紀後半にかけて武藏国分寺の瓦を生産した。瓦生産が一段落した後に須恵器生産を本格化させており、灰原からは 9 世紀後半から 10 世紀前半の須恵器が出土し、小規模ながら当該期にも須恵器生産が行われていたことが判明した。また、武藏国 21 郡中 16 郡の郡名瓦が出土しており、武藏国分寺創建にあたり集約的な瓦生産が行なわれたことを示している。	

第4節 整備の現状と課題

整備の現状と課題

石田遺跡については、石田国分寺瓦窯跡、石田1号窯、赤沼古代瓦窯跡に解説パネルが設置されている。また、隣接地には遺跡を間近で見学することができる赤沼古代瓦窯跡の覆屋が整備されている。

天沼遺跡と新沼窯跡では解説板等の設置を検討している。

整備の現状と課題

遺跡名	現状	課題
石田遺跡	石田遺跡については、石田国分寺瓦窯跡、石田1号窯、赤沼古代瓦窯跡に解説パネルが設置されている。また、隣接地には遺跡を間近で見学することができる赤沼古代瓦窯跡の覆屋が整備されている。	<p>将来的には基本計画に沿って進めるが、当面の課題として、遺構保存と公開活用に関わる整備上の課題を整理する。</p> <p>【保存のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・遺構保存のための樹木の維持管理・危険木の伐採、間伐、竹類の進入防止対策・遺構保全や防災対策 <p>【活用のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・史跡の価値や魅力を伝える案内板や解説板を整備する必要がある。・適切な見学ルート等の整備・赤沼古代瓦窯跡覆屋の整備・覆屋内の遺構見学の利便性向上を図る整備を行う。 (例：須恵器や瓦等のレプリカを作成して、当時の焼成状況を再現)
天沼遺跡	新沼窯跡・天沼遺跡は現況保存されているが、安全な見学に供する解説案内等を設けることの検討を進めている。	<p>【保存のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・遺構保存のための進入禁止対策・遺構保全や安全対策 <p>【活用のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・史跡の価値や魅力を伝える案内板や解説板を整備する必要がある。・適切な見学ルート等の整備
新沼窯跡	新沼窯跡・天沼遺跡は現況保存されているが、安全な見学に供する解説案内等を設けることの検討を進めている。	<p>【保存のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・遺構保存のための樹木の維持管理・危険木の伐採、間伐、竹類の進入防止対策・遺構保全や防災対策 <p>【活用のため】</p> <ul style="list-style-type: none">・史跡の価値や魅力を伝える案内板や解説板を整備する必要がある。・適切な見学ルート等の整備

第5節 運営・体制の整備の現状と課題

運営・体制の整備の現状と課題

史跡の管理主体は教育委員会事務局が執り行っているが、運営管理の体制、庁内連携、指導・助言、地域との関りに区分して、次のように現状と課題を整理する。

運営・体制の整備の現状と課題

現状		課題
運営管理の体制	教育委員会事務局が運営を行っており、教育長1名、事務局長1名、局長補佐1名、文化財保護・町史担当主幹1名、副主幹1名、主事1名の体制である。実際の実務に関しては、文化財保護・町史担当の3名が執り行っている。	・保存活用を計画的に実行するための内部体制の拡充が必要である。
庁内連携	庁内の連絡・連携体制は、必要に応じて教育委員会事務局内はもとより、産業振興課、地域創生課、まちづくり推進課等と適宜協議を図っているが、史跡の保存活用を進める体制にはなっていない。	・関係法令を所管する関係各課との連絡調整と情報共有の推進が必要である。
指導・助言	指導・助言組織の体制は、現在のところ文化庁、埼玉県教育委員会及び本保存活用計画策定委員会である。	・史跡の保存・整備・活用を図るため文化庁・埼玉県教育庁文化財課への連絡体制の強化及び学識経験者からなる専門委員会を適時設置し、専門的な指導体制の強化を進める必要がある。
地域との関り	地権者をはじめとする地元住民との連絡協議は必要事項に応じて、その都度に行っている。	・管理団体である本町と史跡を活用する町民グループや地元自治会等との連絡調整と情報共有の推進が必要である。 ・本町隣接市町村に所在する国史跡等の活用を進めるグループとの連携を検討する。 ・地域の大学や関係機関等との実施するための連携の充実を検討する

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱

第5章で明らかにした史跡の本質的価値を踏まえ、史跡を保存活用し、後世に継承するため、史跡南比企窓跡の望ましい将来像を以下に示す。

千年を超えて響く、ものづくりの鼓動を未来へ 南比企窓跡

キャッチフレーズ

- ◆ 史跡の保存活用を通じて地域（ふるさと鳩山）への愛着を育み、多様な人たちとの交流の場を創出する。
- ◆ 史跡と一体となっている豊かな比企丘陵の自然景観を保全する。
- ◆ 史跡の現状を把握し、適切な管理を行うことで、その価値を将来にわたり伝えていく。
- ◆ 史跡の価値をさらに明確にするための調査研究を計画的に進める。

第2節 基本方針

1 保存・管理の基本方針

- (1) 本質的価値を構成する各種遺構、その他比企丘陵の豊かな自然環境を適切に保存し、将来に伝えていくための、日常的な維持管理を行う。
- (2) 本質的価値を保存するため、現状変更等の取扱い基準を定め、適切な運用を進める。
- (3) 史跡の価値の把握に必要な調査研究を計画的に進めていく。
- (4) 追加指定を目指す範囲の確実な保存に向け、指定同意の働きかけを進めると共に、指定範囲の公有地化を進める。

2 活用の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値や魅力を多くの人に伝えるため、生涯学習や学校教育と連携させた取り組みを推進する。
- (2) 史跡の隣接施設や史跡内外の自然を一体的に活用し、より魅力的な空間の創出により地域活性化につなげていく。
- (3) 3か所の国指定史跡と本町に広がる広義の南比企窓跡を有機的に結び、比企丘陵の

豊かな自然と歴史空間を体感できる活用を図る。

3 調査の基本方針

- (1) 史跡の正しい理解や適切な保存活用を図るため、学術調査を実施する。
- (2) 史跡の本質的価値をより顕在化していくための調査等を進める。
- (3) 広義の南比企窯跡の学術的価値を高め、史跡に新たな価値を見出すための調査を進める。

4 整備の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の維持管理や活用方法を検討した上で、遺構保存のための整備を検討する。
- (2) 史跡の価値や魅力を理解してもらうため、本質的価値をより顕在化させる整備や価値の情報発信の整備を実施する。
- (3) 史跡の公開・活用を図るため、見学者の利便性や安全確保、維持管理につながる諸施設の整備を実施する。
- (4) 広義の南比企窯跡の価値を生かし、活用を図ると共に、ふるさと鳩山への思いに結ぶ整備を図る。

5 運営・体制の整備の基本方針

- (1) 史跡の適切な保存・活用を継続的に行うために、管理体制の充実を図る。
- (2) 史跡の保存・活用に関わる府内の関係する各課との連携体制を強化する。また、官民一体となった協力体制や人的ネットワークを構築する。
- (3) 今後の保存活用にあたり、指導・助言組織の在り方を明確にする。



国指定史跡パノラマビュー（鳩山町デジタル博物館より） 石田遺跡全景

第7章 保存・管理

第1節 保存・管理の方向性

史跡の本質的価値を確実に後世に伝えていくために、適切な保存・管理を行わなければならない。以下に保存管理に係る方向性を示す。

1 全体の方向性

- (1) 史跡と地域の豊かな自然を一体的に保全していくため、日常的な維持管理を適切に行い、現況地形や景観の維持に努める。
- (2) 本質的価値の確実な保存を図るため、現状変更等の行為については、取扱方針を明確にし、史跡の価値を損なうことのないようにする。
- (3) 史跡の定期点検を確実に行い、それらの情報に基づいた計画的な調査や保存修理を実施していく。
- (4) 既調査成果の整理検討を含めた調査研究を継続し、史跡の本質的価値に関する各種情報の蓄積を図る。
- (5) 将来的な指定を目指す範囲については、土地所有者の同意を得られるよう努める。また指定地の公有地化については、土地所有者の意向を踏まえた上で進めることとする。

2 地区別の方向性

史跡指定地及び隣接地は、その特性に応じた保存・管理を図るため、地区区分を設定し、方向性と方法を定める。

(1) A区〔史跡指定地〕

史跡の本質的価値に関わる諸要素が集中している範囲で、それらの要素である遺構を厳密に保存するため、定期点検や日常的な維持管理、樹木管理等を通じて、適切な史跡環境の管理を進める区域とする。

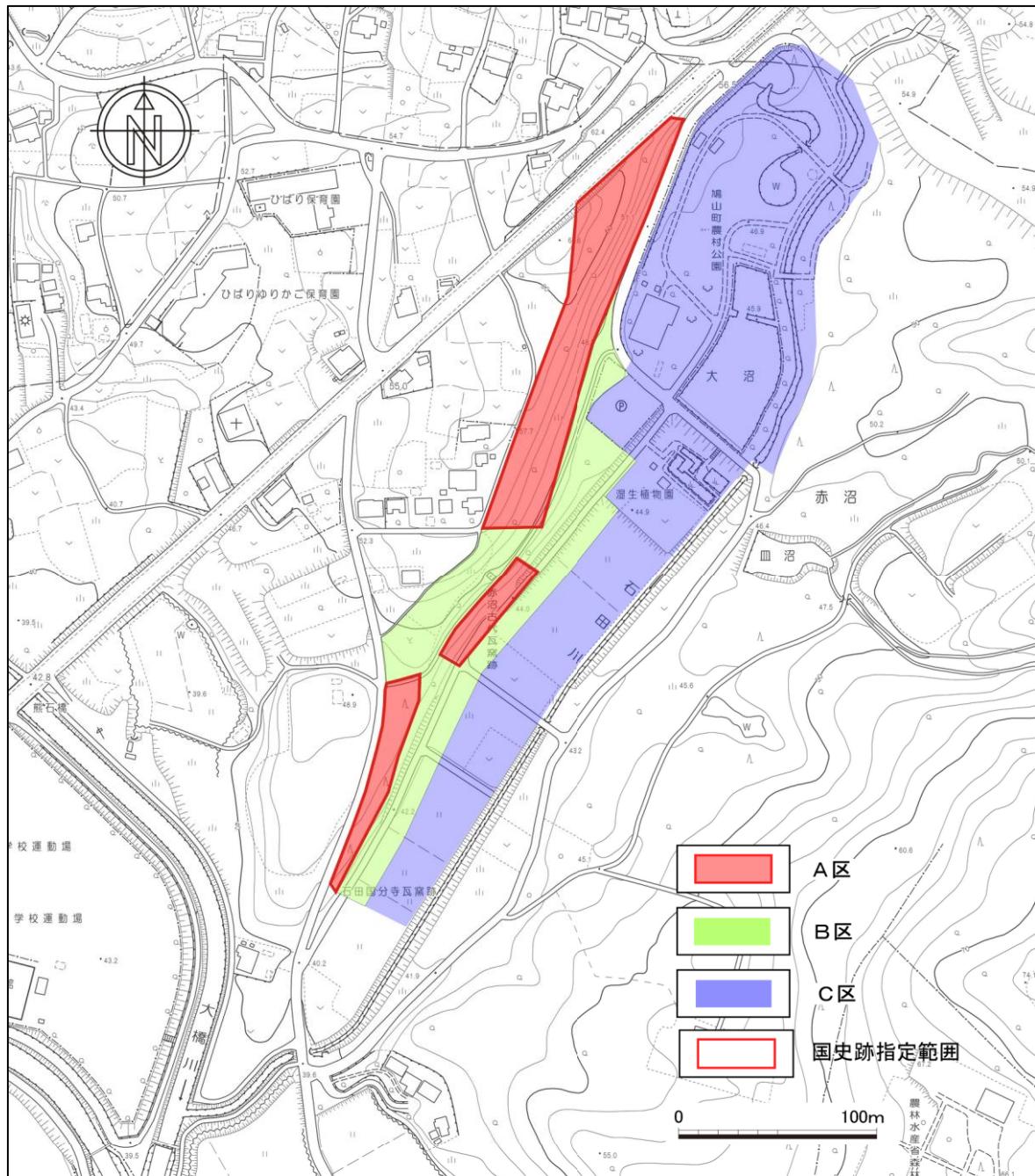
(2) B区〔史跡指定地外〕

史跡指定地外であるが、指定された区域と同等な本質的価値を持つと推定される。土地所有者等と協議を図り、地下遺構にき損が生じないよう現況保存に努める。また、調査研究を進め、その価値を明らかにし、条件が整った範囲は追加指定の検討等を進める区域とする。

(3) C区〔史跡指定地外〕

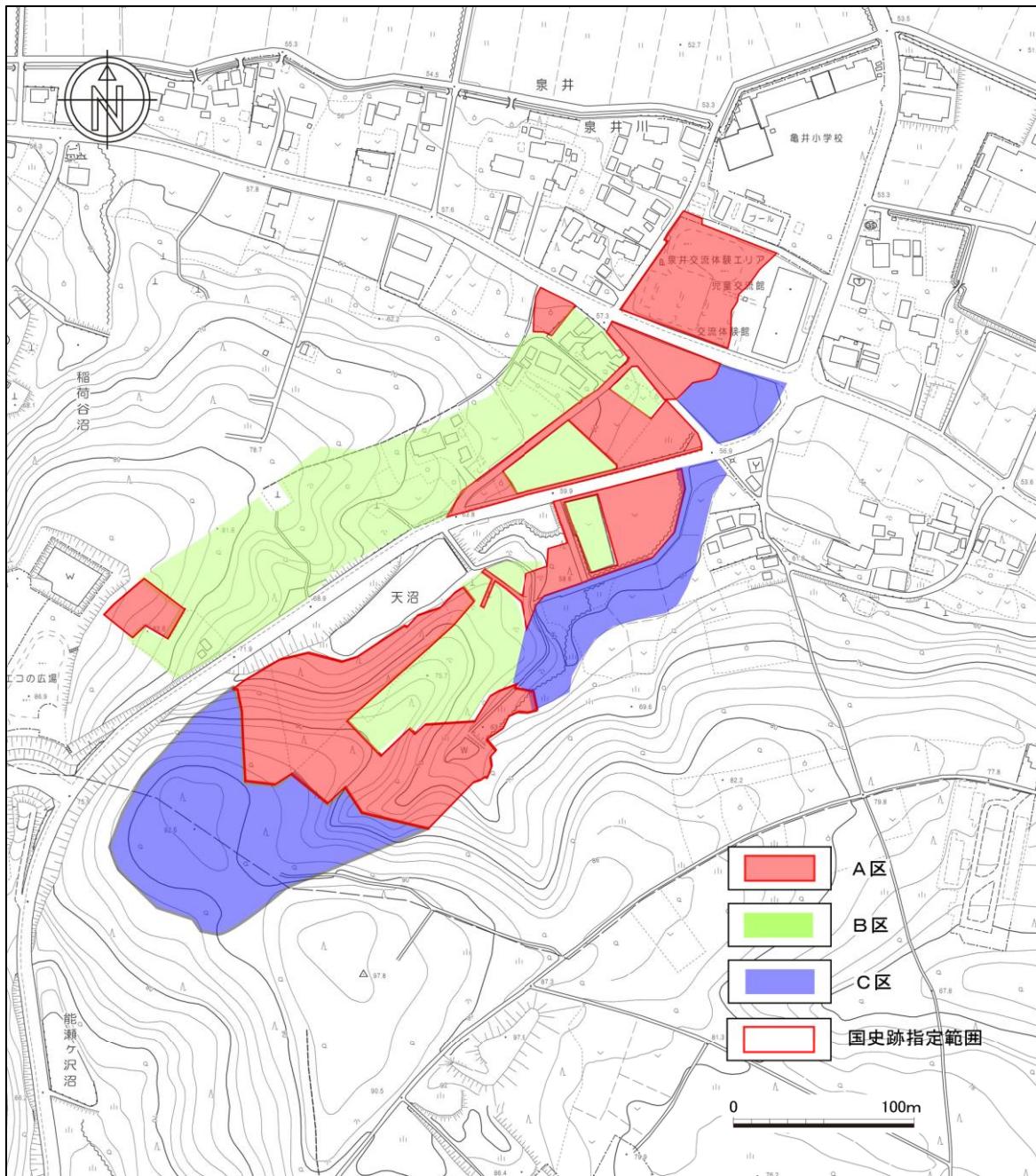
史跡指定地の隣接地で、現在は畠、道路、田圃、その他の土地利用がなされている。

本区域は、史跡の保存活用に資する土地利用や運用を目指し、土地所有者や管理団体、
府内関係部局と協議を進める区域とする。



地区区分図（石田遺跡）

- B区はその本質的価値を明らかにし、追加指定の検討等を進める区域
- C区は、史跡の保存活用に資する土地利用や運用を目指す区域



地区区分図（天沼遺跡、新沼窯跡）

- B区はその本質的価値を明らかにし、追加指定の検討等を進める区域
- C区は、史跡の保存活用に資する土地利用や運用を目指す区域

第2節 保存・管理の方法

1 全体の方法

(1) 遺構保存

- ① 遺構は現状保存を基本とする。
- ② き損している遺構の復旧方法について検討する。
- ③ 遺構の保存状態や立地環境、見学の可能性等から優先度を検討し、実施が必要なものを選択し、適宜復旧整備を進める。
- ④ 遺構のき損がより進行しないようにするために、地質や遺構の構造把握等の調査成果を踏まえて、保全方法やき損時の対策方針を策定する。
- ⑤ 遺構のき損を防ぐため、遺構付近にある枯損木や衰弱木等の危険木は、所有者等の了解を得たうえで可能な限り早期に伐採を検討する。

(2) 日常管理等

- ① 窯跡の現況を踏まえて適切に維持管理するために、遺構の位置を明らかにし、保存状態等の基本情報を記した台帳を作成し、定期的な点検・管理を行う。
- ② 史跡を適切に管理するため、土地所有者や関係する部局及び活動団体等に本計画で定める現状変更等の取扱い基準について周知するなど、遺構保存に関する理解促進を進める。
- ③ 災害発生時に、早期に遺構保存のための対応ができるようにするために、応急措置等の対応方針を示す。

(3) 調査研究

- ① 史跡南比企窯跡の解明のため、必要な発掘調査について実施を検討する。
- ② 調査を行った遺構の測量図や発掘調査成果は、データとして保存整理するほか、今後作成する台帳に反映する。
- ③ 調査研究にあたっては、必要に応じて国や県、有識者、研究機関の助言や協力等を受ける。

(4) 自然環境

- ① 必要な最小限の枝下しや間伐等を実施し、現在の史跡景観の維持を図る。
- ② 史跡周辺の自然環境を一体的に保全するため、植生等の現況把握を行い、適切な管理を行う。

(5) 今後保存を要する土地の追加指定

- ① 追加指定に向けて既存成果の整理を行い、土地所有者等の同意等の整った土地より順次国へ申請を行う。

（6）史跡の公有地化

- ① 指定地の公有地化は、土地所有者と協議を図りながら計画的な実施を検討する。

2 地区別の構成要素毎の保存管理の方法

（1）A区

A区の保存管理の方針は、第7章第2項で次のように定めた。ここでは、地区区分した範囲の構成要素（構成要素は第4章第2節第1項）の保存管理方法を示す。

A区の構成要素毎の保存管理方法

地区区分の方針	構成要素区分	保存管理方法
遺構を厳密に保存するため、定期点検や日常的な維持管理、樹木管理等を通じて、適切な史跡環境の管理を進める区域	本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none">各窯跡の位置を明らかにし、遺構等にき損が生じないように維持管理を行う。各窯跡の保存台帳を作成し、厳密な保存を図る。雨水流失に留意して、地形保全のための維持管理を図る。本質的価値の顕在化のため、必要に応じた調査の実施を検討する。公有地化を計画的に進める。ため池、墓地等は関係法規を遵守し、段階的に進展させる。
	本質的価値を構成する要素以外の諸要素	<ul style="list-style-type: none">解説板等は日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。
	その他の諸要素	<ul style="list-style-type: none">遺構保存や史跡景観を保全しつつ、適切な樹木管理を行う。道路及び付帯設備等は、史跡の本質的価値を保存する観点から、位置や規模等について総合的に検討する。

（2）B区、C区

B区、C区の保存管理の方針は、第7章第2項で次のように定めた。ここでは、地区区分した範囲の構成要素（構成要素は第4章第2節第1項）の保存管理方法を示す。

B区、C区の構成要素毎の保存管理方法

地区区分	構成要素区分	保存管理方法
B区 指定された区域 と同等な本質的 価値を持つと推 定される。土地 所有者等と協議 を図り、地下遺 構にき損が生じ ないよう現況保 存に努める。ま た、調査研究を 進め、その価値 を明らかにし、 条件が整った範 囲は追加指定の 検討等を進める 区域	本質的価値に関連 する諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等と協議を図り、現状保存に協力を求める。 ・埼玉県指定史跡「赤沼古代瓦窯跡」及び覆屋は、所有者と協議を行い、適切な維持管理を行う。 ・埋蔵文化財包蔵地範囲の見直しを検討するため、必要な調査を行う。 ・条件が整った箇所から、追加指定に向けた協議を進める。
	本質的価値に関連 しない諸要素等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡に配慮した、適切な景観形成を協議していく。 ・道路及び付帯設備等は、史跡の本質的価値を保存する観点から、位置や規模等について総合的に検討する。
C区 本区域は、史跡 の保存活用に資 する土地利用や 運用を目指し、 土地所有者や管 理団体、庁内関 係部局と協議を 進める区域	本質的価値に関連 する諸要素等	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地範囲の見直しを検討するための調査を行う。 ・周辺地形等は、史跡に配慮した適切な景観が形成されるよう協議していく。
	本質的価値に関連 しない諸要素等	<ul style="list-style-type: none"> ・農村公園（石田川下流の体験水田を含む）は、史跡の保存活用に資する土地利用や運用を目指し、土地所有者や管理団体、庁内関係部局と協議を進める。 ・史跡に配慮した、適切な景観形成を協議していく。 ・道路及び付帯設備等は、史跡の本質的価値を保存する観点から、位置や規模等について総合的に検討する。

第3節 現状変更等の取扱い基準

1 史跡の現状変更等の取扱いに関する法令・基準

（1）制度の概要

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定により、史跡に関し「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）」をしようとするときは、原則として文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、「法」125条第1項のただし書きにて、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合」に関する行為は現状変更等の許可が不要とされている。

また「法」第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち軽微なものについては都道府県の教育委員会（ここでは埼玉県）に権限が委譲されており、その範囲は「法施行令」第5条第4項第1号に示されている。さらに、権限移譲された現状変更等の取扱い基準は、「法施行令」第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可事務の処理基準（以下「事務処理基準」という）に定められている。

こうした関連法令・基準に則した取扱を原則とする。

① 現状変更等を許可できない行為

事務処理基準により、以下の場合には、現状変更等の許可をすることができないとされている。

- ・ 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存・管理の基準に反する場合
- ・ 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・ 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

② 現状変更等の許可が不要な行為

「法」第125条第1項のただし書きにて、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置をとる場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は現状変更等の許可不要行為とされている。このうち「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条により、以下のように定められている。

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止す

るため応急の措置をするとき。

- 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

ただし、「法」に基づいて、き損が生じた場合には「き損届」を、また、き損箇所の復旧を行う場合は「復旧届」を、それぞれ文化庁長官に提出する必要がある。

2 史跡南比企窯跡における現状変更等の取扱いの基本方針

上記を踏まえ、史跡の現状変更等に係る許可は、文化庁長官あるいは埼玉県教育委員会が法令に定められた基準に基づき判断することとなる。本計画で示す保存の方針に基づき、史跡の現状変更等の取扱方針を次のように定める。

- 史跡の本質的価値の保存のため、史跡の保存・管理、活用、調査、整備を目的とするものを除き、現状変更は認めない。
- き損した地形の現状復旧については、調査研究成果に基づいた十分な検証がなされたものに限り認める。
- 調査研究を目的とする行為は、史跡の価値を損ねることがないよう留意して実施しなければならない。
- 公益上必要な行為は、史跡の本質的価値を構成する要素の保存に対する配慮がなされたものについて、協議のうえで定める。

史跡指定地内の現状変更の取扱基準

現状変更項目		史跡指定範囲	埋蔵文化財包蔵地を含む範囲
項目	行為	A区	B区
土地	地形の改変	・地下遺構の保存、史跡の保存活用のための整備、防災に関わるものを除き、原則として認めない。	・遺跡の保存活用を目的としたものを除いて、既存の景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。
史跡の保存・整備	発掘調査	・遺構保存や史跡整備に係る調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合に認める。に応じて認める。	・左記同様
	史跡整備	・遺構や景観への影響が最小限の物に限り認める。また、整備は発掘調査成果の基づき、必要な協議の上、認める。	—

建築物等	新築・増築・改築	<ul style="list-style-type: none"> 新築は原則として認めない。しかし、史跡の保存整備に関わるものは地下遺構や景観に影響を与えないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の保存活用を目的としたものを除いて、新築は避けるよう協力を求める。 建替、増改築は遺構に影響がない場合について認める。 既存建物の補修は、遺構の保存や史跡の保存活用に影響を及ぼさないように協力を求める。
工作物等	設置	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存活用を目的としたものを除いて、新設を避けるよう協力を求める。
	改修	<ul style="list-style-type: none"> 協議の上、変更の必要性が認められ、地下遺構や景観に影響がないものについて、材質や規格などを検討した上で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように、協力を求める。
	除却	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響のないものは認める。 	
道路等	設置	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路新設、拡幅などが生じないよう関係部局に周知し、遺構保全について理解及び協力を求める。
	舗装、修繕	<ul style="list-style-type: none"> 公益上必要な場合は、地下遺構や景観に影響のないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存道路の維持管理は、遺構への影響や、景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
	除却	<ul style="list-style-type: none"> 遺構に影響のないものは認める。 	
地下埋設物	設置、改修	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋設物の新設、改修、除去は遺構保存を前提とし、遺構に影響を及ぼさないように協力を求める。
立竹木	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用のための整備に関わるものに限り、地下遺構への影響のないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採や抜根は遺構の保存に影響を及ぼさないように協力を求める。 新規植栽は、遺構保存や景観に影響を及ぼさないように協力を求める。
	伐採	<ul style="list-style-type: none"> 枝打や剪定等の日常的な維持等の措置（草刈、落葉処理など）については認める。伐採は史跡 	

		の保存活用や景観確保に有効なものに限り認める。	
	伐根	・史跡の保存活用のための整備に係るものを除き、原則として認めない。	
自然災害などにより史跡が被害を受けた場合の措置	現状復旧、応急措置、応急措置に必要なテントやプレハブ等の設置	・非常災害のために必要な応急措置、史跡の保存への影響が軽微な対策工事及びそれに伴うものは、許可を要しない。	・遺構保全について理解及び協力を求める。
	史跡の価値に影響を与える根本的な復旧工事	・必要に応じて認める。	

3 追加指定と公有地化について

(1) 追加指定

- ・史跡に隣接する周知の埋蔵文化財範囲やその後の調査により、本質的価値が明らかになった範囲は、条件が整い次第追加指定を検討する。
- ・追加指定の検討範囲は次の通りとする。

①石田遺跡〔地区区分図に示すB区〕

斜面地の現状は山林であり、一部に埼玉県指定史跡「赤沼古代瓦窯跡」覆屋が位置している。斜面地中及び下には、町道（2267号、2269号）が敷設されているが、一帯は赤沼古代瓦窯跡、水穴前窯跡等の灰原等が広がる範囲である。

また範囲の一部は農村公園に含まれる用地（体験水田等）である。

②天沼遺跡〔地区区分図に示すB区〕

緩斜面の現状は、畑地や住宅等が広がる。ここでは8世紀中頃から9世紀中頃の窯跡、灰原、竪穴建物等が確認され、新沼窯跡の工房・工人集落と考えられている。

③新沼窯跡〔地区区分図に示すB区〕

史跡の丘陵斜面には、8世紀中頃から後半を中心に操業した窯跡26基や灰原が確認されている。しかし、この窯跡の大半は未指定地であるため、確実に遺構保存を図る必要がある。

(2) 公有地化

- ・現在の史跡指定地の大半は民有地であることから、土地所有者と協議を図りながら、計画的に公有地を進めていく。

第8章 活用

第1節 活用の方向性

第6章で示した活用の基本方針に則り、その方向性について次のように整理する。

1 積極的な情報発信と多様な人々とのつながりを創出

史跡の本質的な価値を多角的に発信し、史跡を核とした地域の魅力向上と、多様な人々とのつながりを創出する。

2 歴史文化に親しむ心の醸成

学校教育や生涯学習の場として活用し、歴史文化に親しむ心の醸成を図る。

3 生涯学習との連携、友好都市事業の充実

子どもから高齢者までが共に学び、活動できるプログラム（親子向けの体験学習など）を実施して、世代を超えた交流を創出するほか、町域外に広がる広義の南比企窯跡や往時の供給先との縁を幅広く活用し、それぞれの特性を生かしたつながりを構築していく。

4 隣接する諸施設との連携

3か所の史跡指定地には、石田遺跡では「農村公園」、天沼遺跡・新沼窯跡では「泉井交流体験エリア」が隣接地に存在している。それぞれの施設は既に地域で有力な集客施設であり、農村公園内の復元古代窯では、古代やきものの体験が行われている。このような状況を踏まえたうえで、史跡とのより良い連携を検討する。

なお、隣接する諸施設の整備目的や現在の活用状況を踏まえたうえで、史跡南比企窯跡の基幹的活用施設の整備も検討する。

5 自然と歴史の一体化

豊かな比企丘陵の自然と歴史を生かした活用を行う。

第2節 活用の方法

前節の「活用の方向性」に基づき、次のとおり史跡全体の活用の方法を位置づけるとともに、各々の史跡での情報発信、歴史文化に親しむ、生涯学習との連携、隣接する諸施設等との連携、自然との一体化の方法について区分して整理する。

1 積極的な情報発信と多様な人々とのつながりを創出

（1）既に鳩山町デジタル博物館を展開し、史跡南比企窯跡についての案内等を行う運用を行っているが、今後は史跡の本質的価値をわかりやすく伝える等のサイトの充実を図る。

- (2) スマートフォンやタブレット等のデジタル機器を用いてAR(拡張現実)技術を用いた復元想定画が見られる等のコンテンツの充実やボランティアガイドの育成を検討する。
- (3) ICTの運用として、SNS等を利用して、幅広い利用層に向けてPRを行い多様な人々とのつながりを創出する。

2 歴史文化に親しむ心の醸成

- (1) 史跡を町内小中学生の校外学習の場として活用し、歴史文化に親しむ心の醸成を図る。また、史跡の基幹的活用施設を整備する場合は、町外の小中学生の遠足等にも対応できるような施設内容とする。
- (2) 史跡を訪れやすくなるような仕組みとして、出前授業等の実施や現地での歴史学習や体験学習の支援実施を行う。
- (3) 多世代交流活動センター出土品展示室にて、史跡南比企窯跡に関する展示内容の充実を図る。

3 生涯学習との連携、友好都市事業の充実

- (1) 窯業に係る多様なテーマ構成(例:準備する、原型づくり、焼成、運ぶ、使う等)による体験学習等を通じ、世代間の交流促進を図る。
- (2) 鳩山町は、武蔵国分寺瓦を縁として東京都国分寺市と友好都市協定を締結し各種事業に取り組んでおり、その更なる充実を図る。
- (3) 比企地域の巡回文化財展「比企のタイムカプセル」などを活用し、隣接する市町と連携した生涯学習を展開する。
- (4) 大東文化大学との地域連携協定を生かし、史跡等に関する様々な学びの機会創出を行う。

4 隣接する諸施設と連携

- (1) 連携の拠点施設では、ガイダンス機能を有することが必要であるほか、各施設では便益機能の共有を進める。
- (2) 隣接する諸施設と連携し事業を効果的に展開していくために、ボランティアガイド(窯跡案内人)の育成を図る。
- (3) 「農村公園」と「泉井交流体験エリア」の施設の性格を生かした連携を展開していく必要がある。

5 自然と歴史が一体となった活用

- (1) 比企丘陵の豊かな自然を生かして、史跡南比企窯跡の歴史と自然を同時に楽しめる場の開催を検討する。

(2) 町域に点在する広義の南比企窓跡をめぐる、歴史や健康を意識した散策コースを設定し、四季に応じた楽しみや学びができる場を創出する。

史跡ごとの活用の方向性と方法

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窓跡
史跡活用の方向性	斜面地の樹木を生かしつつ、必要な遺構の顕在化を図る。また、隣接する「農村公園」内の復元古代窓のより積極的な利用や公園内諸施設機能の連携充実を図り、史跡と一体となった活用を目指す。	将来的には堅穴建物等の遺構の顕在化による工人集落を体感できる活用を目指すが、当面は既存町道からの見学とし、「泉井交流体験エリア」施設や芝生広場等を利用した展示や活用を目指す。	左記同様に窓跡遺構等の顕在化による窓跡群を体感できる活用を目指すが、当面は見学時の安全性を考慮した公開見学方法を検討する。また、「泉井交流体験エリア」施設や芝生広場等を利用した展示や活用を目指す。
情報発信	ICTによる総合的な情報発信のほか、農村公園担当課等との連携による農村公園の各種行事等と併せた情報発信を行う。	ICTによる総合的な情報発信のほか、「情報と併せて、両史跡を結びつけ、楽しく学びや体験ができるように動線の紹介やサテライトとしての創造性に富んだ情報発信を行う。また、付近小学校と連携した情報発信を検討する。	
歴史文化に親しむ	校外学習により、古代の焼き物に必要な薪木、水、土（粘土）を、故郷の自然を通じて親しむことができるようとする。 ・周辺地形 ・斜面林の植生 ・石田川の流れ	・周辺地形 ・斜面林の植生 ・泉井川の流れ	「農村公園」の広場、諸施設を活用し、小中学校の校外学習による活用を進める。
生涯学習との連携	交流体験の一環で、各種の案内人によるガイドプログラムの実施を検討する。ボランティアガイドは、地元中高生、大学生による専門的な案内等が行えるよう検討する。		
隣接する諸施設等との連携	町民との交流ができる場の連携を図る。芝生広場（復元古代窓用の樹木育成等）や湿生植物園での往時の植生再現等の関連性が高く共有できる体験プログラムの開発や実施を検討する。	相互連携方法の検討が必要である。「泉井交流体験エリア」では施設に提供する体験プログラムの開発や実施を検討する。	
自然との一体化	斜面との植生や石田川対岸の斜面地地形を活用し、谷筋の景観を見通せる景観を目指す。	緩やかな斜面地形を感じができるほか、新沼窓跡側に開けた景観形成を目指す。	埋蔵文化財包蔵となっている丘陵地形や植生を生かした活用を目指す。

第9章 調査

第1節 調査の方向性

第6章で示した調査の基本方針に則り、その方向性について次のように整理する。

1 史跡の正しい理解や適切な保存活用を図るための追加調査

史跡に隣接している同等な価値があるとした範囲について、その価値の解明のための調査・研究を推進する。その成果に応じて保護が必要な範囲の見直し、史跡の適切な保護につなげていく。

2 本質的価値をより顕在化していくための調査

活用や保存整備に生かすため、必要な個所についての調査と研究を進める。

3 広義の南比企窯跡の学術的な価値を高める調査

窯跡群が点在する地域における従来からの調査・研究の見直しを進め、史跡の適切な保存と活用につなげていく。

第2節 調査の方法

前節の「調査の方向性」に基づき、次のとおり区分して整理する。

1 史跡の正しい理解や適切な保存活用を図るための調査

(1) 史跡範囲と密接な関係を持つと想定される範囲は、追加指定に向けた計画的な調査を進める。

(2) 史跡周囲の埋蔵文化財法蔵地は、史跡の広がりの確認と関連する地形保全を目指した長期的な視点での調査を進める。

(3) 保存活用の基礎的調査として、植生調査や詳細地形測量を実施する。

2 本質的価値をより顕在化していくための調査

(1) 遺構のより高い解明や整備に生かす諸条件の把握のため、必要な発掘調査等を実施する。

3 広義の南比企窯跡の学術的な価値を高める調査

(1) 既存調査記録や出土遺物等の再整理を進めてデータベース化を図り、適宜デジタル博物館との連携を進める。

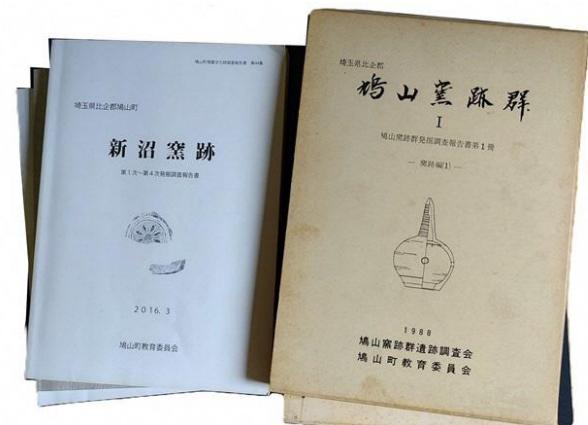
(2) 先人の各種報告や関連機関が行った諸記録を計画的にデジタル化して保管し、将来的にはデータベース化を図る等の記録保存の充実を図る。

史跡ごとの調査の方向性と方法

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡カルテの作成 ・既存調査記録や出土遺物等の再整理を進めてデータベース化を図り、適宜デジタル博物館との連携を進める。 ・先人の各種報告や関連機関が行った諸記録を計画的にデジタル化して保管し、将来的にはデータベース化を図る等の記録保存の充実を図る。 		
遺跡名/区分	A区	B区	C区
石田遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構のより高い解明や整備に生かす諸条件の把握のための調査 ・地形詳細測量 ・植生調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡範囲と密接な関係を持つと想定される範囲で、追加指定に向けた計画的な調査を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の広がりの確認と関連する地形保全を目指した長期的な視点での調査を進める。
天沼遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構のより高い解明や整備に生かす諸条件の把握のための調査 ・地形詳細測量 ・植生調査 		
新沼窯跡	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構のより高い解明や整備に生かす諸条件の把握のための調査 ・地形詳細測量 ・植生調査 		



発掘調査の様子(広町遺跡B地区1号窯)



既知の報告書等

第10章 整備

第1節 整備の方向性

第6章に示した整備の基本方針に則り、その方向性について次のように整理する。

1 史跡の本質的価値を保存するための整備の方向性

史跡を確実に保存・継承していくためには、本質的価値である窯跡や灰原、竪穴建物跡、遺物、埋蔵文化財のほか、窯跡を構成する地形等を確実に保存する必要がある。そのために本質的価値の保存と共に、関連する町道、水路、墓地等の取扱いについても検討を行う。

2 史跡の本質的価値を伝え活用するための整備の方向性

史跡南比企窯跡の本質的価値を正しく伝えるため、学校教育や生涯学習として活用し、かつ歴史の追体験ができる整備を行う。

また、窯跡の本質的価値の顕在化を図るほか、解説板等の情報発信施設等の整備を実施する。

3 公開活用を図るための整備の方向性

学校教育や生涯学習、歴史の追体験の場等として利用する際の安全性の確保、快適な利用、魅力ある場の創出のために、園路整備、学習のための広場整備、その他公開に必要な便益施設等の整備、眺望や景観に配慮した環境整備を行う。

4 広義の南比企窯跡を活用するための整備の方向性

史跡指定地の他、町内に展開する多くの窯跡群の情報を正しく伝え、ふるさとへの思いを醸成する魅力のひとつとする。

第2節 整備の方法

1 史跡の本質的価値を保存するための整備の方法

(1) 史跡指定範囲以外の計画対象範囲は、当面は現況保存とし、追加指定後に必要な整備を検討する。

(2) 史跡範囲を明確化して保存を図るため、史跡境界標を設置する。

(3) 適切な樹木管理を通じて、雨水による遺構保護表土の流失を防ぐ。

(4) 遺構等の確実な保存を図るために必要な侵入防止対策を行う。

史跡ごとの本質的価値を保存するための整備

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
地下及び地上に表示された遺構の確実な保存を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 散策に際して、法面への過剰な立入を防ぐため、地権者と協議の上、必要な進入防止対策を行う。 史跡境界標の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 一部公有地範囲は、必要に応じて簡易な柵等で進入防止を図る。 史跡境界標の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 一部公有地である範囲は、必要に応じて簡易な柵等で進入防止を図る。 新沼からの丘陵裾部の地形は排水路で浸食等があり、保存対策を検討する。 史跡境界標の設置

2 史跡の本質的価値を伝え活用するための整備の方法

- (1) 発掘調査に基づき、各種整備手法により遺構の顕在化を図る。
- (2) イラスト等を用いたわかりやすい解説板や説明板を設置する。
- (3) デジタル博物館と連携したコンテンツを上記に組み込み、理解を高める。
- (4) ジオラマ模型等により、史跡をイメージしやすい解説情報を提供する。

史跡ごとの本質的価値を伝え活用するための整備

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
史跡の価値をわかりやすく伝える整備手法	<ul style="list-style-type: none"> 本質的価値を伝えるための各種整備手法による遺構の顕在化を図るほか、解説案内板、ICT を生かした情報発信を通じて、史跡南比企窯跡の価値を伝える。 管理・運営を踏まえた多面的な機能を果たせる施設整備を検討する。 「農村公園」の既存機能（便益施設、管理施設等）の共有 「泉井交流体験エリア」の既存機能（便益施設、管理施設等）の共有 県指定史跡赤沼古代瓦窯跡は、史跡指定地外であるが、史跡の価値を伝える重要な遺構であり、見学しやすい施設改修を検討し、史跡指定地と一体的な整備を進める。 		

3 史跡を公開活用するための施設整備の方法

- (1) 遺跡の位置表示、場所ごとの誘導、注意等の標識サインの設置
- (2) 見学動線を明確にした園路等の整備
- (3) 柵や車止め等による安全対策

史跡ごとの公開活用するための施設整備

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
見学しやすく、魅力ある史跡環境づくりのための整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・導入は町道 2186 号線からとし、駐車場を起点とする。 ・斜面樹木は窯跡整備手法に合わせて、樹木を生かした整備を行う。 ・斜面地形を見通せる見学動線を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の導入は「泉井交流体験エリア」の駐車場等を起点とする。 ・町道 311 号線を動線として、新沼窯跡に向かい、遺跡には往時の復元イラスト等がある解説板等を設置する。 ・新沼窯跡への道路横断箇所には横断歩道等の安全対策を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は町道 774 号線を動線として、新沼窯跡の見学を図る。 ・公開活用のための見学園路、安全対策等の施設整備を図る。

4 広義の南比企窯跡を活用するための整備の方法

- (1) 史跡南比企窯跡としての統一された施設デザインの展開
 - マスコットキャラクター「かまっぽー」等の利用、テーマカラー等の採用等
- (2) 「多世代活動交流センター」内の展示を拠点とした展示情報の充実
- (3) 町広報へ連載、デジタル博物館等による広義の南比企窯跡の積極的な紹介
- (4) リーフレット等の充実

史跡ごとの広義の南比企窯跡を活用するための整備

方向性/方法	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
史跡との一体的なイメージづくりのための整備手法	<ul style="list-style-type: none"> ・石田遺跡を史跡南比企窯跡見学の拠点とした施設整備の展開 <ul style="list-style-type: none"> (解説案内板、展示施設の利用、その他) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の窯跡を表す総合案内板の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・比企丘陵の自然が感じられる地形やふるさとの景観ともいえる谷津の溜池を生かした景観づくりを図る。

第11章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

第6章に示した運営・体制整備の基本方針に則り、その方向性について次のように整理する。

1 管理主体の運営・体制の強化

史跡南比企窓跡は鳩山町が管理団体となっている。これにより史跡の保存や管理については本町教育委員会事務局文化財保護・町史担当が行っている。

しかし、実務に対応している職員は3名で、本史跡の管理・運営の他、多岐にわたる文化財保護業務に対応している。そのため、本史跡に対して適切に対応できる運営・体制の構築を検討する。

2 相互連携ができる体制構築

史跡指定地内の道路、インフラ設備、隣接する「農村公園」や防災重点農業用ため池（天沼）もあることから、今後の史跡の適切な保存管理を図っていくためには、府内連携体制の充実が重要である。そのため、関係法令を所管する府内の関係各課と緊密な連絡や情報交換が必須となる。

また、史跡の活用に係ることのできる外部の諸機関や団体との連絡調整体制の構築を図る。

3 指導・助言組織等の体制構築

史跡の保存、活用にあたって、文化庁や埼玉県教育委員会、鳩山町文化財保護委員会などの指導・助言や点検を受けつつ、外部の専門家や学識経験者などに適宜助言を求め、支援や協力を得られる運営・体制を整えることが必要である。

第2節 運営・体制の方法

1 管理主体の運営・体制の強化の方法

施策の推進にあたり、適切な体制の確立を検討する。そのため専門職員の充実や適切な人員配置および役割分担の確認を行い、本史跡の保存活用とともに、多岐にわたる文化財業務に不足なく対応できる運営・体制の整備の検討を進める。

2 相互連携できる体制の構築の方法

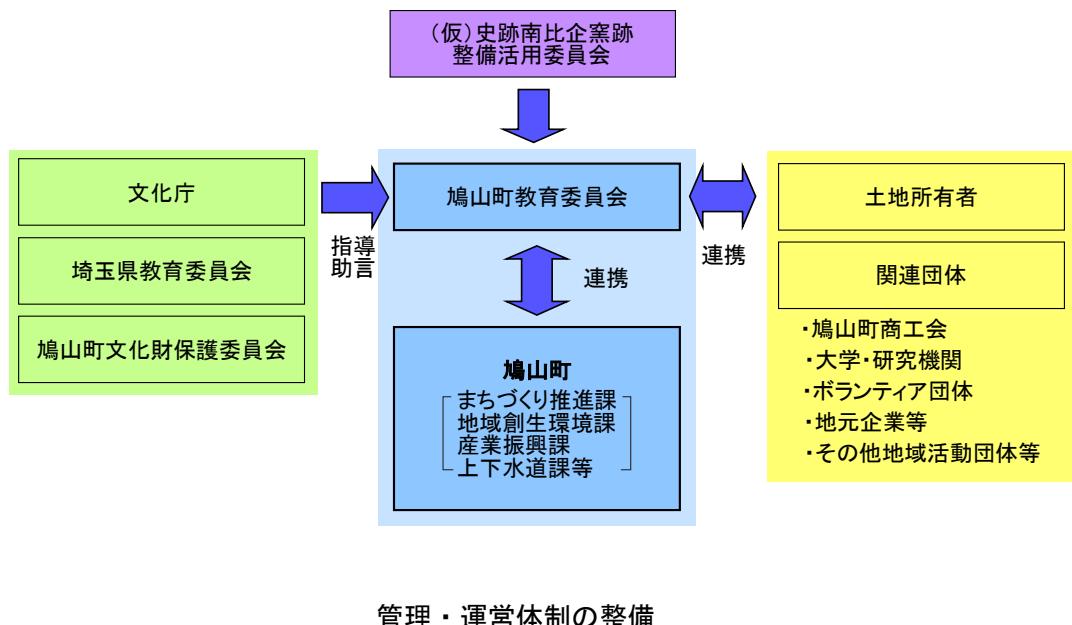
史跡の適切な保存管理を図っていくため、府内連携体制の充実が重要である。また、史跡の多面的な魅力を活用するためには、学校教育、生涯学習はもとより、観光やまちづくりを所管する各課や町民、地域活動団体、大学・研究機関、ボランティア、企業などと協力し合える体制づくりも必要となる。

そのための情報交換や支援を受けられる連携体制を含む運営体制の整備と強化の検討を進めていく。

3 指導助言組織の体制構築の方法

これまでの史跡の事業に関しては、各分野の専門家や学識経験者で構成された委員会を開催し、委員や文化庁の指導・助言のもと進めてきた経緯がある。今後もこうした適切な指導・助言を受けるための機会を設け円滑な事業運営を目指す。

また、他自治体との情報交換や協力・支援体制の構築を図り、組織的・人的ネットワークを充実させるための検討を進めていく。



第12章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の方向性

第7章から第11章において定めた方向性・方法に基づき、今後進めるべき施策について整理する。この内容の具体化を図るため、その方向性について次のように整理するが、事業の優先性、必要性、緊急性等について隨時検証し、社会情勢や財政状況なども考慮しながら整備を推進していくこととする。

1 施策の計画期間は、短期、中期、長期に区分して進める。

本計画では、早期の実施が必要な事業については短期計画、史跡の本格的な整備を進め、公開活用を目指した期間を中期計画と位置づける。また、以降に長期的な視点にもとづき実施する必要があるものを長期計画とする。

2 公開活用は、第一期整備として「石田遺跡」を優先して進める。

整備は早期の活用効果の点から、本町の有力な集客施設である「農村公園」に隣接し、かつ毎年焼成等の体験が行われている復元古代窯に隣接する石田遺跡を優先した整備を行う。

第2節 実施計画の概要

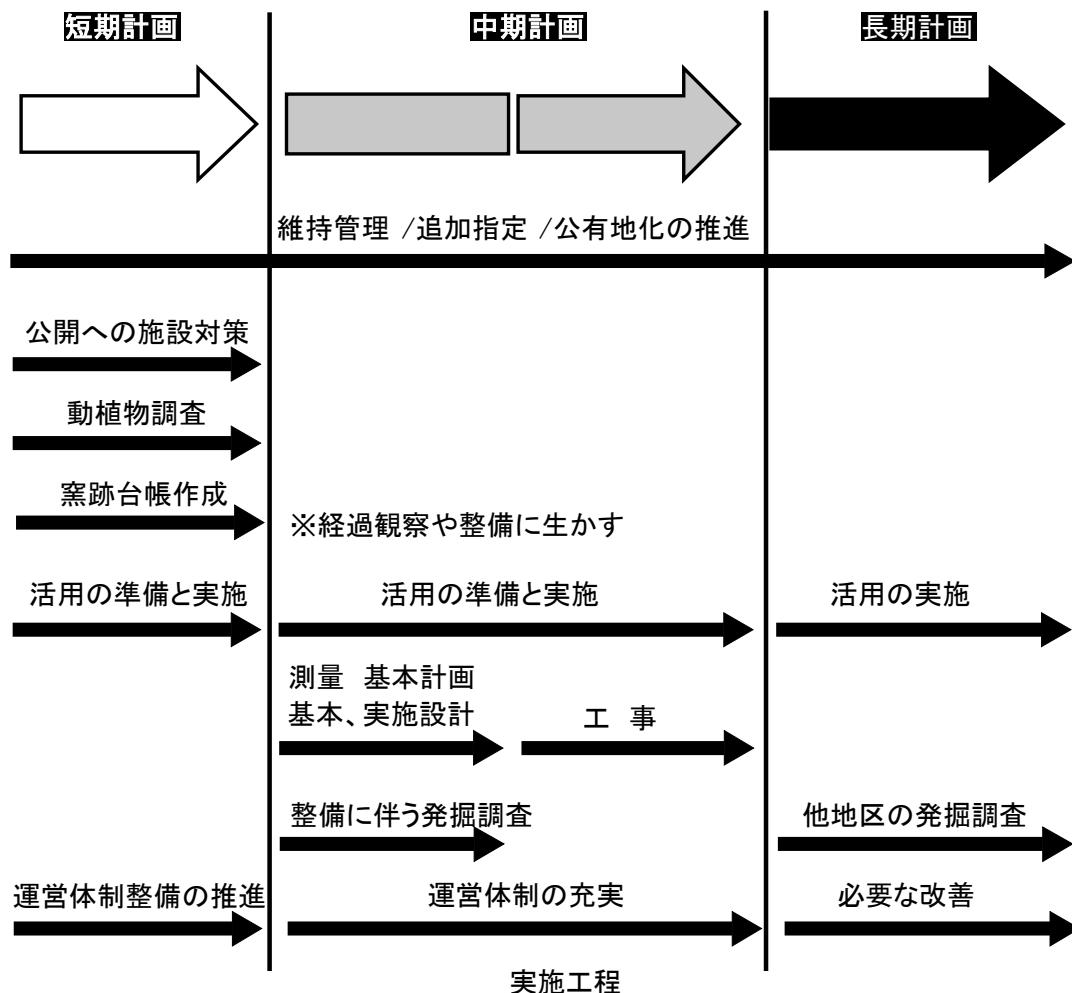
3つの史跡に関する施策の実施計画について、全体計画の概要と各期間の実施内容について次のように整理する。

1 全体計画の概要

保存活用計画の策定後、史跡の維持管理を進めつつ、公有地化の推進やB地区の指定に向けた取組み、測量や動植物調査等を進め、基本計画策定に向けた準備を進める。

次に中期計画では史跡の公開活用を目指す。そのため基本計画を策定し、保存整備に向けた設計と工事を進めて第一期整備を完了する。

また、長期計画では、引き続き史跡の公有地化の推進やB地区の指定に向けた取組みのほか、C地区の確認調査等を進め、調査成果の蓄積を重ね、進捗状況に応じて次期計画を進展させる。



2 区分した計画

(1) 短期計画

短期計画期間は概ね5年とし、史跡を早期に公開・活用するための準備期間とする。

実施計画の総括表・短期計画

区分	短期計画		
	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
保存管理	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化の推進 ・測量調査と動植物調査の検討 ・利用者数の把握の実施 ・管理団体による維持管理 ・史跡保存の理解のための関係各課との協議 		
活用	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学ルート設定と公開準備 ・見学案内等の紙媒体の充実 ・便益施設等の供用準備の協議 ・出前授業等の実施 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や生涯学習との連携強化のための手法検討 ・講演会等の準備と開催 ・デジタル博物館の連携の強化 ・古代やきもの体験の充実 ・史跡見学会等の実施 ・ボランティアガイドの育成準備 		
調査	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存調査等の整理と再分析 ・窯跡等の基本情報をとりまとめた窯跡カルテの作成 		
整備	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導標識の設置 ・隣接施設の一部供用 <table border="1"> <tr> <td>・案内板等の改修</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・見学の際の安全対策 ※安全な道路横断の整備 ・案内板、注意標識の設置 </td></tr> </table>	・案内板等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・見学の際の安全対策 ※安全な道路横断の整備 ・案内板、注意標識の設置
・案内板等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・見学の際の安全対策 ※安全な道路横断の整備 ・案内板、注意標識の設置 		
運営・体制	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理担当課の体制充実 ・諸機関及び関係各課との連携の推進 ・町民参画の手法検討 ・専門委員会の設置による指導体制の構築 		

（2）中期計画

中期計画は短期計画終了後の概ね 10 年とし、基本計画を策定し、第一期整備完了による公開活用を目指す期間とする。

実施計画の総括表・中期計画

区分	中期計画		
	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
保存管理	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化の推進 ・利用者数の把握の継続 ・境界標の設置 		
			・管理団体による維持管理
活用	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学案内等の紙媒体の充実 ・学校教育や生涯学習との連携強化のための手法展開 ・ボランティアガイドの育成と実施 ・デジタル博物館の連携の充実 ・古代やきもの体験の継続 ・隣接施設を利用した史跡見学会等の実施 		

調査	・必要な整備に伴う追加調査の実施	—
整備	・整備基本計画の策定 ・基本設計、実施設計 ・工事	・左記の計画に準じた整備工事
運営・体制	【共通】 ・管理担当部署の体制充実 ・史跡整備等への町民参画の実施 ・専門委員会の設置による指導体制の継続 ・経過観察による必要な改善を進める。	

(3) 長期計画

長期計画は第一期整備終了後の期間で、他地区の公有地化の推進やB地区の指定に向けた取組み、C地区の確認調査等を進める期間とする。また、経過観察の検討に応じて次期計画を進展させる。

実施計画の総括表・長期計画

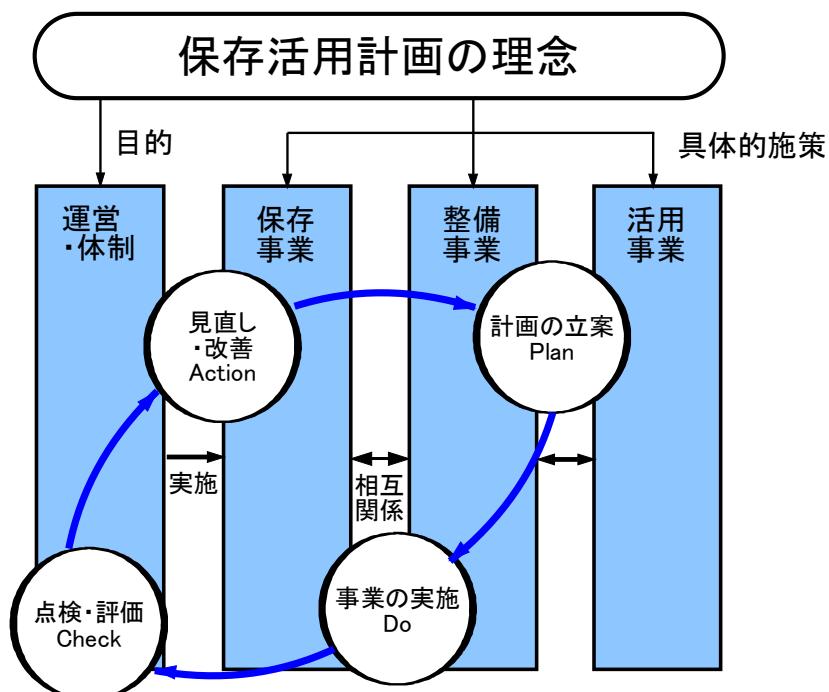
区分	長期計画		
	石田遺跡	天沼遺跡	新沼窯跡
保存管理	・整備完了に応じた利用者数の把握の継続 ・整備完了に応じた維持管理	・管理団体による維持管理 ・公有地化の推進 ・境界標の設置	
活用	【共通】 ・整備完了後の見学案内等の紙媒体の充実 ・学校教育や生涯学習との連携強化 ・ボランティアガイドの継続的育成と実施 ・古代やきものの体験の継続	・出前授業等の実施 ・オープン時のシンポジウム等の開催 ・デジタル博物館の連携の充実 ・史跡見学会等の実施	
調査	—	・必要な追加調査の検討と実施	
運営・体制	【共通】 ・経過観察による必要な改善を進める。		

第13章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡を保存活用するためには、継続的な維持管理を行うとともに、計画的に公開・活用や整備を行っていく必要がある。保存活用計画策定後は、保存・管理、活用、調査、整備、運営・体制等の各分野について定期的に経過観察を行うことが必要である。

- 1 経過観察は鳩山町教育委員会文化財保護・町史担当が主体となって実施する。
- 2 評価は、専門的機関（第三者委員会等）による検証を行う。
- 3 P D C Aサイクルの考え方を導入する。



P D C Aサイクルのイメージ

第2節 経過観察の方法

1 自己点検

第7章第2節で示した台帳作成による史跡現状の把握とともに、これまでの施策や事業の進捗状況を把握するための点検表を作成して自己点検を行う。点検表は、『史跡と重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を参考とした点検・検証を行い、事業の進捗状況等を確認し、課題の有無や見直しの必要性の検討を行う。

2 評価

上記でとりまとめた自己点検の評価は、府内検討委員会や専門的機関（第三者委員会等）へ報告し、評価や今後の対策などについて指導・助言を仰ぐこととする。

3 課題の改善方法の検討と実施

施策・事業の評価を受け、関係各課とも連携し、史跡の保存・活用に係る当初の目的が達成できるよう施策等の効果的な改善を検討する。

自己点検表・案

項目	点検内容	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
計画策定 に関する こと	保存活用計画に基づいて実施されているか。				
	保存活用計画の見直しは行われているか。				
	整備基本計画は策定されたか。				
調査研究 に関する こと	必要な発掘調査は実施されているか。				
	出土遺物等の調査研究は実施されているか。				
	他地域の窯跡等整備事例研究は行われているか。				
	関連する諸機関との情報交換は行われているか。				
保存に関 すること	保存活用計画に基づいて実施されているか。				
	指定時における本質的価値について十分把握できているか。				
	調査研究により、史跡の価値等の再確認はできているか。				
	専門的機関の指導に基づいて行われているか。				
	史跡の追加指定への取り組みを行っているか。				
	境界標の設置、現地での範囲の明示はできているか。				
管理に関	日常的な管理はなされているか。				

すること	史跡の保存環境に係る観察（遺跡台帳等の作成）はできているか。				
	史跡周辺の環境保全のために所有者や地域住民、関係機関との合意、連携は図られているか。				
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定めて実行しているか。				
	保存活用計画に基づいて実施されているか。				
公開活用に関すること	公開が適切に行われているか。				
	本質的価値を学び理解する場となっているか。				
	学校教育・生涯学習活動等との連携は図られているか。				
	町民参加を踏まえた史跡活用がなされているか。				
	関係自治体と連携した活用がなされているか。				
	隣接施設との効果的な連携は図られているか。				
	利用者等の人数把握はできているか。				
整備に関すること	遺構に影響が生じない整備となっているか。				
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか。				
	史跡の本質的価値がわかりやすく明示されているか。				
	整備や修復において伝統技術を十分に尊重して実施できたか。				
	案内板・説明板は適切に設置されているか。				
	デジタル博物館との連携は行われているか。				
	パンフレット等の情報発信は十分に行われているか。				
	多言語に対応した整備が行われているか。				
	活用を意識した整備が行われているか。				
	整備において目指すべき環境等の姿を実現することができたか。				
	整備基本計画に基づいて実施されているか。				
運営・体制に関すること	運営については適切に行われているか。				
	保存活用に必要な体制が整えられているか。				
	庁内の他部署との連携が図られているか。				
	町民や関係団体との連携は図られているか。				
	ボランティア等の育成や支援は図られているか。				
	予算や人員を確保するための取り組みができているか。				

卷 末 資 料

1. 文化財保護法（第1章 総則、第7章 史跡名勝天然記念物） 126
2. 埼玉県自然公園条例（第1章 総則、第3章 保護及び利用） 132
3. 埼玉県自然公園条例施行規則（第19条） 135
4. 埼玉県文化財保存活用大綱（第1章5・7） 136

1. 文化財保護法

昭和二十五年 法律第二百十四号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十二条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十二条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第一百六十五条並びに第一百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に關し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要

な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適當な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責

任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十四条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることができないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十五条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十二条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十六条 史跡名勝天然記念物に関し現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第一百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第一百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第一百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第一百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第一百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
 - 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2. 埼玉県自然公園条例

昭和三十三年四月一日 条例第十五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 埼玉県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。以下同じ。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 埼玉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この条例の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と産業開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(略)

第三章 保護及び利用

(特別地域)

第十二条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

- 2 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

- 七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 九 土地を開墾しその他の土地の形状を変更すること。
- 十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十一 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十三 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十五 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十六 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち、知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されたこととなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次の各号に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 第十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- （条件）**
- 第十三条** 前条第三項の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付すことができる。
- （普通地域）**
- 第十四条** 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
- 一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の处分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の处分をすることのできない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行う行為

二 第十九条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

四 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令等)

第十五条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第三項の規定、第十三条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による处分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十二条第三項の規定による許可を受けた者又は第十四条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十二条第三項、第十四条第二項又は前条の規定による处分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十二条第三項各号、若しくは第十四条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地又は建物の所有者若しくは占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(集団施設地区)

第十七条 知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

第十八条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を醸させせるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3. 埼玉県自然公園条例施行規則

第十九条 条例第十四条第七項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十五条第一号から第十四号の十まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十四号から第三十七号の三まで又は第三十九号若しくは第四十号に掲げる行為
 - 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものを新築し、改築し、又は増築すること。
 - 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
 - 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
 - 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
 - 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
 - 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
 - 十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
 - 十二 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - 十三 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
 - 十四 漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
 - 十五 前各号に掲げる行為に附帯する行為
- 一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一二年四九号・一五年二〇号・一七年一六八号・三〇年五六号・令和元年二一号〕

4. 埼玉県文化財保存活用大綱

第1章 本県の概要と特徴

5 歴史と文化

現在は海のない埼玉県であるが、日本列島が現在の形となる以前の約1,700万年前に現在の秩父盆地を中心とした関東山地の東縁に「古秩父湾」と呼ばれる海が広がっていた。古秩父湾は約200万年間存続し、約1,500万年前に姿を消した。この太古の海の誕生から消滅までの海の盛衰の記録が秩父地域の地層に残され、この海に生息した生物化石も多数発見されている。

日本列島の地形がほぼ現在の形になった以後、県域には山地、丘陵地、台地、低地といった変化に富む地形及び大小の河川や池沼が形成され、そこに数多くの動植物が生息・生育した。人々が生活を営むようになってからは、その恵みを背景とした様々な生業とそれをもとにした多様な歴史文化が形成されてきた。

山地である秩父地域では、山間の谷筋ごとに生活が営まれ、それぞれ独自の習俗が生まれたが、近代以降の都市化の影響をあまり受けてこなかったことから、多くの祭礼や民俗行事が残され「民俗の宝庫」とも呼ばれている。現在多くの自然林が残り豊富な生物相が成立している。また、金、鉄、銅、鉛などを含む多種の鉱物を産出する秩父鉱山は江戸時代から採掘が行われていたことが知られている。

西部の丘陵地に営まれた古代の窯業も本県歴史文化の特徴である。登り窯建築に適した斜面と燃料となる豊富な雜木林の存在から古代の武藏国四大窯跡のうち3つが県内に営まれた。これらの窯の生産品は西関東を中心に広く関東一円に流通したことが知られている。丘陵地や台地には現在多くの雜木林が残り、多様な野生の動植物が生息・生育している。

また、日当たりの良い平坦な台地や緩やかな斜面地が多いこの地域では、江戸時代以降、養蚕が農家の副業として行われてきたが、幕末の横浜開港を契機に生産が拡大され、昭和前期まで産業の中心となつた。

県東部や南部の低地部は、氷河期が終了し温暖化が進行した縄文時代前期に海面が上昇し、台地縁辺まで海となっていたことが同時期の貝塚の分布から明らかとなっている。かつて河川の乱流地帯であった東部の低地には河畔砂丘も形成されている。

近世以降この地域では水田とその裏作である木綿栽培に伴う綿織物が広く行われ、それに伴い藍染や足袋製造などの産業が盛んとなつていった。

この他、「川の国」とも呼ばれている埼玉県は、利根川や荒川といった大河川とその支流である多くの河川があり、ムサシトミヨのような特徴的な生物も生息している。

西日本が政治、経済、文化の先進地となる弥生時代から古代にかけては、本県域をはじめとする東日本の社会はそれらの地域との関係の中で発展を遂げることになった。

西日本の文物が東日本にもたらされるルートは、東海地域から南関東を経由するルートと、東海から中部地方を経て北関東を経由するルートの二つが中心となるが、県域は両ルートの接点となる位置にあり、古代から中世にかけて南関東と北関東の政治勢力との関わりの中で歴史が刻まれていった。古墳時代には、東日本でも屈指の大古墳群である埼玉古墳群が、東京湾から内陸に向かう河川交通の要衝であり、かつ、当時東日本で最も大きな権力を持っていたとされる毛野(現在の群馬県)との境界付近に営まれた。

中世の幕開けとなる源頼朝による鎌倉幕府設立を埼玉県域に本拠を置く武藏武士が御家人として支えた。彼らはその後各地に守護・地頭として赴任し、その所領を全国に拡大していく。

また、中世の県域は、南関東と北関東の勢力がぶつかり合う争乱多発地域となり、数多くの城館が築かれ、多くの中小武士団が活躍した。彼らにゆかりの文化財も多く残され、中でも供養塔である板碑を始めとする中世石造物は全国屈指の数が確認され、文字資料の少ない当時の県域の様子を知る重要な手

掛かりとなっている。

江戸時代以降は日本の政治、文化、産業の中心であり、一大消費地でもある江戸・東京の隣接地として埼玉県の産業がその発展を下支えしたほか、江戸東京の文化に影響を受けた民俗文化が育まれた。さらに、江戸の防災や食料確保のため、治水事業や野火止用水などの用水路の開削や三富新田、見沼溜井の新田開発などが行われた。

江戸の文化の影響は社寺彫刻にも及んだ。日光東照宮に見られる装飾豊かな彫刻は、江戸の大名屋敷でも取り入れられ、その後、江戸近郊の社寺にも影響を与え各地に広まつていった。

熊谷市妻沼の歓喜院聖天堂もその一つであるが、日光東照宮の改修を手掛けた石原吟八郎（吟八）とその門人による華麗な彫刻は、高度な技術が駆使された近世装飾建築の頂点をなす建物であること、また、そのような建物の建設が民衆の寄付によって成し遂げられた点が、文化史上高い価値を有するとの評価を受け、平成24年に国宝となった。

江戸時代に城下町として栄えた川越は、明治以降に東京の発展とともに商都として繁栄し、財力を背景に防火対策を施した重厚な蔵造りの街並みが形成され現在も小江戸川越として多くの観光客を集めている。

明治維新後は、近代建築に欠かせない煉瓦を供給するために、近代日本経済の父と言われる渋沢栄一や益田孝等により設立された日本煉瓦が深谷に工場を建設したほか、大消費地である東京の需要に大量生産をして応えるため、織物や铸物産業を中心に産業の近代化が進んだ。

第二次世界大戦後、東京への一極集中の進行による、県南部を中心とした人口の増加や産業の近代化により地域社会が変容し、県民の地域の歴史や文化財への関わり方も変わりつつある。

（略）

7 これまでの本県文化財行政における保存活用

県では、昭和44年のさきたま資料館（現さきたま史跡の博物館）の設置を皮切りに県立の博物館・美術館等の整備を進め、現在8つの施設を県教育委員会が所管している。

これらの博物館・美術館等による資料収集、調査研究、展示、教育普及事業や、県教育委員会事務局による文化財の修理や整備への補助事業、普及事業を通じて文化財等の保存活用を行っている。

県内市町村の文化財保護行政は、高度経済成長期の開発から文化財を守るため、埋蔵文化財専門職員を中心に配置が進められた結果、全国的にも早期に整備が始められた。現在、市町村で文化財行政に携わっている埋蔵文化財の専門職員数は180名を超え、福岡県、大阪府に次ぐ全国3位の人数である（平成30年度文化庁調査）。

また、市町村立や私立の博物館・美術館等の設置も進められ、県内の博物館・美術館等で構成される埼玉県博物館連絡協議会には現在81館が加盟している。

自治体への専門職員や学芸員の配置が整備されていく中で、専門的、学術的知見に基づき文化財の歴史的、学術的な価値を発見し、展示や普及活動でその魅力を発信する取組が進められていった。

市町村と県が連携した文化財関係団体の設立も古く、昭和36年には市町村の文化財保護審議会委員や学識者による埼玉県文化財保護協会の設立をはじめとして、昭和49年には埼玉県博物館連絡協議会と埼玉県市町村史編さん連絡協議会（現埼玉県地域史料保存活用連絡協議会）が発足した。これらの団体では文化財関係職員の研修や県民を対象とした講座やイベントなどの開催だけではなく、災害時の文化財レスキュー活動などを通じて埼玉県における文化財の保存活用に大きな役割を果たしてきた。

また、平成15年度には埋蔵文化財保護行政の諸問題について調査検討を行うため、市町村の埋蔵文化財保護行政担当職員を委員とする埼玉県埋蔵文化財諸問題検討委員会が設置された。本委員会の調査検討を踏まえ埼玉県埋蔵文化財発掘調査標準や埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準が策定されるなど、本県埋蔵文化財保護行政の推進に重要な役割を担っている。（下略）